

昭和二十四年法律第百九十五号

目次

第一章 総則（第一条—第四条）	三 農用地の造成（農用地以外の土地の農用地への地目変換又は農用地間における地目変換の事業（埋立て及び干拓を除く。）及び当該事業とこれに附帯して施行することを相当とする土地の区画形質の変更の工事その他農用地の改良又は保全のため必要な工事の施行とを一体とした事業をいう。）
第二章 土地改良事業	四 埋立て又は干拓
第一節 土地改良区の行う土地改良事業	五 農用地若しくは土地改良施設の災害復旧（津波又は高潮による海水の浸入のために農用地を受けた塩害の除去のため必要な事業を含む。）又は土地改良施設の突発事故被害（突発的な事故による被害をいう。以下同じ。）の復旧
第一款 土地改良区の設立（第五条—第五十五条の五）	六 農用地に関する権利並びにその農用地の利用上必要な土地に関する権利、農業用施設に関する権利及び水の使用に関する権利の交換分合
第二款 土地改良区の事業（第十六条—第四十六条）	七 その他農用地の改良又は保全のため必要な事業
第三款 土地改良区の事業（第四十七条—第五十七条の九）	
第二目 権利関係の調整（第五十八条—第六十五条）	
第四款 土地改良区の地区変更、解散及び合併（第六十六条—第七十五条）	
第五款 土地改良区の組織変更	
第一目 一般社団法人への組織変更（第七十六条—第七十六条の十）	
第二目 認可地縁団体への組織変更（第七十六条の十一—第七十六条の十六）	
第三目 土地改良区連合（第七十七条—第八十四条）	
第六款 土地改良区連合（第七十七条—第八十四条）	
第二節 国又は都道府県の行う土地改良事業（第八十五条—第九十四条の十）	
第三節 農業協同組合等又は第三条に規定する資格を有する者の行う土地改良事業（第九十五条）	
第四節 市町村の行う土地改良事業（第九十六条の二—第九十六条の四）	
第三章 交換分合（第九十七条—第一百一条）	
第四章 土地改良事業団体連合会（第一百十一条の二—第一百十一条の二十八）	
第五章 農業協同組合等又は第三条に規定する資格を有する者の行う土地改良事業（第一百二十二条—第一百三十二条）	
第六章 監督（第一百三十二条—第一百三十六条の五）	
第七章 罰則（第一百三十七条—第一百四十六条）	
附則	

第一章 総則

（目的及び原則）

第一条 この法律は、農用地の改良、開発、保全及び集団化に関する事業を適正かつ円滑に実施するため必要な事項を定めて、農業生産の基盤の整備及び開発を図り、もつて農業の生産性の向上、農業総生産の増大、農業生産の選択的拡大及び農業構造の改善に資することを目的とする。

2 土地改良事業の施行に当たつては、その事業は、環境との調和に配慮しつゝ、國土資源の総合的な開発及び保全に資するとともに国民経済の発展に適合するものでなければならない。

（定義）

第二条 この法律において「農用地」とは、耕作（農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第四十三条第一項の規定により耕作に該当するものとみなされる農作物の栽培を含む。以下同じ。）の目的又は主として家畜の放牧の目的若しくは養畜の業務のための採草の目的に供される土地をいう。

この法律において「土地改良事業」とは、この法律により行う次に掲げる事業をいう。

1 農業用排水施設、農業用道路その他農用地の保全又は利用上必要な施設（以下「土地改良施設」という。）の新設、管理、廃止又は変更（あわせて「土地改良事業」として施行するこ

とを相当とするものとして政令で定める要件に適合する二以上の土地改良施設の新設又は変更を一体とした事業を含む。）とこれにあわせて一の土地改良事業として施行することを相当とするものとして政令で定める要件に適合する次号の区画整理、第三号の農用地の造成その他農用地の改良又は保全のため必要な事業とを一体とした事業を含む。）

農用地の改良又は保全のため必要な事業とを一体とした事業を含む。）とこれにあわせて一の土地改良事業として施行することを相当とするものとして政令で定める要件に適合する次号の区画整理、第三号の農用地の造成その他農用地の改良又は保全のため必要な事業とを一体とした事業を含む。）

第二章 土地改良事業

第一節 土地改良区の行う土地改良事業

第一款 土地改良区の行う土地改良事業

第二款 土地改良区の行う土地改良事業

第三款 土地改良区の行う土地改良事業

第四款 土地改良区の行う土地改良事業

第五款 土地改良区の行う土地改良事業

第六款 土地改良区の行う土地改良事業

第七款 土地改良区の行う土地改良事業

第八款 土地改良区の行う土地改良事業

第九款 土地改良区の行う土地改良事業

第十款 土地改良区の行う土地改良事業

第十一款 土地改良区の行う土地改良事業

第十二款 土地改良区の行う土地改良事業

第十三款 土地改良区の行う土地改良事業

第十四款 土地改良区の行う土地改良事業

第十五款 土地改良区の行う土地改良事業

第十六款 土地改良区の行う土地改良事業

第十七款 土地改良区の行う土地改良事業

第十八款 土地改良区の行う土地改良事業

第十九款 土地改良区の行う土地改良事業

第二十款 土地改良区の行う土地改良事業

第二十一款 土地改良区の行う土地改良事業

第二十二款 土地改良区の行う土地改良事業

第二十三款 土地改良区の行う土地改良事業

第二十四款 土地改良区の行う土地改良事業

第二十五款 土地改良区の行う土地改良事業

第二十六款 土地改良区の行う土地改良事業

第二十七款 土地改良区の行う土地改良事業

第二十八款 土地改良区の行う土地改良事業

第二十九款 土地改良区の行う土地改良事業

第三十款 土地改良区の行う土地改良事業

第三十一款 土地改良区の行う土地改良事業

第三十二款 土地改良区の行う土地改良事業

第三十三款 土地改良区の行う土地改良事業

第三十四款 土地改良区の行う土地改良事業

第三十五款 土地改良区の行う土地改良事業

第三十六款 土地改良区の行う土地改良事業

第三十七款 土地改良区の行う土地改良事業

第三十八款 土地改良区の行う土地改良事業

第三十九款 土地改良区の行う土地改良事業

第四十款 土地改良区の行う土地改良事業

第四十一款 土地改良区の行う土地改良事業

第四十二款 土地改良区の行う土地改良事業

第四十三款 土地改良区の行う土地改良事業

第四十四款 土地改良区の行う土地改良事業

第四十五款 土地改良区の行う土地改良事業

第四十六款 土地改良区の行う土地改良事業

第四十七款 土地改良区の行う土地改良事業

第四十八款 土地改良区の行う土地改良事業

第四十九款 土地改良区の行う土地改良事業

第五十款 土地改良区の行う土地改良事業

第五十一款 土地改良区の行う土地改良事業

第五十二款 土地改良区の行う土地改良事業

第五十三款 土地改良区の行う土地改良事業

第五十四款 土地改良区の行う土地改良事業

第五十五款 土地改良区の行う土地改良事業

第五十六款 土地改良区の行う土地改良事業

第五十七款 土地改良区の行う土地改良事業

第五十八款 土地改良区の行う土地改良事業

第五十九款 土地改良区の行う土地改良事業

第六十款 土地改良区の行う土地改良事業

第六十一款 土地改良区の行う土地改良事業

第六十二款 土地改良区の行う土地改良事業

第六十三款 土地改良区の行う土地改良事業

第六十四款 土地改良区の行う土地改良事業

第六十五款 土地改良区の行う土地改良事業

第六十六款 土地改良区の行う土地改良事業

第六十七款 土地改良区の行う土地改良事業

第六十八款 土地改良区の行う土地改良事業

第六十九款 土地改良区の行う土地改良事業

第七十款 土地改良区の行う土地改良事業

第七十一款 土地改良区の行う土地改良事業

第七十二款 土地改良区の行う土地改良事業

第七十三款 土地改良区の行う土地改良事業

第七十四款 土地改良区の行う土地改良事業

第七十五款 土地改良区の行う土地改良事業

第七十六款 土地改良区の行う土地改良事業

第七十七款 土地改良区の行う土地改良事業

第七十八款 土地改良区の行う土地改良事業

第七十九款 土地改良区の行う土地改良事業

第八十款 土地改良区の行う土地改良事業

第八十一款 土地改良区の行う土地改良事業

第八十二款 土地改良区の行う土地改良事業

第八十三款 土地改良区の行う土地改良事業

第八十四款 土地改良区の行う土地改良事業

第八十五款 土地改良区の行う土地改良事業

第八十六款 土地改良区の行う土地改良事業

第八十七款 土地改良区の行う土地改良事業

第八十八款 土地改良区の行う土地改良事業

第八十九款 土地改良区の行う土地改良事業

第九十款 土地改良区の行う土地改良事業

第九十一款 土地改良区の行う土地改良事業

第九十二款 土地改良区の行う土地改良事業

第九十三款 土地改良区の行う土地改良事業

第九十四款 土地改良区の行う土地改良事業

第九十五款 土地改良区の行う土地改良事業

第九十六款 土地改良区の行う土地改良事業

第九十七款 土地改良区の行う土地改良事業

第九十八款 土地改良区の行う土地改良事業

第九十九款 土地改良区の行う土地改良事業

第一百款 土地改良区の行う土地改良事業

第一百一款 土地改良区の行う土地改良事業

第一百二款 土地改良区の行う土地改良事業

第一百三款 土地改良区の行う土地改良事業

第一百四款 土地改良区の行う土地改良事業

第一百五款 土地改良区の行う土地改良事業

第一百六款 土地改良区の行う土地改良事業

第一百七款 土地改良区の行う土地改良事業

第一百八款 土地改良区の行う土地改良事業

第一百九款 土地改良区の行う土地改良事業

第一百二十款 土地改良区の行う土地改良事業

第一百三十款 土地改良区の行う土地改良事業

第一百四十款 土地改良区の行う土地改良事業

第一百五十款 土地改良区の行う土地改良事業

第一百六十款 土地改良区の行う土地改良事業

第一百七十款 土地改良区の行う土地改良事業

第一百八十款 土地改良区の行う土地改良事業

第一百九十款 土地改良区の行う土地改良事業

第一百二十款 土地改良区の行う土地改良事業

第一百三十款 土地改良区の行う土地改良事業

第一百四十款 土地改良区の行う土地改良事業

第一百五十款 土地改良区の行う土地改良事業

第一百六十款 土地改良区の行う土地改良事業

第一百七十款 土地改良区の行う土地改良事業

第一百八十款 土地改良区の行う土地改良事業

第一百九十款 土地改良区の行う土地改良事業

第一百二十款 土地改良区の行う土地改良事業

第一百三十款 土地改良区の行う土地改良事業

第一百四十款 土地改良区の行う土地改良事業

第一百五十款 土地改良区の行う土地改良事業

第一百六十款 土地改良区の行う土地改良事業

第一百七十款 土地改良区の行う土地改良事業

第一百八十款 土地改良区の行う土地改良事業

第一百九十款 土地改良区の行う土地改良事業

第一百二十款 土地改良区の行う土地改良事業

第一百三十款 土地改良区の行う土地改良事業

第一百四十款 土地改良区の行う土地改良事業

第一百五十款 土地改良区の行う土地改良事業

第一百六十款 土地改良区の行う土地改良事業

第一百七十款 土地改良区の行う土地改良事業

第一百八十款 土地改良区の行う土地改良事業

第一百九十款 土地改良区の行う土地改良事業

第一百二十款 土地改良区の行う土地改良事業

第一百三十款 土地改良区の行う土地改良事業

第一百四十款 土地改良区の行う土地改良事業

第一百五十款 土地改良区の行う土地改良事業

第一百六十款 土地改良区の行う土地改良事業

第一百七十款 土地改良区の行う土地改良事業

第一百八十款 土地改良区の行う土地改良事業

第一百九十款 土地改良区の行う土地改良事業

第一百二十款 土地改良区の行う土地改良事業

第一百三十款 土地改良区の行う土地改良事業

第一百四十款 土地改良区の行う土地改良事業

第一百五十款 土地改良区の行う土地改良事業

第一百六十款 土地改良区の行う土地改良事業

第一百七十款 土地改良区の行う土地改良事業

第一百八十款 土地改良区の行う土地改良事業

第一百九十款 土地改良区の行う土地改良事業

第一百二十款 土地改良区の行う土地改良事業

第一百三十款 土地改良区の行う土地改良事業

第一百四十款 土地改良区の行う土地改良事業

第一百五十款 土地改良区の行う土地改良事業

第一百六十款 土地改良区の行う土地改良事業

第一百七十款 土地改良区の行う土地改良事業

第一百八十款 土地改良区の行う土地改良事業

第一百九十款 土地改良区の行う土地改良事業

第一百二十款 土地改良区の行う土地改良事業

第一百三十款 土地改良区の行う土地改良事業

第一百四十款 土地改良区の行う土地改良事業

第一百五十款 土地改良区の行う土地改良事業

第一百六十款 土地改良区の行う土地改良事業

第一百七十款 土地改良区の行う土地改良事業

第一百八十款 土地改良区の行う土地改良事業

第一百九十款 土地改良区の行う土地改良事業

第一百二十款 土地改良区の行う土地改良事業

第一百三十款 土地改良区の行う土地改良事業

第一百四十款 土地改良区の行う土地改良事業

第一百五十款 土地改良区の行う土地改良事業

第一百六十款 土地改良区の行う土地改良事業

第一百七十款 土地改良区の行う土地改良事業

第一百八十款 土地改良区の行う土地改良事業

第一百九十款 土地改良区の行う土地改良事業

第一百二十款 土地改良区の行う土地改良事業

第一百三十款 土地改良区の行う土地改良事業

第一百四十款 土地改良区の行う土地改良事業

第一百五十款 土地改良区の行う土地改良事業

第一百六十款 土地改良区の行う土地改良事業

第一百七十款 土地改良区の行う土地改良事業

第一百八十款 土地改良区の行う土地改良事業</p

6 国有地又は国若しくは地方公共団体が公用若しくは公共の用に供していいる土地を含めて第一項の一定の地域を定めるには、その土地を管理する行政庁又は地方公共団体の承認がなければならない。

7 建築物の敷地、墓地、境内地その他の農用地以外の土地（前項に規定する土地を除く。）で政令で定めるものを含めて第一項の一定の地域を定めるには、その土地につき所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者の全員の同意がなければならない。（農用地造成事業等に係る農用地外資格者の同意）

第六条 前条第四項に規定する土地改良区を設立する場合には、当該農用地造成事業等については、これにつき同条第二項の三分の二以上の同意があつたときにおいても、その農用地造成事業等に係る農用地造成地域内にある土地についての農用地外資格者のうちになお同意をしない者があるときは、同条第一項の者は、農林水産省令の定めるところにより、その同意をしない者に対する必要な資料、情報等の提供及び勧奨をするほか、その同意をしない者のその農用地造成事業等に参加する資格の交替又はその同意をしない者の第三条に規定する資格に係る土地についての所有権若しくはその他の使用及び収益を目的とする権利の移転、設定、変更若しくは消滅に関し、その者及びその交換をしようとする者又はその権利の移転、設定若しくは変更を受けようとする者と協議し、その他当該農用地外資格者の全員の同意を得るために必要な措置をとるものとする。

2 前項の規定により必要な措置をとつた場合においても、なお当該農用地外資格者の全員の同意を得るに至らないときは、前条第一項の者は、その全員の同意を得るため、その農用地外資格者のうちなお同意をしない者の当該農用地造成事業等に参加する資格の交替又はその同意をしない者の第三条に規定する資格に係る土地についての所有権若しくはその他の使用及び収益を目的とする権利の移転、設定、変更若しくは消滅に関し、その交換をしようとする者又はその権利の移転、設定若しくは変更を受けようとする者の委託を受けて、都道府県知事に対し、必要なあつせん又は調停をなすべき旨の申請をすることができる。

3 都道府県知事は、前項の申請があつた場合には、すみやかに、あつせん又は調停を行なうものとする。

4 都道府県知事は、前項の調停を行なう場合には、第二項の同意をしない者その他農林水産省令で定める者の意見をきくとともに、関係農業委員会に対し助言、資料の提示その他必要な協力を求めて、調停案を作成しなければならない。

5 都道府県知事は、前項の規定により調停案を作成したときは、これを当該調停の当事者に示してその受諾を勧告するものとする。

（設立認可の申請）

第七条 第五条第二項の三分の二以上の同意（同条第四項に規定する土地改良区の設立については、同条第二項の三分の二以上の同意のほか、その農用地造成事業等に係る農用地造成地域内にある土地についての農用地外資格者についてその全員の同意）があつたときは、同条第一項の者は、農林水産省令の定めるところにより、土地改良事業計画、定款その他必要な事項を定め、同項の認可を申請することができる。

2 前項の土地改良事業計画及び定款は、第五条第二項の規定により同意を得た選任方法によつて選任された者によつて、同項の規定により同意を得た土地改良事業の計画の概要及び定款作成の基本となるべき事項に基づいて作成されたものでなければならない。

3 土地改良事業計画においては、農林水産省令の定めるところにより、当該土地改良事業につき、目的、その施行に係る地域（工事又は管理に関する事項、換地計画を定める土地改良事業についての工事に関する事項のほか、当該換地計画の概要）、事業費に関する事項、効果に関する事項その他農林水産省令で定める事項を定めるものとする。

4 前項の工事に関する事項は、換地計画を定める土地改良事業でその施行に係る地域のうちに農用地以外の用に供する土地（その土地改良事業によつて生ずる土地改良施設の用に供する土地を除く。）として工事を施行する土地を含むものについては、その工事を施行する土地の区域（以下「非農用地区域」という。）とその他の土地の区域を分けて、そのそれにつき定めなければならない。

除く。）として工事を施行する土地を含むものについては、その工事を施行する土地の区域（以下「非農用地区域」という。）とその他の土地の区域を分けて、そのそれにつき定めなければならない。

第八条 都道府県知事は、前条第一項の規定による申請があつたときは、当該土地改良事業計画及び定款につき詳細な審査を行つてその適否を決定し、その旨を当該申請人に通知しなければならない。

2 都道府県知事は、前項の審査に當つては、農林水産省令の定めるところにより、農用地の改良、開発、保全又は集団化に關し専門的知識を有する職員の援助を求めることができる。

3 前項の調査は、当該土地改良事業のすべての効用と費用とについての調査を含むものでなければならない。

4 都道府県知事は、前条第一項の規定による申請について、次の各号の一に該当する場合及び次項の規定に該当する場合を除き、第一項の規定により適當とする旨の決定をしなければならない。

一 申請に係る土地改良事業が、第一条に規定する目的及び原則を基礎として政令で定める土地改良事業の施行に関する基本的な要件に適合するものでないとき。

二 申請の手続又は定款若しくは土地改良事業の計画の決定手続若しくは内容が法令又は法令に基づいてする行政庁の処分に違反しているとき。

三 申請に係る土地改良区が、申請に係る土地改良事業を適確に遂行するに足りる経理の基礎又は技術的能力を欠く等土地改良事業の遂行のための基礎的な要件として政令で定める要件を欠くと認められるとき。

5 都道府県知事は、前条第四項に規定する土地改良事業に係る同条第一項の規定による申請については、当該土地改良事業計画において定められた非農用地区域が次に掲げる要件に適合する場合でなければ、第一項の規定により適當とする旨の決定をしてはならない。

一 当該土地改良事業の施行に係る地域に特定用途用地その他農用地以外の土地で引き続き農用地として利用されないことが確実であると見込まれる場合は、当該地域内における農用地の集団化その他農業構造の改善に資する見地からみて、当該非農用地区域がこれらの土地に代わるべき土地の区域として適切な位置にあり、かつ、妥当な規模をこえないものであること。

二 当該土地改良事業の施行に係る地域内で農業を営む者の生活上若しくは農業經營上必要な施設（その土地改良事業によつて生ずる土地改良施設を除く。）の用に供する土地又は国若しくは地方公共団体の計画からみて当該土地改良事業の施行に係る地域内に近く設置することが確実と見込まれる公用若しくは公共の用に供する施設（その土地改良事業によつて生ずる土地改良施設を除く。）の用に供するための土地が新たに必要な場合には、当該非農用地区域が当該施設の用に供する土地の区域として適切な位置にあり、かつ、妥当な規模をこえないものであること。

三 前号に掲げる場合のほか、当該土地改良事業の施行に係る地域の自然的経済的社会的諸条件からみて当該地域内にある農用地の一部がその施行後において農用地以外の用途に供されることが見通される場合には、当該地域内において引き続き農用地として利用されるべき土地の効率的な利用を確保する見地からみて、当該非農用地区域がその農用地以外の用途に供することを予定する土地の区域として適切な位置にあり、かつ、妥当な規模をこえないものであること。

都道府県知事は、第一項の規定により当該申請を適当とする旨の決定をしたときは、遅滞なくその旨を公告し、二十日以上の相当の期間を定めてその決定に係る土地改良事業計画書及び定款の写を縦覧に供しなければならない。

(異議の申出)

第九条 当該土地改良事業に關係のある土地又はその土地に定着する物件の所有者、当該土地改良事業に關係のある水面につき漁業権又は入漁権を有する者その他の土地、物件又は権利に関し権利を有する者（以下「利害関係人」という。）は、前条第六項の規定による公告に係る決定に對して異議があるときは、同項に規定する縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に都道府県知事にこれを申し出ることができる。

2 都道府県知事は、前項の規定による異議の申出を受けたときは、前条第二項に掲げる技術者の意見をきいて、同条第六項に規定する縦覧期間満了後六十日以内にこれを決定しなければならない。

i.

3 第一項の異議の申出には、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）中審査請求に関する規定（同法第十八条第一項及び第二項並びに第四十三条を除く。）を準用する。

4 都道府県知事は、第二項の規定による決定が第七条第一項の規定による申請を却下しなければならない。

i.

5 第一項の規定による決定及び前項の規定による却下又はこれらの不作為については、審査請求をすることができない。

第十一条 都道府県知事は、前条第一項の異議の申出がないとき、又は異議の申出があつた場合においてそのすべてについて同条第二項の規定による決定があつたときは、同条第四項の場合を除いて、土地改良区の設立の認可をしなければならない。

2

土地改良区は、前項の規定による認可により、第五条第一項の一定の地域を地区として成立する。

3 都道府県知事は、土地改良区が成立したときは、遅滞なくその旨を公告しなければならない。

4

土地改良区の成立は、前項の規定による公告があるまでは、これをもつて組合員その他の第三

5

者に対抗することができない。

5 第一項の規定による認可及びその認可に係る土地改良事業計画による事業の施行については、審査請求をすることができない。

(組合員)
（設立費用の負担）
第十二条 土地改良区の設立に関する費用は、その土地改良区の負担とする。但し、土地改良区が成立しなかつた場合には、その費用は、その設立を申請した者の負担とする。

(土地改良区の法人格)

第十三条 土地改良区は、法人とする。
（名称独占）

第十四条 土地改良区の地区内にある土地につき第三条に規定する資格を有する者は、その土地改良区の組合員とする。

(設立費用の負担)

第十五条 土地改良区でないものは、その名称中に土地改良区という文字を用いてはならない。（土地改良区の事業）

2

土地改良区は、その地区内の土地改良事業を行ふものとする。

2

土地改良区は、前項の土地改良事業に附帯する事業（第五十七条の四第一項に規定する事業を含む。以下同じ。）を行うことができる。（准組合員等たる資格）

第十五条の二

土地改良区は、定款で定めるところにより、当該土地改良区の地区内にある土地の所有者又は当該土地につき所有権以外の権原に基づき使用及び収益をする者であつて、第三条に規定する資格を有しないものを准組合員たる資格を有する者とすることができます。

2 土地改良施設の管理（委託を受けて行う管理を含む。）を行う土地改良区にあつては、定款で定めることにより、当該土地改良区の地区的周辺の地域内に住所を有する者が主たる構成員となつている団体であつて土地改良施設の管理に関連する活動を行つものを施設管理准組合員たる資格を有する者とすることができる。

(加入)

第十五条の三 准組合員又は施設管理准組合員（以下「准組合員等」という。）たる資格を有する者が土地改良区に加入しようとするときは、土地改良区は、正当な理由がないのにその加入を拒んではならない。

(脱退)

第十五条の四 准組合員等は、六十日前までに予告して脱退することができる。

2 准組合員等は、次に掲げる事由によつて脱退する。

一

准組合員等たる資格の喪失

二

死亡又は解散

三

除名

3 除名は、次のいずれかに該当する准組合員等につき、総会の議決によつてこれをすることができる。この場合において、土地改良区は、その総会の会日から十日前までに当該准組合員等に対する旨を通知し、かつ、総会において弁明する機会を与えなければならない。

4 前項の除名は、除名した准組合員等にその旨を通知しなければ、これをもつて当該准組合員等に對抗することができない。

(土地改良事業への促進)

第十五条の五 土地改良区は、その地区内にある農用地につき耕作又は養畜の業務を営む者の土地改良事業への参加の促進を図るため、土地改良施設の管理その他の土地改良事業に関する情報の提供に努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、前項の情報の提供が円滑に実施されるよう、土地改良区に対し、必要な指導、助言その他の援助を行うよう努めるものとする。

第二款 土地改良区の管理

(定款)
（土地改良区の定款には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

第一名称及び認可番号

二 地区

三 事業

四 事務所の所在地

五 経費の分担に関する事項

六 役員の定数、任期、職務の分担及び選挙に関する事項

七 事業年度

八 公告の方法

2 土地改良区の定款には、前項各号に掲げる事項のほか、准組合員等たる資格を定めたときは、准組合員等の加入及び脱退に関する事項を記載しなければならない。

3 土地改良区の事業年度については、農林水産省令で定める。

(規約)

第十七条 次に掲げる事項は、定款で定めなければならない事項を除いて、規約で定めることがで
きる。

一 総会又は総代会に関する事項

二 業務の執行及び会計に関する事項

三	役員に関する事項
四	組合員又は准組合員等（以下「組合員等」という。）に関する事項
五	その他必要な事項 (役員の選任等)
六	土地改良区に、役員として、理事及び監事を置く。
七	理事の定数は、五人以上とし、監事の定数は、二人以上とする。 (理事の代理権の制限)
八	役員は、定款で定めるところにより、総会で選挙する。ただし、定款で定めるところにより、特定の行為の総会外で選挙することができる。
九	土地改良区設立当時の役員は、前項の規定にかかわらず、第七条第一項の認可の申請人及び第十五条第二項の同意をした者のうちから当該申請人が選任する。
十	土地改良区の理事（設立当時の理事を除く。）の定数の少なくとも五分の三は、次に掲げる要件の全て（当該土地改良区の地区内において耕作又は養畜の業務を営む組合員が少ない場合その他他の農林水産省令で定める場合には、第一号に掲げる要件）に該当する者（法人を除き、組合員たる法人の業務を執行する役員を含む。）でなければならない。
十一	一 当該土地改良区の組合員であること。 二 耕作又は養畜の業務を営む者であること。
十二	土地改良区の監事（設立当時の監事を除く。）のうち一人以上は、次に掲げる要件の全てに該当する者でなければならない。ただし、土地改良区の業務及び会計についての監査に關し専門的知識を有する者の指導を受ける場合その他の農林水産省令で定める場合は、この限りでない。
十三	一 当該土地改良区の組合員等又は当該土地改良区の組合員等たる法人若しくは団体の役員若しくは使用人以外の者であること。 二 その就任の前五年間当該土地改良区の理事又は職員でなかつたこと。
十四	三 当該土地改良区の理事又は重要な使用人の配偶者又は二親等内の親族以外の者であること。
十五	四 役員の選挙においては、無記名投票によつて行う。ただし、定款で定めるところにより、役員候補者が選挙すべき役員の定数以内であるときは、投票を省略することができる。
十六	五 投票は、一人につき一票とする。
十七	六 役員の選挙においては、選挙ごとに選挙管理者、投票所ごとに投票管理者、開票所ごとに開票管理者を置かなければならない。
十八	七 役員の選挙は、無記名投票によつて行う。ただし、定款で定めるところにより、役員候補者が選挙すべき役員の定数以内であるときは、投票を省略することができる。
十九	八 役員は、一人につき一票とする。
二十	九 役員の選挙においては、選挙管理者、投票所ごとに投票管理者、開票所ごとに開票管理者を置かなければならない。
二十一	十 役員の選挙をしたときは、選挙管理者は選挙録、投票管理者は投票録、開票管理者は開票録を作り、それぞれこれに署名しなければならない。
二十二	十一 組合員は、総会において選任することができる。
二十三	十二 役員の任期は、四年とする。ただし、定款で四年以内において別段の期間を定めたときは、そ
二十四	十三 の期間とする。
二十五	十四 役員（設立当時の役員を除く。）は、第三項の規定にかかわらず、第一回の総会までとする。
二十六	十五 役員が就任し、又は退任したときは、その氏名及び住所を都道府県知事に届け出なければならない。役員の氏名又は住所に変更を生じたときも、同様とする。
二十七	十六 都道府県知事は、前項の規定による届出があつたときは、遅滞なく、これを公告しなければならない。
二十八	十七 土地改良区は、前項の規定による公告があるまでは、役員の代表権をもつて第三者（組合員等を除く。）に対抗することができない。 (理事の職務)
二十九	十八 土地改良区は、定款の定めるところにより、土地改良区を代表する。但し、総会の決議に従わなければならぬ。

一	土地改良区の事務は、理事の過半数で決する。但し、定款に別段の定がある場合には、この限りでない。
二	理事の代理権に加えた制限は、善意の第三者に対抗することができない。 (理事の代理権の制限)
三	第十九条の二 理事の代理権に加えた制限は、善意の第三者に対抗することができない。 (理事の代理行為の委任)
四	第十九条の三 理事は、定款又は総会の決議によつて禁止されていない限り、特定の行為の代理を他人に委任することができる。 (監事の職務)
五	第十九条の四 監事の職務は、次のとおりとする。 一 土地改良区の財産の状況を監査すること。 二 理事の業務の執行の状況を監査すること。 三 財産の状況又は業務の執行について、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるとときは、総会又は都道府県知事に報告をすること。 四 前号の報告をするため必要があるときは、総会を招集すること。
六	第十九条の五 役員は、法令、法令に基づいてする行政庁の処分、定款、規約、第五十七条の二第一項の管理規程、第五十七条の三の二第一項の利水調整規程及び総会の決議を遵守し、土地改良区のため忠実にその職務を遂行しなければならない。 一 役員がその任務を怠つたときは、その役員は、土地改良区に対し連帶して損害賠償の責任を負う。 二 役員がその職務を行うにつき悪意又は重大な過失があつたときは、その役員は、第三者に対し連帶して損害賠償の責任を負う。 (役員の義務及び損害賠償責任)
七	第二十条 第二十一条 理事、監事及び職員は、相兼ねてはならない。 (監事の組合代表権)
八	第二十二条 理事、監事及び職員は、相兼ねてはならない。 (監事の組合代表権)
九	第二十三条 組合員の数が百人を超える土地改良区は、定款で定めるところにより、総会に代わる総代会を設けることができる。 一 総代は、組合員でなければならない。
十	二 総代の定数は、三十人以上とし、定款で定める。
十一	三 総代は、組合員でなければならない。
十二	四 総代には、第十八条第三項、第七項から第十一項まで、第十三項、第十五項及び第十六項並びに第二十九条の三第一項、第三項及び第四項の規定を準用する。この場合において、同条第一項中「五分の一」とあるのは、「三分の二」と読み替えるものとする。
十三	五 総代会には、総会に関する規定（次条第二項、第四項及び第五項の規定を除く。）（これに係る罰則を含む。）を準用する。この場合において、第三十一条第五項中「その組合員と住居及び生計を一にする親族又は他の組合員」とあるのは「他の組合員」と、同条第六項中「四人」とあるのは「二人」と読み替えるものとする。
十四	六 総代会においては、前項の規定にかかわらず、総代の選挙及び改選をすることができない。 (総代会における解散又は合併の決議)
十五	七 第二十四条 総代会において土地改良区の解散又は合併の決議があつたときは、理事は、当該決議の日から五日以内に、組合員に当該決議の内容を通知しなければならない。 一 前項の総代会の決議に關し、組合員が、総組合員の五分の一（これを下回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合）以上の同意を得て、会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を土地改良区に提出して、総会の招集を請求したときは、理事は、その請求があつた日

3	組合員は、定款で定めるところにより、前項の規定による書面をもつてする議決権の行使に代えて、議決権を電磁的方法により行うことができる。
4	前二項の規定により議決権又は選挙権を行う者は、出席者とみなす。
5	代理人は、その組合員と住居及び生計を一にする親族又は他の組合員でなければならない。
6	代理人は、四人以上の組合員を代理することができない。
7	代理人は、代理権を証する書面を土地改良区に提出しなければならない。この場合において、電磁的方法により議決権を行なうことが定款で定められているときは、当該書面の提出に代えて、代理権を当該電磁的方法により証明することができる。
8	(議決権のない場合)
9	代理人は、代理権を証する書面を土地改良区に提出しなければならない。この場合において、電磁的方法により議決権を行なうことが定款で定められているときは、当該書面の提出に代えて、代理権を当該電磁的方法により証明することができる。
10	(総会の議決権を有しない)
11	代理人は、代理権を証する書面を土地改良区に提出しなければならない。この場合において、電磁的方法により議決権を行なうことが定款で定められているときは、当該書面の提出に代えて、代理権を当該電磁的方法により証明することができる。
12	(総会の議決権を有しない)
13	代理人は、組合員として総会の議決に加わる権利を有しない。
14	(准組合員等は、定款で定めるところにより、総会に出席して意見を述べることができる。
15	(重要事項の議決方法)
16	次に掲げる事項に関する総会の議事は、総組合員の三分の二以上が出席し、その議決権の三分の二以上で決する。
17	一定款の変更
18	二 土地改良事業計画の設定若しくは変更、第八十五条の三第一項若しくは第六項の規定による申請、第八十七条の二第四項の規定による同意又は土地改良事業の廃止
19	三 解散又は合併 (決議事項の制限)
20	第三十四条 総会においては、第二十八条第一項（第二十九条の四第二項において準用する場合を含む。）の規定によつてあらかじめ通知をした事項についてのみ決議をすることができる。ただし、第二十九条の四第一項の規定により招集される総会以外の総会については、定款に別段の定めがある場合には、この限りでない。
21	(一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の準用)
22	第三十五条 土地改良区には、一般社団法人及び一般財団法人に關する法律（平成十八年法律第四十八号）第四条（住所）及び第七十八条（代表者の行為についての損害賠償責任）の規定を準用する。
23	(経費の賦課)
24	第三十六条 土地改良区は、定款で定めるところにより、その事業に要する経費（第九十条第四項（第九十一条第四項及び第九十六条の四第一項において準用する場合を含む。）、第九十条第八項又は第九十五条第五項の規定により徴収される金銭を含む。）に充てるため、その地区内にある土地につき、その組合員に対しても金銭、夫役又は現品を賦課徴収することができる。
25	(過怠金)
26	第三十七条 土地改良区は、定款で定めるところにより、組合員又は准組合員に対して過怠金を課することができる。
27	(賦課金等の徴収の委任)
28	第三十八条 土地改良区は、政令で定めるところにより、市町村に対し、第三十六条第一項、第二項、第四項若しくは第九項又は第三十六条の三の規定により徴収すべき金銭、第四十二条第二項の規定による決済により徴収すべき金銭、第五十三条の八第二項の規定により徴収すべき金銭、同条第三項の規定により徴収すべき仮清算金及び換地計画又は交換分合計画において定める清算金（第八十九条の二第十三項の規定により徴収すべき仮清算金等を含む。以下この条及び次条第一項において「賦課金等」と総称する。）並びに賦課金等に係る延滞金並びにその延滞金以外の前条の過怠金の徴収を委任することができる。
29	30
31	32
33	34
35	36
37	38
39	40
41	42
43	44
45	46
47	48
49	50
51	52
53	54
55	56
57	58
59	60
61	62
63	64
65	66
67	68
69	70
71	72
73	74
75	76
77	78
79	80
81	82
83	84
85	86
87	88
89	90
91	92
93	94
95	96
97	98
99	100
101	102
103	104
105	106
107	108
109	110
111	112
113	114
115	116
117	118
119	120
121	122
123	124
125	126
127	128
129	130
131	132
133	134
135	136
137	138
139	140
141	142
143	144
145	146
147	148
149	150
151	152
153	154
155	156
157	158
159	160
161	162
163	164
165	166
167	168
169	170
171	172
173	174
175	176
177	178
179	180
181	182
183	184
185	186
187	188
189	190
191	192
193	194
195	196
197	198
199	200
201	202
203	204
205	206
207	208
209	210
211	212
213	214
215	216
217	218
219	220
221	222
223	224
225	226
227	228
229	230
231	232
233	234
235	236
237	238
239	240
241	242
243	244
245	246
247	248
249	250
251	252
253	254
255	256
257	258
259	260
261	262
263	264
265	266
267	268
269	270
271	272
273	274
275	276
277	278
279	280
281	282
283	284
285	286
287	288
289	290
291	292
293	294
295	296
297	298
299	300
301	302
303	304
305	306
307	308
309	310
311	312
313	314
315	316
317	318
319	320
321	322
323	324
325	326
327	328
329	330
331	332
333	334
335	336
337	338
339	340
341	342
343	344
345	346
347	348
349	350
351	352
353	354
355	356
357	358
359	360
361	362
363	364
365	366
367	368
369	370
371	372
373	374
375	376
377	378
379	380
381	382
383	384
385	386
387	388
389	390
391	392
393	394
395	396
397	398
399	400
401	402
403	404
405	406
407	408
409	410
411	412
413	414
415	416
417	418
419	420
421	422
423	424
425	426
427	428
429	430
431	432
433	434
435	436
437	438
439	440
441	442
443	444
445	446
447	448
449	450
451	452
453	454
455	456
457	458
459	460
461	462
463	464
465	466
467	468
469	470
471	472
473	474
475	476
477	478
479	480
481	482
483	484
485	486
487	488
489	490
491	492
493	494
495	496
497	498
499	500
501	502
503	504
505	506
507	508
509	510
511	512
513	514
515	516
517	518
519	520
521	522
523	524
525	526
527	528
529	530
531	532
533	534
535	536
537	538
539	540
541	542
543	544
545	546
547	548
549	550
551	552
553	554
555	556
557	558
559	560
561	562
563	564
565	566
567	568
569	570
571	572
573	574
575	576
577	578
579	580
581	582
583	584
585	586
587	588
589	590
591	592
593	594
595	596
597	598
599	600
601	602
603	604
605	606
607	608
609	610
611	612
613	614
615	616
617	618
619	620
621	622
623	624
625	626
627	628
629	630
631	632
633	634
635	636
637	638
639	640
641	642
643	644
645	646
647	648
649	650
651	652
653	654
655	656
657	658
659	660
661	662
663	664
665	666
667	668
669	670
671	672
673	674
675	676
677	678
679	680
681	682
683	684
685	686
687	688
689	690
691	692
693	694
695	696
697	698
699	700
701	702
703	704
705	706
707	708
709	710
711	712
713	714
715	716
717	718
719	720
721	722
723	724
725	726
727	728
729	730
731	732
733	734
735	736
737	738
739	740
741	742
743	744
745	746
747	748
749	750
751	752
753	754
755	756
757	758
759	760
761	762
763	764
765	766
767	768
769	770
771	772
773	774
775	776
777	778
779	780
781	782
783	784
785	786
787	788
789	790
791	792
793	794
795	796
797	798
799	800
801	802
803	804
805	806
807	808
809	810
811	812
813	814
815	816
817	818
819	820
821	822
823	824
825	826
827	828
829	830
831	832
833	834
835	836
837	838
839	840
841	842
843	844
845	846
847	848
849	850
851	852
853	854
855	856
857	858
859	860
861	862
863	864
865	866
867	868
869	870
871	872
873	874
875	876
877	878
879	880
881	882
883	884
885	886
887	888
889	890
891	892
893	894
895	896
897	898
899	900
901	902
903	904
905	906
907	908
909	910
911	912
913	914
915	916
917	918
919	920
921	922
923	924
925	926
927	928
929	930
931	932
933	934
935	936
937	938
939	940
941	942
943	944
945	946
947	948
949	950
951	952
953	954
955	956
957	958
959	960
961	962
963	964
965	966
967	968
969	970
971	972
973	974

(賦課金等の徴収)

第三十九条 土地改良区は、賦課金等若しくはこれに係る延滞金又はその延滞金以外の第三十七条の過怠金を滞納する者がある場合には、督促状により期限を指定してこれを督促しなければならない。

2 土地改良区は、夫役現品の賦課を受けて定期内にその履行をせず、且つ、夫役現品に代るべき金銭を納付しない者がある場合には、督促状により期限を指定してこれを督促しなければならない。この場合において、当該夫役又は現品の必要が既になくなつてゐるときはその他特別の事情があるときは、当該夫役又は現品に代るべき金銭につき、期限を指定してその納付を請求しなければならない。

3 土地改良区は、前項の規定による督促又は請求をした場合において、その督促又は請求を受けた者がその督促又は請求で指定する期限までにこれを完納せず、又は履行しないときは、市町村に対し、その徴収（夫役又は現品については、これに代るべき金銭の徴収）を請求することができる。

4 市町村は、前項の規定による請求があつた場合には、地方税の滞納処分の例によりこれを処分する。この場合には、土地改良区は、その徴収金額の百分の四に相当する金額を当該市町村に交付しなければならない。

5 市町村が第三項の請求を受けた日から三十日以内にその処分に着手せず、又は九十日以内にこれを終了しない場合には、理事は、地方税の滞納処分の例により、都道府県知事の認可を受け付しなければならない。

6 都道府県知事は、前項の認可をしたときは、遅滞なくその旨を当該市町村に通知しなければならない。

7 第四項及び第五項の規定による徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税の例による。その時効については、国税及び地方税の例による。

8 第一項又は第二項の督促は、時効の更新の効力を有する。

(区債及び借入金)

第四十条 土地改良区は、その事業を行なうため必要がある場合には、区債を起こし、又は借入金の借入をすることができる。

2 国又はその出資する金融機関は、前項の区債を引き受け、又は同項の借入金を貸し付けることができる。

(定款の変更等の制限)

第四十一条 土地改良区は、区債又は借入金がある場合には、その債権者の同意がなければ、その地区を縮少し、経費の分担に関する定款を変更し、その事業を廃止し、又は解散若しくは合併をしてはならない。前項の債権者は、正当の事由がある場合を除いて、同項の同意を拒むことができない。

3 土地改良区が債権者の同意を得ないで第一項に規定する行為をしたときは、その債権者は、都道府県に異議を申し出ることができる。但し、その行為の認可に係る公告があつた日から二十日を経過したときは、この限りでない。

4 都道府県知事は、前項の規定による申出を受けたときは、同項に規定する申出期間満了後六〇日以内にこれを決定しなければならない。

(権利義務の承継及び決済)

第四十二条 土地改良区の組合員が組合員たる資格に係る権利の目的たる土地の全部又は一部についてその資格を喪失した場合には、その者がその土地の全部又は一部について有するその土地改良区の事業に関する権利義務は、その土地の全部若しくは一部についての権利の承継又は第三条に規定する資格の交替によつてその土地の全部又は一部について組合員たる資格を取得した者に移転する。

2 土地改良区の組合員が、組合員たる資格に係る権利の目的たる土地の全部又は一部についてその資格を喪失した場合において、前項の承継又は第三条に規定する資格の交替がないときは、そ

の者及び土地改良区は、その土地の全部又は一部につきその者の有するその土地改良区の事業に関する権利義務について必要な決済をしなければならない。

(組合員の資格得喪の通知義務)

第四十三条 土地改良区の地区内の土地の全部又は一部について組合員たる資格を取得し、又は喪失した者がある場合には、その者は、その旨をその土地改良区に通知しなければならない。

2 前項の当事者は、同項の規定による通知があるまでは、当該資格の得喪をもつて第三者に对抗することができない。

3 農地中間管理機構が土地改良区の地区内にある土地の全部又は一部について組合員たる資格を取得し、又は喪失した場合において、当該資格の得喪についてその土地改良区に通知したときは、農地中間管理機構及び当該土地の全部又は一部について組合員たる資格を喪失し、又は取得した者は、それぞれ第一項の規定による通知をしたものとみなす。

(第四十四条 削除)

(組合員等に対する通知又は催告)

第四十五条 土地改良区が組合員等に対する通知又は催告は、組合員名簿に記載したその住所（その者が別に通知又は催告を受ける場所をその土地改良区に通知した場合には、その場所）に宛てればよい。

2 前項の通知又は催告は、通常到達すべきであつた時に到達したものとみなす。

(土地改良区の行為についての審査請求)

第四十六条 土地改良区がこの款の規定によつてした処分については、行政不服審査法第一条及び第四条第一号の規定により審査請求をすることができるものとする。

2 前項の審査請求に関する行政不服審査法第十八条第一項本文の期間は、当該処分があつたことを知つた日の翌日から起算して三十日とする。

第三款 土地改良区の事業

第一目 事業の施行

(工事に必要な援助請求)

第四十七条 土地改良区は、土地改良事業の工事につき第七条第五項に掲げる職員の必要な援助を求めることができる。

2 前項の場合には、第七条第六項の規定を準用する。

(土地改良事業計画の変更等)

第四十八条 土地改良区は、土地改良事業計画を変更し、土地改良事業を廃止し、又は新たな土地改良事業を行おうとする場合には、農林水産省令で定めるところにより、総会の議決を経て必要な事項を定め、都道府県知事の認可を受けなければならない。

2 前項の土地改良事業計画の変更又は新たな土地改良事業の施行は、その変更後又はその新たな事項を定め、都道府県知事の認可を受けなければならない。

3 土地改良事業の採択後において当該土地改良区が二以上の土地改良事業の施行を目的とする場合には、これらの事業相互間に相当の連関性があるときに限り、することができる。

3 土地改良区は、土地改良事業計画につき土地改良事業の施行に係る地域その他農林水産省令で定める重要な部分の変更（第六十六条の規定による地区からの除外に係るものを除く。）をし、土地改良事業を廃止し、又は新たな土地改良事業（当該土地改良区が管理する土地改良施設の更新のために行う当該土地改良施設の変更を内容とする第二条第二項第一号の事業であつて、当該土地改良区が現に当該土地改良施設の管理を内容とする同号の事業の施行に係る地域としている区域（以下「現行管理区域」という。）内において施行するもののうち、当該土地改良施設の有している本来の機能の維持を図ることを目的とし、かつ、現行管理区域内の土地に係る組合員の権利又は利益を侵害するおそれがないことが明らかなものとして政令で定める要件に適合するものを除く。）を行おうとする場合において、第一項の認可を申請するには、あらかじめ、農林水産省令で定めるところにより、土地改良事業計画の変更又は新たな土地改良事業の施行の場合にあつては、その変更後の又はその新たな採択に係る土地改良事業の計画の概要（その変更後又はその新たな採択後において当該土地改良区が二以上の土地改良事業の施行を目的とする場合に

は、その各土地改良事業のうちその変更又はその新たな採択に係る各土地改良事業につき、その変更後の又はその新たな採択に係る土地改良事業の計画の概要及び農林水産省令で定めるときには、変更後の全体構成又はその全ての土地改良事業に係る全体構成)及び定款を変更するあつては、変更後の定款その他の必要な事項を、土地改良事業の廃止の場合にあつては、廃止する旨及び廃止の理由(現に二以上の土地改良事業の施行を目的としている場合には、その各必要があるときは変更後の定款を公告して、次の各号の区分により、それぞれ各号に掲げる同意を得なければならない。

7 土地改良区は、農用地造成事業等に係る土地改良事業計画の変更（その変更により新たな地域がその農用地造成事業等に係る農用地造成地域の全部又は一部となるものに限る。）をし、農用地造成事業等でない事業を農用地造成事業等とするために土地改良事業計画の変更をし、又は新たに農用地造成事業等を行おうとする場合において、第一項の認可の申請をするには、第三項又は第四項の三分の二以上の同意のほか、その計画の変更により新たに、又はその新たな採択により、農用地造成地域の全部又は一部となる地域内にある土地についての農用地外資格者についての全員の同意を得なければならない。

第一項の場合において、土地改良事業計画の変更又は新たな採択に係る農用地造成事業等については、その計画の変更により新たに、又はその新たな採択により、農用地造成地域の全部又は一部となる地域につき第五条第五項及び第六条の規定を準用する。

の規定（土地改良事業計画の変更（第三項）に規定するものに限る）をし、土地改良事業を廃止し、又は新たな土地改良事業を行おうとする場合にあつては、これらの規定のほか、第五条第三

項第六項及び第七項の規定を準用する。この場合において第五条第六項及び第七項中「含めて第一項の一定の地域を定めるには」とあるのは、「含んだ土地を、新たに変更後の土地改良事業計画に係る土地改良事業の施行に係る地域又は新たな採択に係る土地改良事業の施行に係る地域とするには」と読み替えるものとする。

ないことが明らかである場合において、都道府県知事が適当と認めたときは、新たな土地改良事業を行おうとする場合を除いて、前項において準用する第八条第六項及び第九条に規定する手続（第六項の場合にあつては、これらの手続のほか、前項において準用する第八条第二項に規定す

る手続)を省略することができる。
都道府県書類は、第一項の認可をしたときは、滞在なく、その旨を公告しなければならない。
上文女文書事は、第一項の認可をしたときは、告示しなければならない。

1 土地改良事業計画の変更　土地改良事業の廃止には新たに抗する土地改良事業の計画の決定は、前項の規定による公告があるまでは、これをもつて第三者（組合員等を除く。）に対抗する

ことかできな
い
（急施の場合）

必要がある場合には、土地改良区は、前条の規定にかかわらず、総会の議決を経て応急工事計画を定め、都道府県知事の認可を受けてその事業を行うことができる。

2 前項の規定による認可及びその認可に係る応急工事計画による事業の施行については、審査請求をすることができない。

(国有地の譲与又は国有地への編入)
第五十条
上文及第百三十条（農地水害省令）で定めるものを除く。次項に定めて司る。」の施行により

第三条 二七九号電氣工事、樹木等の他の用に供する施設（以下「道路等」という。）の全部又は一部につき、第一項の規定による許可を以て設置する場合は、農林省の監督の下に、

又は一部にべきその用途を廢止した結果不育となつた国有地がある場合には、農林省令の定めるところにより、これを無償で土地改良区又はその地区内にある土地の所有者に譲与する。夫

2 土地改良事業の施行により生じた道路等で前項の用途廃止のあつたものに代るべきものは、償て国有地に編入する。

第五十一條 削除 (換地計画の決定及び認可)

第五十二条 土地改良区は、その行う土地改良事業（第四十九条第一項の規定により応急工事計画を定め、これに基づいて行う第二条第二項第五号の事業を除く。）につき、その事業の性質上必

要があるときは、当該土地改良事業の施行に係る地域につき、換地計画を定め、都道府県知事の認可を受けなければならない。
2 土地改良事業の施行に係る地域を数区に分けてそれぞれ前項の換地計画を定める場合において、必要があるときは、一の区内に係る換地計画において、他の区の区域内にある土地を従前の土

地として、これにつき換地を定め、又は定めないことができる。この場合には、その従前の土地とされた土地は、当該一の区以外のいずれの区に係る換地計画においても、従前の土地とすることができない。

3 第一項の換地計画は、耕作又は養畜の業務を営む者の農用地の集団化その他農業構造の改善に資するよう定めなければならない。

4 第一項の換地計画を定めるには、農林水産省令で定めるところにより、次項の規定による議決前に、農用地の集団化に関する事業についての専門的知識及びその事業に係る実務の経験を有する者で政令で定める資格を有するものの意見を聴かなければならない。

5 第一項の換地計画を定めるには、その計画に係る土地につき第五条第七項に掲げる権利を有する全ての者で組織する会議の議決を経なければならない。この場合には、前項の規定により聴いた意見の内容を示さなければならぬ。この場合には、前項の規定により、その議事は、同項の者が三分の二以上出席し、その議決権の三分の二以上で決する。

6 前項の会議は、当該土地改良区の理事が招集するものとし、その議事は、同項の者が三分の二以上出席し、その議決権の三分の二以上で決する。

7 第五項の会議には、第二十七条、第二十八条第一項、第三十一条、第三十二条第二項及び第三項並びに第三十四条本文の規定を準用する。

8 第一項の認可を申請するには、その申請書に關係農業委員会の同意書を添付しなければならない。ただし、同意を求めた日から六十日以内にその同意を得られない場合には、その事由を記載した書面を添付すれば足りる。

9 第一項の場合には、第七条第五項及び第六項の規定を準用する。

(審査及び公告等)

第五十二条の二 都道府県知事は、前条第一項の認可の申請があつたときは、当該申請に係る換地計画につき詳細な審査を行なつてその適否を決定し、その旨を当該申請をした土地改良区に通知しなければならない。

2 都道府県知事は、前条第一項の認可の申請について、左の各号の一に該当する場合を除き、前項の規定により適切とする旨の決定をしなければならない。

3 前条第八項ただし書きの場合において、第一項の規定により適否の決定をしようとするときは、都道府県知事は、当該関係農業委員会の意見をきかなければならぬ。

4 第一項の規定による適否の決定については、第八条第六項の規定を準用する。この場合において、同項中「土地改良事業計画書及び定款」とあるのは、「換地計画書」と読み替えるものとする。

(異議の申出)

第五十二条の三 換地計画に係る土地又はその土地に定着する物件の所有者、その換地計画に係る水面につき漁業権又は入漁権を有する者その他これらの土地、物件又は権利に関し権利を有する者は、その換地計画に係る前条第四項において準用する第八条第六項の規定による公告に係る決定に對して異議があるときは、前条第四項において準用する第八条第六項に規定する総覧期間の満了の日の翌日から起算して十五日以内に都道府県知事にこれを申し出ることができる。

2 前項の規定による異議の申出については、第九条第二項から第五項までの規定を準用する。この場合において、同条第二項中「前条第二項に掲げる技術者」とあるのは、「第五十二条第四項に掲げる者」と、「同条第六項」とあるのは、「前条第六項」と、同条第四項中「第七条第一項の規定による申請に係る土地改良事業計画又は定款」とあるのは、「第五十二条第一項の認可の申請に係る換地計画」と読み替えるものとする。

第五十二条の四 都道府県知事は、前条第一項の規定による異議の申出がないとき、又は異議の申出があつた場合においてそのすべてについて同条第二項において準用する第九条第二項の規定による決定があつたときは、前条第二項において準用する第九条第四項の場合を除いて、第五十二条第一項の認可をしなければならない。

地として、これにつき換地を定め、又は定めないことができる。この場合には、その従前の土地とされた土地は、当該一の区以外のいずれの区に係る換地計画においても、従前の土地とすることができない。

3 第一項の換地計画は、耕作又は養畜の業務を営む者の農用地の集団化その他農業構造の改善に資するよう定めなければならない。

4 第一項の換地計画を定めるには、農林水産省令で定めるところにより、次項の規定による議決前に、農用地の集団化に関する事業についての専門的知識及びその事業に係る実務の経験を有する者で政令で定める資格を有するものの意見を聴かなければならない。この場合には、前項の規定により、その議事は、同項の者が三分の二以上出席し、その議決権の三分の二以上で決する。

5 第一項の換地計画を定めるには、その計画に係る土地につき第五条第七項に掲げる権利を有する全ての者で組織する会議の議決を経なければならない。この場合には、前項の規定により聴いた意見の内容を示さなければならぬ。この場合には、前項の規定により、その議事は、同項の者が三分の二以上出席し、その議決権の三分の二以上で決する。

6 前項の会議は、当該土地改良区の理事が招集するものとし、その議事は、同項の者が三分の二以上出席し、その議決権の三分の二以上で決する。

7 第五項の会議には、第二十七条、第二十八条第一項、第三十一条、第三十二条第二項及び第三項並びに第三十四条本文の規定を準用する。

8 第一項の認可を申請するには、その申請書に關係農業委員会の同意書を添付しなければならない。ただし、同意を求めた日から六十日以内にその同意を得られない場合には、その事由を記載した書面を添付すれば足りる。

9 第一項の場合には、第七条第五項及び第六項の規定を準用する。

(審査及び公告等)

第五十二条の二 都道府県知事は、前条第一項の認可の申請があつたときは、当該申請に係る換地計画につき詳細な審査を行なつてその適否を決定し、その旨を当該申請をした土地改良区に通知しなければならない。

2 都道府県知事は、前条第一項の認可の申請について、左の各号の一に該当する場合を除き、前項の規定により適切とする旨の決定をしなければならない。

3 前条第八項ただし書きの場合において、第一項の規定により適否の決定をしようとするときは、都道府県知事は、当該関係農業委員会の意見をきかなければならぬ。

4 第一項の規定による適否の決定については、第八条第六項の規定を準用する。この場合において、同項中「土地改良事業計画書及び定款」とあるのは、「換地計画書」と読み替えるものとする。

(異議の申出)

第五十二条の三 換地計画に係る土地又はその土地に定着する物件の所有者、その換地計画に係る水面につき漁業権又は入漁権を有する者その他これらの土地、物件又は権利に関し権利を有する者は、その換地計画に係る前条第四項において準用する第八条第六項の規定による公告に係る決定に對して異議があるときは、前条第四項において準用する第八条第六項に規定する総覧期間の満了の日の翌日から起算して十五日以内に都道府県知事にこれを申し出ることができる。

2 前項の規定による異議の申出については、第九条第二項から第五項までの規定を準用する。この場合において、同条第二項中「前条第二項に掲げる技術者」とあるのは、「第五十二条第四項に掲げる者」と、「同条第六項」とあるのは、「前条第六項」と、同条第四項中「第七条第一項の規定による申請に係る土地改良事業計画又は定款」とあるのは、「第五十二条第一項の認可の申請に係る換地計画」と読み替えるものとする。

第五十二条の四 都道府県知事は、前条第一項の規定による異議の申出がないとき、又は異議の申出があつた場合においてそのすべてについて同条第二項において準用する第九条第二項の規定による決定があつたときは、前条第二項において準用する第九条第四項の場合を除いて、第五十二条第一項の認可をしなければならない。

2 前項の規定による認可に係る換地計画に基づく土地改良区の処分については、行政手続法(平成五年法律第八十八号)第三章の規定は、適用しない。

3 第一項の規定による認可及びその認可に係る換地計画に基づく土地改良区の処分については、審査請求をすることができない。

(換地計画)

第五十二条の五 換地計画においては、農林水産省令の定めるところにより、左の各号に掲げる事項を定めるものとする。

一 換地設計

二 各筆換地明細

三 清算金明細

四 換地を定めた他の特別の定めをする土地の明細

五 その他農林水産省令で定める事項

(換地)

第五十三条 換地計画においては、換地は、次に掲げる要件のいずれもがみたされるように定めなければならない。ただし、従前の土地について第五条第七項に掲げる権利を有する者の同意を得た場合は、この限りでない。

一 当該換地が、特定用途用地を従前の土地とする場合にあつては当該換地計画に係る土地改良事業計画において定められた非農用地区域内、特定用途用地以外の土地を従前の土地とする場合にあつては当該非農用地地区域外の土地であること。

2 当該換地及び従前の土地について、農林水産省令の定めるところにより、それぞれその用途、地積、土性、水利、傾斜、温度その他の自然条件及び利用条件を総合的に勘案して、当該換地が、従前の土地に照応していること。

3 当該換地の地積の、農林水産省令で定めるところにより算定した従前の土地の地積に対する増減の割合が、二割にみたないこと。

2 前項の場合において、換地及び従前の土地の用途、地積、土性、水利、傾斜、温度その他の自然条件及び利用条件を総合的に勘案して、当該換地を当該換地計画に係る土地改良事業計画において定められた非農用地地区域外の土地に定める場合にあつては換地を当該非農用地地区域外の土地に定める他の場合との比較において不均衡が生ずると認められるとき、当該換地を当該非農用地地区域内の土地に定める場合にあつては当該換地及び従前の土地が同等でないと認められるときは、金銭による清算をするものとし、当該換地計画においてその額並びに支払及び徴収の方法及び時期を定めなければならない。

3 従前の土地の全部又は一部について所有権及び地役権以外の権利又は処分の制限がある場合は、これに照応する換地は、その権利又は処分の制限の目的たる土地又はその部分を指定して定めなければならない。

4 前項の規定により先取特権、質権又は抵当権の目的たる土地又はその部分を指定して換地を定める場合には、その指定に係る土地又はその部分は、当該権利の目的となつている従前の土地の全部又は一部の価格と同等以上の価格のものでなければならない。ただし、その従前の土地の所有者が第二項の規定による清算金を取得すべきときは、その指定に係る土地又はその部分は、その清算金の限度内において、当該権利の目的となつている従前の土地の全部又は一部の価格より低い価格のものであつてもよい。

5 前項の規定による清算金の額を当該換地計画において定めなければならない。

6 換地は、一筆の土地の区域が二以上の市町村、大字又は字にわたるよう定めてはならない。

(非農用地区域内に換地する土地の指定)

第五十三条の二 土地改良区は、特定用途用地以外の土地につき、これを従前の土地とする換地を当該換地計画に係る土地改良事業計画において定められた非農用地地区域内の土地に定めることについて前項第一項ただし書きの規定による同意を得たときは、換地計画を定める前に、当該特定用

途用地以外の土地を、これを従前の土地とする換地を当該非農用地区域内に定めるべき土地として指定することができる。

2 前項の規定による指定は、その指定に係る土地につき同項に規定する同意をした者に対し、その旨を通知してするものとする。

3 土地改良区は、第一項の規定による指定をしたときは、遅滞なくその旨を公告しなければならない。

(換地を定めない場合等の特例)

第五十三条の二の二 換地計画においては、従前の土地の所有者の申出又は同意があつた場合は、その申出又は同意に係る従前の土地については、地積を特に減じて換地を定め、又は換地を定めないことができる。この場合において、その地積を特に減じて換地を定め、又は換地を定めない土地について地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者があるときは、土地改良区は、地積を特に減じて換地を定め、又は換地を定めないことについてこれらの者の同意を得なければならぬ。

2 前項前段の場合には、金銭による清算をするものとし、当該換地計画においてその額並びに支払及び徵収の方法及び時期を定めなければならない。

3 第一項の規定により従前の土地について地積を特に減じて換地を定め、又は換地を定めなければならない場合において、その従前の土地の全部又は一部につき先取特権、質権又は抵当権があるときは、前項の規定により換地計画において清算金を定めるに当たつて、当該権利の及ぶべき清算金の額を併せて定めなければならない。

第五十三条の二の三 土地改良区は、換地計画を定める前に、前条第一項前段の規定による申出又は同意に係る土地（その土地について同項後段に規定する者があるときは、同項後段の規定によるこれらの者の同意を得たものに限る）を、これを従前の土地とする地積を特に減じて換地を定め、又は換地を定めない土地として指定することができます。

2 前項の規定による指定については、第五十三条の二第二項及び第三項の規定を準用する。この場合において、同条第二項中「同項に規定する同意」とあるのは、「第五十三条の二の二第一項の規定による申出又は同意」と読み替えるものとする。

3 土地改良区は、第一項の規定による指定をした場合において、必要があると認めるときは、前条第二項に定めるところに準じて仮に算出した仮清算金を、清算金の支払の方法に準ずる方法により支払うことができる。

(土地改良施設等の用に供する土地についての措置)

第五十三条の三 換地計画においては、第一号に掲げる施設の用に供するための土地が新たに必要な場合にはその換地計画に係る一定の土地で当該換地計画に係る土地改良事業の施行の結果当該施設の用に供されるものを、第二号又は第三号に掲げる施設の用に供するための土地が新たに必要な場合には当該土地改良事業の計画において定められた非農用地区域内の一定の土地を、それぞれ換地として定めないで、これらの施設の用に供する土地（同号に掲げる施設の用に供する土地においては、当該施設の用に供する土地の総面積のうち当該施設を当該土地改良事業の施行に係る地域内で農業を営む者が利用する割合に応じた面積を超えない範囲内の土地に限る。）として定めることができる。この場合には、その土地は、その換地計画において、換地とみなされるものとする。

1 当該土地改良事業によつて生ずる土地改良施設
2 次に掲げる施設のうち、当該土地改良事業の施行に係る地域内で農業を営む者が主として利用し、かつ、その大部分が利用すると見込まれるもの
イ 農業経営の合理化のために必要な施設（前号に掲げる施設を除く。）で農林水産省令で定めるもの

ロ 当該土地改良事業の施行に係る地域内で農業を営む者の生活上又は農業経営上必要な施設（前号及びイに掲げる施設を除く。）で農業構造の改善を図ることを目的とするもののうち、地方公共団体の計画に定められたもの（政令で定める要件に適合するものに限る。）

3 当該土地改良事業の施行に係る地域内で農業を営む者の大部分が利用すると見込まれる施設で、前号イ又はロに掲げる施設に該当するもの（同号に掲げる施設を除く。）

2 前項前段の場合には、当該換地計画において、土地改良区、市町村、農業協同組合その他政令で定める者のうち、土地改良区が当該土地を取得することが適当と認める者を、その者の同意を得て、当該土地を取得すべき者として定めなければならない。

第五十三条の三の二 換地計画においては、第五十三条の二の二第二項の規定により地積を特に減じて換地を定める従前の土地又は換地を定めない従前の土地がある場合には、その特に減じた地積又はその換地を定めない従前の土地の地積を合計した面積を超えない範囲内で、次の各号に掲げる土地を、換地として定めないで、それぞれ当該各号に掲げる土地として定めることができるものとする。この場合には、その土地は、その換地計画において、換地とみなされるものとする。

1 当該換地計画に係る地域内（当該換地計画に係る土地改良事業計画において非農用地区域、改められてゐる場合には、非農用地区域外）の一定の土地（当該換地計画に係る地域の周辺の地域における農業經營の規模の拡大その他農用地の保有の合理化を促進するために必要な農用地に供することを予定する土地）

2 当該換地計画に係る土地改良事業計画において定められた非農用地区域内の一定の土地（第八条第五項第二号に規定する施設の用に供する土地（前条第一項第二号に掲げる施設の用に供する土地及び同項第三号に掲げる施設の用に供する農林水産省令で定める土地を除く。）又は第八条第五項第三号に規定する農用地以外の用途に供することを予定する土地）

3 前項前段の場合には、第五十三条の二の二第二項及び前条第二項の規定を準用する。この場合において、同項中「土地改良区、市町村」とあるのは、「第五十三条の三の二第二項第一号に掲げる土地にあつては当該換地計画に係る地域の全部若しくは一部及びその周辺の地域をその事業実施地域に含む農地中間管理機構又は当該換地計画に係る地域の周辺の地域において効率的かつ安定的な農業經營を営み若しくは営むと見込まれる者で農林水産省令で定めるもののうち、土地改良区が当該土地を取得することが適当と認める者を、同項第二号に掲げる土地にあつては土地改良区、市町村」と、「その者」とあるのは「それぞれ、その者」と読み替えるものとする。

(換地計画の変更)

第五十三条の四 土地改良区は、換地計画を変更しようとする場合には、農林水産省令の定めるところにより、都道府県知事の認可を受けなければならない。

2 換地計画の変更（農林水産省令で定める軽微な変更を除く。）については、第五十二条第四項から第九項まで及び第五十二条の二から第五十二条の四までの規定を準用する。この場合において、第五十二条第五項中「その計画」とあるのは「その計画の変更に係る部分」と、第五十二条の三中「換地計画」とあるのは「換地計画の変更の部分」と読み替えるものとする。

(一時利用地の指定)

第五十三条の五 土地改良区は、換地処分を行なう前において、土地改良事業の工事のため必要がある場合又は土地改良事業に係る換地計画に基づき換地処分を行なうにつき必要がある場合には、その土地改良事業の施行に係る地域内の土地につき、従前の土地に代わるべき一時利用地を指定することができます。

2 土地改良区は、前項の規定により一時利用地を指定する場合には、換地計画において定められた事項又はこの法律で規定する換地計画において定める事項の基準を考慮してしなければならない。

3 第一項の規定による一時利用地の指定は、その一時利用地及び従前の土地につき第五条第七項に掲げる権利を有する者に対し、一時利用地及び従前の土地の位置及び地積並びにその使用開始の日を通知してするものとする。

4 第一項の規定により一時利用地が指定されたときは、従前の土地につき第五条第七項に掲げる権利を有する者は、前項の規定による通知に係る使用開始の日から第五十四条第四項の規定によ

る公告がある日まで、一時利用地をその性質によつて定まる用方に従い、従前の土地について有する当該権利に基づく使用及び収益と同一の条件により使用し及び収益することができる。
 5 前項の場合には、同項の者は、従前の土地については、その土地について有する当該権利に基づく使用及び収益をすることができない。

6 第一項の規定により一時利用地が指定されたときは、その一時利用地につき第五条第七項に掲げる権利を有する者は、第三項の規定による通知に係る使用開始の日から第五十四条第四項の規定による公告がある日まで、その一時利用地について、その有する当該権利に基づく使用及び収益をすることができない。

(使用及び収益の停止)

第五十三条の六 土地改良区は、換地処分を行なう前において、土地改良事業の工事のため必要がある場合又は換地計画に基づき換地処分を行なうにつき必要がある場合には、第五十三条の二の二第一項の規定により換地計画において換地を定めないこととされる従前の土地（次項に規定する土地を除く。）につき第五条第七項に掲げる権利を有する者に対し、期日を定めて、その期日からその土地の全部又は一部について使用し及び収益することを停止させることができる。この場合には、その期日の相当期間前までに、その旨を当該権利者に通知しなければならない。

2 土地改良区は、換地処分を行う前において、第五十三条の二の三第三項の規定により仮清算金が支払われた土地（同条第一項の規定により換地を定めない土地として指定された土地に限る。）につき第五条第七項に掲げる権利を有する者に対し、期日を定めて、その期日からその土地の全部について使用し及び収益することを停止させることができる。この場合には、前項後段の規定を準用する。

3 第一項又は前項の規定によりこれらの各項に規定する土地の全部又は一部について使用し及び収益することが停止された場合には、その全部又は一部の土地につき第五条第七項に掲げる権利を有する者は、第一項又は前項の期日から第五十四条第四項の規定による公告がある日まで、その全部又は一部の土地について、その有する当該権利に基づく使用及び収益をすることができない（一時利用地の指定等に伴う土地の管理）。

第五十三条の七 第五十三条の五第一項の規定により一時利用地が指定された場合又は前条第一項若しくは第二項の規定によりこれらの各項に規定する土地の全部若しくは一部について使用し及び収益することが停止された場合には、これらの処分により使用し及び収益することができる者については、その使用し及び収益することができる者のなくなつた時から第五十四条第四項の規定による公告がある日まで、土地改良区がこれを管理するものとする。（一時利用地の指定等に伴う補償等）

第五十三条の八 第五十三条の五第一項の規定により一時利用地が指定された場合において、その一時利用地若しくは従前の土地につき第五条第七項に掲げる権利を有する者がその指定によつて損失を受けたとき、又は第五十三条の六第一項の規定により同項に規定する従前の土地の全部若しくは一部について使用し及び収益することが停止された場合において、その全部若しくは一部の土地につき第五条第七項に掲げる権利を有する者がその停止によつて損失を受けたときは、土地改良区は、その損失を受けた者に対して、通常生ずべき損失を補償しなければならない。

2 第五十三条の五第一項の規定により一時利用地が指定された場合において、従前の土地につき第五条第七項に掲げる権利を有する者がその指定によつて利益を受けるときは、土地改良区は、その利益を受ける者から、その利益に相当する額の金銭を徴収することができる。

3 土地改良区は、第五十三条の五第一項の規定により一時利用地を指定した場合又は第五十三条の六第一項の規定により同項に規定する従前の土地の全部若しくは一部について、従前の土地につき第五条第七項に掲げる権利を有する者がその指定によつて利益を受けるときは、政令の定めるところにより、第十五条第二項又は第五十三条の二の二第二項（第五十三条の三第三項及び第五十三条の三の二第二項において準用する場合を含む。）に定めるところに準じて仮に算出した仮清算金を、清算金の徴収又は支払いの方法により徴収し又は支払うことができる。

（換地処分）

第五十四条 換地処分は、当該換地計画に係る土地につき第五条第七項に掲げる権利を有する者に対する、その換地計画において定められた関係事項を通じてするものとする。

2 換地処分は、当該換地計画に係る地域の全部について当該土地改良事業の工事が完了した後ににおいて、遅滞なくしなければならない。ただし、当該土地改良事業の計画に別段の定めがある場合においては、当該換地計画に係る地域の全部について工事が完了する以前においても換地処分をすることができる。

3 土地改良区は、換地処分をした場合には、遅滞なくその旨を都道府県知事に届け出なければならない。

4 都道府県知事は、前項の規定による届出があつた場合には、遅滞なく当該換地処分があつた旨を公告しなければならない。

5 都道府県知事は、前項の規定による公告をした場合には、遅滞なくその旨を管轄登記所に通知しなければならない。

6 第一項の換地処分、第三項の規定による公告及び前項の規定による公告及び前項の規定による通知は、第五十二条第二項の規定により、一の区に係る換地計画において、他の区の区域内にある土地を従前の土地として、これにつき換地を定め、又は定めないこととした場合には、それぞれ、当該一の区に係る換地計画及び当該他の区に係る換地計画について同時にしなければならない。この場合には、これらの換地計画に係る換地処分は、第二項の規定にかかわらず、これらの換地計画に係る地域の全部について当該土地改良事業の工事が完了した後において、遅滞なくしなければならない。

7 第二項ただし書の規定は、前項後段の場合について準用する。

（換地処分の効果及び清算金）

第五十四条の二 前条第四項の規定による公告があつた場合には、当該換地計画に定める換地は、その公告があつた日の翌日から従前の土地とみなされるものとし、その換地計画において換地を定めなかつた従前の土地について存する権利は、その公告があつた日限り消滅するものとする。

2 前条第四項の規定による公告があつた場合には、第五十三条第三項の規定により、当該換地計画において、換地につき、従前の土地について存する所有権及び地役権以外の権利又は処分の制限の目的となるべきものとして指定された土地又はその部分は、その公告があつた日の翌日から当該権利又は処分の制限の目的たる土地又はその部分とみなされるものとする。

3 前二項の規定は、行政上又は裁判上の処分で従前の土地に専属するものについては、影響を及ぼさない。

4 第五十三条第二項又は第五十三条の二の二第二項（第五十三条の三第三項及び第五十三条の三の二第二項において準用する場合を含む。）の規定による換地計画において定められた清算金は、前条第四項の規定による公告があつた日の翌日において確定する。

5 第五十三条の三第一項又は第五十三条の三の二第一項の規定により換地計画において定められた換地は、前条第四項の規定による公告があつた日の翌日において第五十三条の三第二項（第五十三条の三の二第二項において準用する場合を含む。）の規定によりその換地計画において当該換地を取得すべき者として定められた者が取得する。

6 換地計画において、換地を国又は地方公共団体が所有する土地で道路等の用に供しているものに定めた場合において、その土地に存する道路等が廃止されるときは、その換地計画においてこれに代わるべき道路等の用に供する土地と定められたものは、その廃止される道路等の用に供している土地が國の所有する土地である場合には國に、地方公共団体の所有する土地である場合には地方公共団体に、前条第四項の規定による公告があつた日の翌日においてそれぞれ帰属する。

7 前項の場合には、その廃止される道路等の用に供している國又は地方公共団体の所有する土地について存する従前の権利は、所有権にあつては前条第四項の規定による公告があつた日限り消滅するものとし、その他の権利（地役権を除く。）にあつてはその公告があつた日の翌日から、前項の規定により國若しくは地方公共団体に帰属する土地又はその土地のうち農林水産省令の定

めることにより国若しくは地方公共団体がその権利を有する者の意見をきいて定める部分について存するものとみなす。

(清算金の徴収及び支払い)

第五十四条の三 土地改良区は、第五十四条第四項の規定による公告があつた場合には、前条第四項の規定により確定した清算金を徴収し、又は支払わなければならない。この場合において、確定した清算金の額と第五十三条の二の三第三項の規定により支払つた仮清算金との間に差額があるときは、その八第三項の規定により徴収し、若しくは支払つた仮清算金の額との間に差額があるときは、その差額に相当する額の金銭を徴収し、又は支払わなければならない。

第五十五条 第五十四条第四項の規定による公告があつたときは、土地改良区は、政令の定めるところにより、遅滞なく当該換地計画に係る土地及び建物について登記を申請しなければならない。

(土地改良区の協議請求)

第五十六条 土地改良区は、農業用用排水施設の新設、管理、廃止又は変更を行なう者に対して、水を農業上合理的に利用するため必要な事項につき協議を求めることができる。

2 土地改良区は、その管理する農業用排水路その他の土地改良施設(土地改良区が委託を受けて管理するこれらの施設を含む)が、市街化の進展その他の社会的経済的諸条件の変化に伴い下水道その他の土地改良施設以外の施設(以下この項及び次項において「他用途施設」という)の用に兼ねて供することが適當であると認められるに至った場合には、関係地方公共団体、関係事業者その他の関係人に対し、当該土地改良施設を他用途施設の用に兼ねて供すること及びその兼ねて供する場合における当該土地改良施設の管理の方法、その管理に要する費用の分担その他必要な事項につき協議を求めることができる。この場合において、当該土地改良施設がその土地改良区が委託を受けて管理するものであるときは、あらかじめ、その委託をした者の同意(その委託をした者が又は地方公共団体である場合にあつては、その承認)を得なければならない。

3 前二項の規定による協議(前項の規定による協議にあつては、農業用用排水施設を他用途施設(政令で定めるものを除く)の用に兼ねて供すること並びにその兼ねて供する場合における当該農業用排水施設の管理の方法及びその管理に要する費用の分担についての協議に限る。以下この項及び次項において同じ)をすることができない場合は、協議が調わない場合には、当該土地改良区は、都道府県知事に裁定を申請することができる。この場合において、前項後段の規定は、同項の規定による協議に係る裁定の申請について準用する。

4 都道府県知事は、第二項の規定による協議に係る前項の規定による裁定の申請があつた場合において、当該協議を求められた者の意見を聴き、当該農業用用排水施設の管理に支障を生じないようにするため必要があると認めるときは、その必要の限度において、裁定をすることができる。

5 第一項の規定による協議に係る第三項の裁定をする場合には、第八条第二項の規定を準用する。

6 第二項の裁定があつたときは、当事者は、その裁定の定めるところに従い協定しなければならない。

(施設の管理)

第五十七条の二 土地改良区は、土地改良事業の工事が完了した場合においてその事業によつて生じた第三項の裁定があつたときは、その施設を管理しなければならない。

(管理規程)

第五十七条の二 土地改良区は、第二条第二項第一号の事業のうち農業用排水施設又は農用地の保全上必要な施設(これらの施設のうち農林水産省令で定めるものに限る)の管理(委託を受けて行う管理を含む)を行う場合には、農林水産省令で定めるところにより、当該事業の実施の細目について、管理規程を定め、当該事業の実施前に都道府県知事の認可を受けなければならぬ。

3 2 前項の管理規程において定めるべき事項は、農林水産省令で定める。
土地改良区は、第一項の管理規程を変更し、又は廃止しようとするときは、都道府県知事の認可を受けなければならない。

4 都道府県知事は、第一項又は前項の認可をしたときは、農林水産省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を公表しなければならない。

(予定外廃水の排除等のための措置)

第五十七条の三 土地改良区は、前条第一項の規定により管理規程を定めて管理する農業用用排水路に、当該管理規程で予定する廃水以外の廃水が排出されることにより、当該農業用用排水路の管理に著しい支障を生じ、又は生ずるおそれがあると認めるときは、当該管理規程の定めるところにより、当該廃水を排出する者に対し、その排出する廃水の量を減ずること、その排出を停止することその他必要な措置をとるべきことを求めることができる。

(利水調整規程)

第五十七条の三の二 土地改良区は、第二条第二項第一号の事業のうち農業用の用水施設(農林水産省令で定めるものに限る)の管理(委託を受けて行う管理を含む)を行う場合には、農業用排水の利用の調整に関する事項について、利水調整規程を定めなければならない。

2 前項の利水調整規程は、次に掲げる要件のいずれにも適合するものでなければならない。
一 当該土地改良区の地区内にある農用地につき耕作又は養畜の業務を営む者への農業用水の供給が適正に行われるものであること。
二 農業用水の供給の決定方法が、適正であり、かつ、明確に定められていること。

(農業集落排水施設整備事業の実施)

第五十七条の四 土地改良区は、その管理する農業用用排水施設(土地改良区が委託を受けて管理するものを含む)に係る農業用用排水の水質の汚濁を防止し、当該農業用用排水施設の適正な管理を確保するため、集落から当該農業用用排水施設へ排出される汚水を処理するための施設の新設、管理、廃止又は変更を内容とする事業(以下「農業集落排水施設整備事業」という)を行おうとする場合には、農林水産省令の定めるところにより、総会の議決を経て農業集落排水施設整備事業の計画(以下第五十七条の八までにおいて「事業計画」という)その他必要な事項を定め、都道府県知事の認可を受けなければならない。

2 事業計画においては、農林水産省令の定めるところにより、当該農業集落排水施設整備事業につき、目的、事業を行う区域、工事又は管理に関する事項、事業費に関する事項その他必要な事項を定めるものとする。

3 土地改良区は、第一項の認可を申請するには、あらかじめ、事業計画につき関係市町村長と協議しなければならない。

(農業集落排水施設整備事業の認可)

第五十七条の五 都道府県知事は、前条第一項の認可の申請があつたときは、次の各号の一に該当する場合を除き、これを認可しなければならない。

一 申請に係る農業集落排水施設整備事業が、申請に係る土地改良区の行う土地改良事業の遂行を妨げないものであること、当該農業集落排水施設整備事業に係る施設を当該土地改良区の組合員が主として利用するものとなることその他当該土地改良区が施行することを相当とするものとして政令で定める基本的な要件に適合するものでないとき。
二 申請の手続又は事業計画の内容が法令又は法令に基づいてする行政手続に違反しているとき。
三 申請に係る土地改良区が、申請に係る農業集落排水施設整備事業を適確に遂行するに足りる経済的基礎又は技術的能力を欠く等農業集落排水施設整備事業の遂行のための基礎的な要件として政令で定める要件を欠くと認められるとき。

(経費の負担の基準)

第五十七条の六 土地改良区は、農業集落排水施設整備事業に要する経費に充てるため当該事業に係る施設を利用する者に対し、その経費の負担を求めるに当たつては、排水量その他の客観的な指標により、当該事業によつてその者が受ける利益を勘案しなければならない。

(農業集落排水施設整備事業への参加)

第五十七条の七 土地改良区は、その組合員又は組合員以外の者に対し、農業集落排水施設整備事業への参加を求めるに当たつては、事業計画、当該事業に要する経費の負担に関する事項、当該事業への参加に係る契約に関する事項その他必要な事項を示して、これを行うものとする。

(事業計画の変更)

第五十七条の八 事業計画の変更については、第五十七条の四及び第五十七条の五の規定を準用する。

(土地改良施設に関する情報の提供)

第五十七条の九 国、地方公共団体その他の土地改良事業を行う者（土地改良区を除く。）は、当該土地改良事業により新設し、又は変更した土地改良施設の適切な管理に資するよう、当該土地改良施設の管理を行う土地改良区に対し、当該土地改良施設に関する情報の提供を行うように努めるものとする。

第二回 権利関係の調整

(組合員の使用収益権)

第五十八条 組合員は、その者が地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利に基づき使用し及び収益している土地につき土地改良事業の成果を公正に享受するため、これらの権利の設定に係る契約の変更に關し、その契約の相手方に對して協議を求めることができる。

(償還すべき有益費)

第五十九条 土地改良事業に費された有益費を民法（明治二十九年法律第八十九号）の規定により償還する場合には、償還すべき額は、同法第百九十六条第二項本文の規定にかかわらず、増価額とする。

(組合員でない者の地代等の減額又は払戻の請求)

第六十条 土地改良事業によつて地上権、永小作権、地役権、賃借権又はその他の使用若しくは収益を目的とする権利（これらに係る対価を徴しないものを除く。）の目的である土地の利用を妨げられるに至つた場合には、その土地（地役権者の場合にあつては、当該承役地）に關しこれらの権利を有する者で組合員でないものは、地代、小作料、地役権の対価、賃借料若しくはその他の使用若しくは収益を目的とする権利の対価の相当の減額又は前払した地代、小作料、地役権の対価、賃借料若しくはその他の使用若しくは収益を目的とする権利の対価の相当の払戻を請求することができる。

(組合員でない者の権利の放棄等)

第六十一条 土地改良事業によつて地上権、永小作権、地役権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用若しくは収益を目的とする権利を設定した目的を達成することができなくなつた場合には、当該土地（地役権者の場合にあつては、当該承役地）に關しこれらの権利を有する者で組合員でないものは、その権利を放棄し、又は契約を解除する。

2 前項の規定により同項に掲げる者（地役権者を除く。）が放棄又は解除をする場合において、当該土地がさらに他の者の使用又は収益を目的とする権利の目的に供されているときは、その放棄又は解除をしようとする者は、当該他の者の同意を得なければならない。同項の規定により地役権者が放棄又は解除をする場合において、当該地役権に係る要役地が他の者の使用又は収益を目的とする権利の目的に供されているときも、また同様とする。

3 第一項の場合には、同項に掲げる者は、当該事業を行う土地改良区に対して、その目的を達成することができなくなつたことによつて生じた損失の補償を請求することができる。この場合において、その土地改良区は、規約の定めるところにより、当該土地（地役権者の場合にあつては、当該承役地）に関するその組合員である者に対する、求償することができる。

(組合員の地代等の増額請求)

第六十二条 土地改良事業によつて地上権、永小作権、地役権、賃借権又はその他の使用若しくは収益を目的とする権利（これらに係る対価を徴しないものを除く。）の目的たる土地の利用を増した場合には、その土地の所有者、賃貸人その他の使用又は収益をさせている者で、その土地に關し組合員であるものは、地代、小作料、地役権の対価、賃料又はその他の使用若しくは収益を目的とする権利の対価の相当の増額を請求することができる。

4 前項の請求があつたときは、同項に掲げる権利を有する者は、その権利を放棄し、又は契約を解除して、その義務を免かれることができる。

(地役権の効力)

第六十三条 換地計画に係る土地の上に存する地役権は、第五十四条第四項の規定による公告があつた後でも、なお從前の土地の上に存する。

3 土地改良事業によつて行使する利益を受ける必要がなくなった地役権は、消滅する。

2 土地改良事業によつて從前と同一の利益を受けることができなくなつた地役権者は、その利益を保存する範囲内において、地役権の設定を請求することができる。但し、第六十条の規定による請求に基く地役権の対価の減額があつた場合には、この限りでない。

(請求の期限)

第六十四条 第六十条の規定による地代等の減額若しくは払戻しの請求、第六十一条第一項の規定による権利の放棄若しくは契約の解除、第六十二条第一項の規定による地代等の増額の請求又は前項第三項の規定による地役権の設定の請求は、当該土地改良事業の工事の完了につき第一百三十三条の第三項の規定による公告があつた日（換地処分に係るものにあつては、第五十四条第四項の規定による公告があつた日）から起算して一年を経過したときは、することができない。

(農地法の適用)

第六十五条 第五十八条から前条までの規定は、農地法の適用を妨げない。

第四回 土地改良区の地区変更、解散及び合併

(地区変更)

第六十六条 地区内にある土地が、その土地改良区の事業により利益を受けないことが明らかになつた場合において、その土地についての組合員の申出があるときは、その土地改良区は、その土地をその地区から除かなければならぬ。

(解散)

第六十七条 土地改良区は、次に掲げる事由によつて解散する。

- 一 総会の議決
- 二 第百三十五条第一項の規定による解散命令
- 三 合併

(地区の解散)

2 総会の議決による解散は、都道府県知事の認可を受けなければならない。

3 土地改良区が第一項第一号又は第二号に掲げる事由によつて解散したときは、都道府県知事は、遅滞なく、その旨を公告しなければならない。

4 土地改良区の解散は、前項の規定による公告があるまでは、これをもつて第三者（組合員等を除く。）に对抗することができない。

(清算中の土地改良区の能力)

第六十七条の二 解散した土地改良区は、清算の目的の範囲内において、その清算の結了に至るまではなお存続するものとみなす。

(清算人)

第六十八条 土地改良区が解散したときは、合併によつて解散した場合を除いて、理事がその清算人となる。ただし、総会で他の者を選任した場合には、この限りでない。

2 前項の規定により清算人となる者がないとき、又は清算人が欠けたため損害を生ずるおそれがあるときは、裁判所は、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で、清算人を選任することができる。

- 3 重要な事由があるときは、裁判所は、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で、清算人を解任することができる。
- 4 清算人については、第十八条第十七項から第十九項までの規定を準用する。
 (清算人の職務及び権限)
- 第六十八条の二** 清算人の職務は、次のとおりとする。
- 一 現務の結了
 - 二 債権の取立て及び債務の弁済
 - 三 残余財産の引渡し
- 2 清算人は、前項各号に掲げる職務を行うために必要な一切の行為をすることができる。
 (清算人の財産調査義務)
- 第六十九条** 清算人は、就職の後、遅滞なく、土地改良区の財産の現況を調査し、貸借対照表(土地改良施設の管理を行わない土地改良区その他の農林水産省令で定める土地改良区である場合を除く)及び財産目録を作り、財産処分の方法を定め、これを総会に提出し、又は提供し、その承認を求めなければならない。
 (債権の申出の催告等)
- 第六十九条の二** 清算人は、その就職の日から二月以内に、少なくとも三回の公告をもつて、債権者に対し、一定の期間内にその債権の申出をすべき旨の催告をしなければならない。この場合において、その期間は、二月を下ることができない。
 2 前項の公告には、債権者がその期間内に申出をしないときは清算から除外されるべき旨を付記しなければならない。ただし、清算人は、知っている債権者を除外することができない。
 3 清算人は、知っている債権者には、各別にその申出の催告をしなければならない。
 4 第一項の公告は、官報に掲載してする。
 (期間経過後の債権の申出)
- 第六十九条の三** 前条第一項の期間の経過後に申出をした債権者は、土地改良区の債務が完済された後まだ権利の帰属すべき者に引き渡されていらない財産に対してのみ、請求をすることができる。
 (残余財産処分の制限)
- 第七十条** 清算人は、土地改良区の債務を弁済した後でなければ、その残余財産を処分することができない。
 (裁判所による監督)
- 第七十一条の二** 土地改良区の解散及び清算は、裁判所の監督に属する。
- 2 裁判所は、職権で、いつでも前項の監督に必要な検査をすることができる。
- 3 土地改良区の解散及び清算を監督する裁判所は、農林水産大臣又は都道府県知事に対し、意見を求め、又は調査を嘱託することができる。
- 4 農林水産大臣又は都道府県知事は、土地改良区の解散及び清算を監督する裁判所に対し、意見を述べることができる。
 (清算人の決算報告義務)
- 第七十一条の三** 清算事務が終わつたときは、清算人は、遅滞なく、農林水産省令で定めるところにより、決算報告を作り、これを総会に提出し、又は提供し、その承認を求めなければならない。
 (清算結果の届出)
- 第七十二条** 清算が結了したときは、清算人は、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。
 (解散及び清算の監督等に関する事件の管轄)
- 第七十二条の二** 土地改良区の解散及び清算の監督並びに清算人に関する事件は、その主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。
 (不服申立ての制限)
- 第七十三条** 清算人の選任の裁判に対しても、不服を申し立てることができない。
- (裁判所の選任する清算人の報酬)**
- 第七十二条の六** 裁判所は、土地改良区の解散及び清算の監督に必要な調査をさせるため、検査役を選任することができる。
 2 前二条の規定は、前項の規定により裁判所が検査役を選任した場合について準用する。
 (検査役の選任)
- 第七十二条** 土地改良区は、合併しようとする場合には、総会において合併を議決しなければならない。
 2 合併は、都道府県知事の認可を受けなければならない。
 3 都道府県知事は、前項の認可をしたときは、遅滞なく、合併後存続する土地改良区については合併により設立する旨、合併により消滅する土地改良区については合併により解散する旨を公告しなければならない。
 4 土地改良区の合併は、前項の規定による公告があるまでは、これをもつて第三者(当該関係土改組員等を除く)に对抗することができない。
 5 土地改良区の合併については第五条第一項後段の規定を、第二項の認可については第八条第四項の規定を準用する。
 (合併の手続)
- 第七十三条** 合併により土地改良区を設立するには、関係各土地改良区の総会において組合員のうちから選任した設立委員が共同して、定款を作成し、役員を選任し、その他設立に必要な行為をしなければならない。
 2 前項の規定による設立委員の選任については、第三十三条の規定を準用する。
 (合併による権利義務の承継)
- 第七十五条** 合併後存続する土地改良区又は合併によつて成立した土地改良区は、合併によつて消滅した土地改良区の権利義務(その土地改良区がその行う事業に関し、行政庁の許可、認可その他の処分に基いて有する権利義務を含む)を承継する。
第五款 土地改良区の組織変更
- 第一目 一般社団法人への組織変更**
- 第七十六条** 土地改良施設(土地改良施設の機能、規模、利用の状況等を勘案して土地改良区がその管理を行なうことが必要なものとして農林水産省令で定める基幹的な土地改良施設を除く)の管理を行う土地改良区(土地改良施設の管理以外の土地改良事業を併せ行うものを除く。以下「施設管理土地改良区」という。)は、その組織を変更し、一般社団法人になることができる。ただし、施設管理土地改良区が行政不服審査法の規定によりされた審査請求につき裁決をしていいときは、この限りでない。
 (組織変更計画の承認等)
- 第七十六条の二** 施設管理土地改良区は、前条の規定による組織変更(以下この目において「組織変更」という。)をするには、組織変更計画を作成して、総会の議決により、その承認を受けなければならない。
 2 前項の議決をする場合には、第三十三条に規定する議決によらなければならぬ。

- 3 第一項の総会の招集に対する第二十八条の規定について、同条中「及び目的」とあるのは、「目的及び組織変更計画の要領」と、同条第一項中「五日前」とあるのは「二週間前」とし、同項ただし書の規定は、適用しない。
- 4 組織変更計画には、次に掲げる事項を定めなければならない。
- 一 組織変更後一般社団法人（以下「組織変更後一般社団法人」という。）の一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第十一條第一項第一号から第三号まで及び第五号から第七号までに掲げる事項
- 二 前号に掲げるもののほか、組織変更後一般社団法人の定款で定める事項
- 三 組織変更後一般社団法人の理事の氏名
- 四 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める事項
- イ 組織変更後一般社団法人が一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第十五条第二項第一号に規定する監事設置一般社団法人である場合 組織変更後一般社団法人の監事の氏名
- ロ 組織変更後一般社団法人が一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第十五条第二項第二号に規定する会計監査人設置一般社団法人である場合 組織変更後一般社団法人の会計監査人の氏名又は名称
- 五 組織変更後一般社団法人の社員の氏名又は名称及び住所
- 六 組織変更がその効力を生ずべき日
- 七 その他農林水産省令で定める事項
- 5 組織変更については、第二十四条の規定を準用する。
- （債権者の異議）
- 第七十六条の三 施設管理土地改良区が組織変更をする場合には、当該施設管理土地改良区の債権者は、当該施設管理土地改良区に対し、組織変更について異議を述べることができる。
- 2 前項に規定する場合には、当該施設管理土地改良区は、あらかじめ、次に掲げる事項を官報に公告し、かつ、知れている債権者には、各別にこれを催告しなければならない。ただし、第三号の期間は、一月を下ることができない。
- 一 組織変更をする旨
- 二 当該施設管理土地改良区の貸借対照表、収支決算書及び財産目録に関する事項として農林水産省令で定めるもの
- 三 債権者が一定の期間内に異議を述べることができる旨
- 3 前項の規定にかかるらず、施設管理土地改良区が同項の規定による公告を、官報のほか、その定款で定めた公告の方法によりするときは、同項の規定による各別の催告は、することを要しない。
- 第七十六条の四 債権者が前条第二項第三号の一定の期間内に異議を述べなかつたときは、組織変更を承認したものとみなす。前項の規定によると、同項の規定による各別の催告は、することを要しない。
- 2 債権者が異議を述べたときは、施設管理土地改良区は、弁済し、若しくは相当の担保を供し、又はその債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社若しくは信託業務を営む金融機関に相当の財産を信託しなければならない。ただし、組織変更をしてもその債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。（組織変更の認可）
- 第七十六条の五 組織変更は、農林水産省令で定めるところにより、都道府県知事の認可を受けなければ、その効力を生じない。
- 2 都道府県知事は、前項の認可の申請があつたときは、次に掲げる場合を除き、当該申請に係る同項の認可をしなければならない。
- 一 組織変更の手続又は組織変更計画の内容が、法令又は法令に基づいてする行政庁の処分に違反するとき。
- 二 組織変更をする施設管理土地改良区の土地改良施設の管理の状況からみて、組織変更の後において、土地改良施設を適切に管理することが見込まれないとき。

3 第一項の総会の招集に対する第二十八条の規定について、同条中「及び目的」とあるのは、「目的及び組織変更計画の要領」と、同条第一項中「五日前」とあるのは「二週間前」とし、同項ただし書の規定は、適用しない。

4 組織変更計画には、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 組織変更後一般社団法人（以下「組織変更後一般社団法人」という。）の一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第十一條第一項第一号から第三号まで及び第五号から第七号までに掲げる事項

二 前号に掲げるもののほか、組織変更後一般社団法人の定款で定める事項

三 組織変更後一般社団法人の理事の氏名

四 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める事項

イ 組織変更後一般社団法人が一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第十五条第二項第一号に規定する監事設置一般社団法人である場合 組織変更後一般社団法人の監事の氏名

ロ 組織変更後一般社団法人が一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第十五条第二項第二号に規定する会計監査人設置一般社団法人である場合 組織変更後一般社団法人の会計監査人の氏名又は名称

五 組織変更後一般社団法人の社員の氏名又は名称及び住所

六 組織変更がその効力を生ずべき日

七 その他農林水産省令で定める事項

5 組織変更については、第二十四条の規定を準用する。

（債権者の異議）

第七十六条の三 施設管理土地改良区が組織変更をする場合には、当該施設管理土地改良区の債権者は、当該施設管理土地改良区に対し、組織変更について異議を述べることができる。

2 前項に規定する場合には、当該施設管理土地改良区は、あらかじめ、次に掲げる事項を官報に公告し、かつ、知っている債権者には、各別にこれを催告しなければならない。ただし、第三号の期間は、一月を下ことができない。

一 組織変更をする旨

二 当該施設管理土地改良区の貸借対照表、収支決算書及び財産目録に関する事項として農林水産省令で定めるもの

三 債権者が一定の期間内に異議を述べることができる旨

3 前項の規定にかかるらず、施設管理土地改良区が同項の規定による公告を、官報のほか、その定款で定めた公告の方法によりするときは、同項の規定による各別の催告は、することを要しない。

第七十六条の四 債権者が前条第二項第三号の一定の期間内に異議を述べなかつたときは、組織変更を承認したものとみなす。前項の規定によると、同項の規定による各別の催告は、することを要しない。

2 債権者が異議を述べたときは、施設管理土地改良区は、弁済し、若しくは相当の担保を供し、又はその債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社若しくは信託業務を営む金融機関に相当の財産を信託しなければならない。ただし、組織変更をしてもその債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。（組織変更の認可）

第七十六条の五 組織変更は、農林水産省令で定めるところにより、都道府県知事の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2 都道府県知事は、前項の認可の申請があつたときは、次に掲げる場合を除き、当該申請に係る同項の認可をしなければならない。

一 組織変更の手続又は組織変更計画の内容が、法令又は法令に基づいてする行政庁の処分に違反するとき。

二 組織変更をする施設管理土地改良区の土地改良施設の管理の状況からみて、組織変更の後において、土地改良施設を適切に管理することが見込まれないとき。

4 組織変更をする施設管理土地改良区は、第七十六条の二第四項第六号の日又は前条第一項の認可を受けた日のいずれか遅い日（以下この条及び第七十六条の八第一項において「効力発生日」という。）に、一般社団法人となる。（組合員等を除く。）に対抗することができない。

（組織変更の効力の発生等）

第七十六条の六 組織変更をする施設管理土地改良区は、第七十六条の二第四項第一号及び第二号に掲げる事項についての定めに従い、当該事項に係る定款の変更をしたものとみなす。

3 組織変更をする施設管理土地改良区の組合員等は、効力発生日に、第七十六条の二第四項第五号に掲げる事項についての定めに従い、組織変更後一般社団法人の社員となる。

2 組織変更をする施設管理土地改良区は、効力発生日に、第七十六条の二第四項第一号及び第二号に掲げる事項についての定めに従い、当該事項に係る定款の変更をしたものとみなす。

3 組織変更をする施設管理土地改良区の組合員等は、効力発生日に、第七十六条の二第四項第五号に掲げる事項についての定めに従い、一般社団法人となる。

2 組織変更をする施設管理土地改良区は、効力発生日については、会社法（平成十七年法律第八十六号）第七百八十九条の規定を準用する。この場合において、同条第三項中「この款及び第七百四十五条」とあるのは、「土地改良法第二章第一節第五款第一目」と読み替えるものとする。

（組織変更の登記）

第七十六条の七 施設管理土地改良区が組織変更をしたときは、政令で定めるところにより、登記をしなければならない。

2 前項の規定により登記を必要とする事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者（組合員等を除く。）に対抗することができない。

（組織変更事項を記載した書面の備置き等）

第七十六条の八 組織変更後一般社団法人は、第七十六条の三及び第七十六条の四に規定する手続の経過、効力発生日その他の組織変更に関する事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録を、効力発生日から六月間、主たる事務所に備え置かなければならない。

2 組織変更後一般社団法人の社員及び債権者は、当該組織変更後一般社団法人の業務時間内は、いつでも、組織変更後一般社団法人に対し次に掲げる請求をすることができる。この場合においては、組織変更後一般社団法人は、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

1 前項の書面の閲覧の請求

2 前項の書面の副本又は抄本の交付の請求

3 前項の電磁的記録に記録された事項を農林水産省令で定める方法により表示したものの閲覧の請求

4 前項の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて組織変更後一般社団法人の定めたものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求

3 組織変更後一般社団法人の社員及び債権者は、前項第一号又は第四号に掲げる請求をするには、組織変更後一般社団法人の定めた費用を支払わなければならない。

（組織変更の無効の訴え）

第七十六条の九 組織変更の無効の訴えについては、会社法第八百二十八条第一項（第六号に係る部分に限る。）及び第二項（第六号に係る部分に限る。）、第八百三十四条（第六号に係る部分に限る。）、第八百三十五条第一項、第八百三十六条から第八百三十九条まで並びに第八百四十六条の規定を準用する。この場合において、必要な技術的説替えは、政令で定める。

（政令への委任）

第七十六条の十 この目に定めるもののほか、組織変更に関し必要な事項は、政令で定める。

第二目 認可地縁団体への組織変更

（組織変更）

第七十六条の十一 施設管理土地改良区（市町村の区域を超える区域を地区とするものを除く。以下この目において同じ。）は、その組織を変更し、認可地縁団体（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条の二第七項に規定する認可地縁団体をいう。以下同じ。）になるこ

とができる。ただし、施設管理土地改良区が行政不服審査法の規定によりされた審査請求につき裁決をしていないときは、この限りでない。

第七十六条の十二 施設管理土地改良区は、前条の規定による組織変更（以下この目において「組織変更」という。）をするには、組織変更計画を作成して、総会の議決により、その承認を受けなければならない。

2 組織変更計画には、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 組織変更後の認可地縁団体（以下「組織変更後認可地縁団体」という。）の規約で定める事項

二 組織変更後認可地縁団体の構成員の氏名及び住所

三 組織変更後認可地縁団体の代表者の氏名

四 組織変更後認可地縁団体に監事を置くときは、監事の氏名

五 組織変更がその効力を生ずべき日

六 その他農林水産省令・総務省令で定める事項

（組織変更の認可）

第七十六条の十三 組織変更は、農林水産省令・総務省令で定めるところにより、都道府県知事の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2 都道府県知事は、前項の認可をしようとするときは、組織変更計画に定められた組織変更後認可地縁団体に関する事項について、当該組織変更後認可地縁団体の区域をその区域の全部又は一部とする市町村の長の同意を得なければならない。この場合において、当該市町村の長は、当該組織変更が次に掲げる基準に適合していると認めるときは、同意をしなければならない。

一 組織変更後認可地縁団体が、地方自治法第二百六十条の二第二項第一号から第三号までに掲げる要件に該当していること。

二 組織変更計画において、前条第二項第一号に掲げる事項として、地方自治法第二百六十条の二第三項各号に掲げる事項が定められていること。

3 都道府県知事は、第一項の認可をしたときは、前項の同意をした市町村の長に当該認可をした旨の通知をしなければならない。

4 組織変更後認可地縁団体に対する地方自治法第二百六十条の二第十項の規定の適用について

は、同項中「第一項の認可をしたとき」とあるのは、「土地改良法（昭和二十四年法律第百九十九号）第七十六条の十三第三項の通知があつたとき」とする。

（組織変更の効力の発生等）

第七十六条の十四 組織変更をする施設管理土地改良区は、第七十六条の十一第二項第五号の日又は前条第一項の認可を受けた日のいずれか遅い日（以下この条及び次条において「効力発生日」という。）に、認可地縁団体となる。

2 組織変更をする施設管理土地改良区は、効力発生日に、第七十六条の十一第二項第一号に掲げる事項についての定めに従い、当該事項に係る定款の変更をしたものとみなす。この場合においては、当該定款を組織変更後認可地縁団体の規約とみなす。

3 組織変更をする施設管理土地改良区の組合員等は、効力発生日に、第七十六条の十一第二項第一号に掲げる事項についての定めに従い、組織変更後認可地縁団体の構成員となる。

（組織変更の効力の発生等）

2 組織変更をする施設管理土地改良区は、効力発生日に、第七十六条の二第二項及び第三項、第七十六条の三、第七十六条の四、第七十六条の五第二項から第四項まで、第七十六条の六第四項並びに第七十六条の人から第七十六条の十までの規定は、組織変更について準用する。この場合において、第七十六条の二第二項中「前項」とあるのは、「第七十六条の十二第一項」と、同条第三項中「第一項の」とある

のは「第七十六条の十二第一項の」と、第七十六条の三第二項第二号及び第七十六条の八第二項第三号中「農林水産省令」とあるのは「農林水産省令・総務省令」と、第七十六条の五第二項中「前項」とあり、及び同条第三項中「第一項」とあるのは「第七十六条の十三第一項」と、第七十六条の六第四項中「第二章第一節第五款第一目」とあるのは「第二章第一節第五款第二目」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第六款 土地改良区連合

（設立）

第七十七条 二以上の土地改良区は、その事業の中に土地改良区連合という文字を用いなければならない。

2 土地改良区は、土地改良区連合を設立しようとする場合には、農林水産省令で定めるところにより、定款、事業の実施に関する計画その他必要な事項（第八十一条において「定款等」といふ。）を協議して定め、都道府県知事の認可を受けなければならない。

（名称独占）

第七十八条 土地改良区連合は、その事業の中に土地改良区連合といふ文字を用いなければならない。

2 土地改良区連合でないものは、その名称中に土地改良区連合といふ文字を用いてはならない。

（定款）

第七十九条 土地改良区連合の定款には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 名称及び認可番号

二 所属土地改良区

三 事業

四 事務所の所在地

五 経費の分担に関する事項

六 役員の定数、任期、職務の分担及び選挙に関する事項

七 議員に関する事項

八 事業年度

九 公告の方法

（総会の組織）

第八十条 土地改良区連合の総会は、定款の定めるところにより、所属土地改良区がそれぞれの定款の定める手続に従いその組合員のうちから選出する議員で組織する。

2 土地改良区連合は、総代会を設けることができない。

（所属土地改良区の増減）

第八十一条 土地改良区連合は、その所属土地改良区の数を増減しようとする場合には、関係土地改良区の協議によって、農林水産省令で定めるところにより、定款等を定め、都道府県知事の認可を受けなければならない。

（役員）

第八十二条 役員は、定款で定めるところにより、総会で選挙する。ただし、土地改良区連合設立する時の役員は、関係各土地改良区の総会において組合員のうちから選挙した者の互選により選任する。

2 役員（土地改良区連合設立当時の役員を除く。）は、前項本文の規定にかかわらず、定款で定めるところにより、総会で選任することができる。

3 土地改良区連合の理事（設立当時の理事を除く。）の定数の少なくとも五分の三は、次に掲げる要件の全て（当該土地改良区連合の所属土地改良区の地区内において耕作又は養畜の業務を営む議員が少ない場合その他の農林水産省令で定める場合にあつては、第一号に掲げる要件）に該当する者（法人を除き、議員たる法人の業務を執行する役員を含む。）でなければならない。

一 当該土地改良区連合の議員であること。

（準用規定）

第七十六条の十六 第二十四条、第七十六条の二第二項及び第三項、第七十六条の三、第七十六条

の四、第七十六条の五第二項から第四項まで、第七十六条の六第四項並びに第七十六条の人から第七十六条の十までの規定は、組織変更について準用する。この場合において、第七十六条の二

第二項中「前項」とあるのは、「第七十六条の十二第一項」と、同条第三項中「第一項の」とある

- 二 耕作又は養畜の業務を営む者であること。
- 4 土地改良区連合の監事（設立当時の監事を除く。）のうち一人以上は、次に掲げる要件の全てに該当する者でなければならない。ただし、土地改良区連合の業務及び会計についての監査に関し専門的知識を有する者の指導を受ける場合その他の農林水産省令で定める場合は、この限りでない。
- 一 当該土地改良区連合の議員又は当該土地改良区連合の議員たる法人の役員若しくは使用人以外の者であること。
- 二 その就任の前五年間当該土地改良区連合の理事又は職員でなかつたこと。
- 三 当該土地改良区連合の理事又は重要な使用人の配偶者又は二親等内の親族以外の者であること。
- (合併又は組織変更の禁止)
- 第八十三条** 土地改良区連合は、合併又は組織変更をすることができない。
- (土地改良区に関する規定の準用)
- 第八十四条** 土地改良区連合については、この法律に特別の定めのある場合を除いて、土地改良区に関する規定（これに係る罰則を含む。）を準用する。
- ## 第二節 国又は都道府県の行う土地改良事業
- (申請)
- 第八十五条** 第三条に規定する資格を有する者は、政令の定めるところにより、その資格に係る土地を含む一定の地域を定め、その地域に係る土地改良事業を国又は都道府県が行うべきことを、国が行うべきもの（以下「国営土地改良事業」という。）につては農林水産大臣に、都道府県が行うべきもの（以下「都道府県営土地改良事業」という。）につては都道府県知事に、それぞれ申請することができる。
- 2 前項の者は、同項の規定による申請をするには、あらかじめ、農林水産省令の定めるところにより、同項の土地改良事業の計画の概要（二以上の土地改良事業の施行を申請する場合には、その各土地改良事業に係る計画の概要及び農林水産省令で定めるところに定められた農業振興地域整備計画を）を達成するため必要があると認めるときは、政令の定めるところにより、その農業振興地域整備計画に定める土地改良事業を国又は都道府県が行うべきことを、（その土地改良事業の施行に係る地域が二以上の市町村の区域にわたる場合にあつては、当該関係市町村が共同して）国営土地改良事業につては農林水産大臣に、都道府県営土地改良事業につては都道府県知事に、それぞれ申請することができる。
- 3 市町村は、前項の規定による申請をするには、あらかじめ、農林水産省令の定めるところにより、同項の土地改良事業の計画の概要（二以上の土地改良事業の施行を申請する場合には、その各土地改良事業に係る計画の概要及び農林水産省令で定めるところに定められた農業振興地域整備計画を）を達成するため必要があると認めるときは、政令の定めるところにより、その農業振興地域整備計画に定める土地改良事業を市町村が行うべきことを、（その土地改良事業に係る地域が二以上の市町村の区域にわたる場合にあつては、当該関係市町村が共同して）国営土地改良事業につては農林水産大臣に、都道府県営土地改良事業につては都道府県知事に、それぞれ申請することができる。
- 4 第二項の場合は、前項の規定による申請をするには、あらかじめ、農林水産省令の定めるところにより、その農業振興地域整備計画に定める土地改良事業を市町村が行うべきことを、（その土地改良事業に係る地域が二以上の市町村の区域にわたる場合にあつては、当該関係市町村が共同して）国営土地改良事業につては農林水産大臣に、都道府県営土地改良事業につては都道府県知事に、それぞれ申請することができる。
- 5 第二項の場合は、前項の規定による申請をするには、第五条第六項及び第七項の規定を準用する。この場合において、同条第六項中「前項において準用する第五条第三項の規定による協議」とあるのは「第八十五条の二第二項の規定による公告」と、「当該協議」とあるのは「同項の規定による公告」と、同条第九項中「前項」とあるのは「第八十五条の二第十項」と読み替えるものとする。
- 6 政令で定める基幹的な土地改良施設の新設又は変更を内容とする第二条第二項第一号に掲げる事業であつて、その他の土地改良施設の新設若しくは変更を内容とし、若しくは内容の一部に含む土地改良事業と一体となつてその効果が生じ又は増大するもののうち、当該他の土地改良事業の計画内容がなお未確定であるため第二項の三分の二以上の同意を求めることが適当でないと認められるものについては、当該他の土地改良事業が計画内容を確定して施行される確実な見込みがあり、かつ、その確定をまつて当該第二条第二項第一号に掲げる事業に着手するときは、当該事業の規模からみてその完了が著しく遅延し、農業振興地域整備計画の達成に支障を生ずるおそれがあると認められる場合には、市町村は、第二項の規定によらず、あらかじめ、当該市町村の議会の議決を経て、第一項の規定による申請をすることができる。
- 7 市町村は、前項の規定により当該市町村の議会の議決を経て、第一項の規定による申請をするには、あらかじめ、農林水産省令の定めるところにより、同項の土地改良事業の計画の概要及びこれらの土地改良事業により生ずる土地改良施設（農林水産省令で定めるものに限る。）がある場合に、その土地改良施設に係る予定管理方法等その他必要な事項を公表して、その土地改良事業の施行に係る地域内にある土地について第三条に規定する資格を有する者の三分の二（二以上の土地改良事業の施行を申請する場合には、その各土地改良事業につき、その施行に係る地域内にある土地について同条に規定する資格を有する者の三分の二）以上の同意を得なければならない。
- 8 第二項の規定による申請をするには、その申請書に第二項の規定により公表した事項を記載した書面及び同項の三分の二以上の同意（農用地造成事業等の施行を内容とし、又は内容の一部に含む申請については、同項の三分の二以上の同意のほか、その農用地造成事業等に係る農用地造

成地域内にある土地についての農用地外資格者についてその全員の同意）があつたことを証する書面を添付し、これを、国営土地改良事業にあつては関係都道府県知事を経由して農林水産大臣に、都道府県営土地改良事業にあつては関係都道府県知事を提出しなければならない。

9 第七項の規定による意見書の提出があつたときは、第一項の規定による申請をするには、その申請書に、前項に規定するもののほか、当該意見書の写しを添付しなければならない。

第八十五条の二 市町村は、農業振興地域整備計画（農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第八条第一項又は第九条第一項の規定により定められた農業振興地域整備計画を）を達成するため必要があると認めるときは、政令の定めるところにより、その農業振興地域整備計画に定める土地改良事業を国又は都道府県が行うべきことを、（その土地改良事業の施行に係る地域が二以上の市町村の区域にわたる場合にあつては、当該関係市町村が共同して）国営土地改良事業につては農林水産大臣に、都道府県営土地改良事業につては都道府県知事に、それぞれ申請することができる。

8	都道府県は、前項の同意をするには、あらかじめ、農林水産省令の定めるところにより、当該都道府県の議会の議決を経なければならない。
9	第六項の場合には、前条第六項、第七項及び第九項の規定を準用する。この場合において、同条第六項中「前項において準用する第五条第三項の規定による協議をしよう」とあるのは「第八十五条の二第七項の規定により同項に規定する事項を示そう」と、当該協議に係るものとするものとする。
10	市町村は、第一項の規定による申請をするには、農林水産省令の定めるところにより、その申請書に第二項の規定により公表した事項（第六項の規定により市町村の議会の議決を経てする申請について、第七項の規定により示した事項）を記載した書面及び第二項の三分の二以上の同意（農用地造成事業等の施行を内容とし、又は内容の一部に含む申請については、同項の三分の二以上の同意のほか、その農用地造成事業等に係る農用地造成地域内にある土地についての農用地外資格者についてその全員の同意、第六項の規定により市町村の議会の議決を経てする申請については、当該議決及び当該申請に係る第七項の同意）があつたことを証する書面を添付し、これを、国営土地改良事業に係る市町村の議会の議決を経てする国営土地改良事業の申請にあつては、直接）、農林水産大臣に、都道府県に提出しなければならない。
11	都道府県は、前項の規定による申請をするには、農林水産省令の定めるところにより、その申請書に事業計画概要等を記載した書面並びに同項の総会の議決及び第二項又は第三項の三分の二以上の同意（第二項の政令で定める要件に適合する施設更新事業に係る申請にあつては、第三条に規定する資格を有する者の三分の二以上の同意をもつて前項第一号の三分の二以上の同意に代えることができる）とする。

4	第一項の場合には、第五条第三項、第六項及び第七項並びに第八十五条第六項、第七項及び第九項の規定を準用する。この場合において、同条第六項中「前項」とあるのは「第八十五条の三第四項」と、同条第九項中「前項」とあるのは「第八十五条の三第五項」と読み替えるものとする。
5	土地改良区は、第一項の規定による申請をするには、農林水産省令の定めるところにより、その申請書に事業計画概要等を記載した書面並びに同項の総会の議決及び第二項又は第三項の三分の二以上の同意（第二項の政令で定める要件に適合する施設更新事業に係る申請にあつては、第三条に規定する資格を有する者の三分の二以上の同意をもつて前項第一号の三分の二以上の同意に代えることができる）とする。
6	土地改良区は、第一項の規定による申請をしようとする場合において、当該申請に係る施設更新事業と一体となつてその効果が生じ又は増大する他の土地改良事業（施設更新事業を除く）であつて、当該申請に係る施設更新事業と併せてその土地改良事業を行うことにより当該施設更新事業及びその土地改良事業の効率が著しく高められ、かつ、その土地改良事業によりその施行に係る地域内の土地における農業経営の合理化に寄与することが明らかなもの（以下この項及び次項において「関連施行事業」という。）があるときは、政令の定めるところにより、当該申請に併せて、その関連施行事業を国又は都道府県が行うべきことを、総会の議決を経て、申請することができる。
7	土地改良区は、前項の規定による申請をするには、あらかじめ、農林水産省令の定めるところにより、関連施行事業の計画の概要、農林水産省令で定める場合には施設更新事業及び関連施行事業に係る全体構成、関連施行事業により生ずる土地改良施設（農林水産省令で定めるものに限る。）がある場合にはその土地改良施設に係る予定管理方法等並びに定款を変更する必要がある場合には変更後の定款その他必要な事項を公告して、次の各号の区分により、それぞれ各号に掲げる同意を得なければならない。
8	一 現行地区以外の地域が関連施行事業の施行に係る地域の全部又は一部となる場合 関連施行事業の施行に係る地域内の土地のうち現行地区内の土地に係る組合員の三分の二以上に同意及びその施行に係る地域内の土地のうちその他の土地について第三条に規定する資格を有する者の三分の二以上の同意
9	二 前号に掲げる場合以外の場合 関連施行事業の施行に係る地域内の土地に係る組合員の三分の二以上の同意
10	農用地造成事業等の施行を内容とし、又は内容の一部に含む第六項の規定による申請をするには、土地改良区は、前項の三分の二以上の同意のほか、その農用地造成事業等に係る農用地造成地域内にある土地についての農用地外資格者についてその全員の同意を得なければならない。
11	第六項の場合には、第五条第三項、第六項及び第七項並びに第八十五条第六項、第七項及び第九項の規定を準用する。この場合において、同条第六項中「前項」とあるのは「第八十五条の三第十項」と、同条第九項中「前項」とあるのは「第八十五条の三第十一項」と読み替えるものとする。

項の三分の二以上の同意（農用地造成事業等の施行を内容とし、又は内容の一部に含む申請については、同項の三分の二以上の同意のほか、その農用地造成事業等に係る農用地造成地域内にある土地についての農用地外資格者についてその全員の同意）があつたことを証する書面を添付し、これを、国営土地改良事業にあつては関係都道府県知事を経由して農林水産大臣に、都道府県営土地改良事業にあつては関係都道府県知事に提出しなければならない。

第八十五条の四 地方公共団体、農業協同組合又は農業協同組合連合会（以下「地方公共団体等」という。）は、政令の定めるところにより、当該地方公共団体等が権原に基づき使用し及び収益

していいる土地で当該地方公共団体等の第三条に規定する資格に係るもの（以下「地方公共団体等有資格地」という。）についての第二条第二項第三号に掲げる事業（以下「農用地造成事業」という。）を国又は都道府県が行うべきことを、（当該地方公共団体等有資格地について第三条に規定する資格を有する地方公共団体等が二以上ある場合にあつては、当該関係地方公共団体等が共

同して）、国営土地改良事業にあつては農林水産大臣に、都道府県営土地改良事業にあつては都

道府県知事に、それぞれ申請することができる。

地方公共団体等は、前項の規定による申請をするには、あらかじめ、農林水産省令の定めると

ころにより、同項の農用地造成事業の計画の概要につき市町村長と協議しなければならない。た

だし、市町村が当該申請をする場合には、当該市町村の長については、この限りでない。

3 第一項の場合には、第八十五条第六項、第七項及び第九項の規定を準用する。この場合におい

て、同条第六項中「前項において準用する第五条第三項の規定による協議」とあるのは「第八十

五条の四第二項の規定による協議（同項ただし書の場合であつて当該農用地造成事業の施行に係

る地域が同条第一項の申請に係る市町村の区域を超えないときは、同項の規定による申請」と、

「当該協議」とあるのは「当該協議（同条第二項ただし書の場合であつて当該農用地造成事業の

施行に係る地域が同条第一項の申請に係る市町村の区域を超えないときは、当該申請」と、同

条第九項中「前項」とあるのは「第八十五条の四第四項」と読み替えるものとする。

4 第一項の地方公共団体等は、同項の規定による申請をするには、農林水産省令の定めるところ

により、その申請書に同項の農用地造成事業の計画の概要及び当該農用地造成事業に係る予

定管轄方法等その他必要な事項を記載した書面を添付し、これを、国営土地改良事業にあつては

関係都道府県知事を経由して農林水産大臣に、都道府県営土地改良事業にあつては関係都道府県

知事に提出しなければならない。

5 第一項の農用地造成事業に係る申請書に同項の農用地造成事業の計画の概要及び当該農用地造成事業に係る予

定管轄方法等その他必要な事項を記載した書面を添付し、これを、国営土地改良事業にあつては

関係都道府県知事が同条第一項の申請に係る市町村の区域を超えないときは、当該申請」と、同

条第九項中「前項」とあるのは「第八十五条の四第四項」と読み替えるものとする。

6 第一項の農用地造成事業に係る申請書に同項の農用地造成事業の計画の概要及び当該農用地造成事業に係る予

定管轄方法等その他必要な事項を記載した書面を添付し、これを、国営土地改良事業にあつては

関係都道府県知事が同条第一項の申請に係る市町村の区域を超えないときは、当該申請」と、同

条第九項中「前項」とあるのは「第八十五条の四第四項」と読み替えるものとする。

7 第一項の農用地造成事業に係る申請書に同項の農用地造成事業の計画の概要及び当該農用地造成事業に係る予

定管轄方法等その他必要な事項を記載した書面を添付し、これを、国営土地改良事業にあつては

関係都道府県知事が同条第一項の申請に係る市町村の区域を超えないときは、当該申請」と、同

条第九項中「前項」とあるのは「第八十五条の四第四項」と読み替えるものとする。

8 第一項の農用地造成事業に係る申請書に同項の農用地造成事業の計画の概要及び当該農用地造成事業に係る予

定管轄方法等その他必要な事項を記載した書面を添付し、これを、国営土地改良事業にあつては

関係都道府県知事が同条第一項の申請に係る市町村の区域を超えないときは、当該申請」と、同

条第九項中「前項」とあるのは「第八十五条の四第四項」と読み替えるものとする。

（国営土地改良事業計画及び都道府県営土地改良事業計画）

第八十七条 前条第一項の規定により申請に係る土地改良事業につき適当とする旨の決定をしたときは、農林水産大臣又は都道府県知事は（その決定に係る都道府県営土地改良事業の地域が二以上の都府県の区域にわたる場合にあつては、当該関係都府県の知事がその協議により）、それぞれ、その決定に係る国営土地改良事業又は都道府県営土地改良事業を行うため、土地改良事業計画を定めなければならない。

前項の場合には、第七条第三項及び第四項並びに第八条第二項及び第三項の規定を準用する。

第一項の土地改良事業計画は、これに基づいて施行される土地改良事業が第八条第四項第一号の政令で定める基本的な要件に適合するものとなるよう定めなければならない。

第一項の土地改良事業計画において非農用地区域を定める場合には、その非農用地区域は第八条第五項各号に掲げる要件に適合することとなるように定めなければならない。

農林水産大臣又は都道府県知事は、第一項の規定により土地改良事業計画を定めたときは、その旨を公表し、二十日以上の相当の期間を定めて当該土地改良事業計画書の写を縦覧に供しなければならない。

第一項の土地改良事業計画についての審査請求に関する行政不服審査法第十八条第一項本文の期間は、前項に規定する縦覧期間満了日の翌日から起算して十五日とする。

第六項の審査請求がされたときは、農林水産大臣又は都道府県知事は（その審査請求に係る都道府県営土地改良事業の地域が二以上の都府県の区域にわたる場合にあつては、当該関係都府県知事がその協議により）、第八条第二項に掲げる技術者の意見を聴いて、第五項に規定する縦覧期間満了後六十日以内にこれを裁決しなければならない。

国又は都道府県は、第六項の審査請求がないとき、又は審査請求があつた場合においてその全てについて前項の規定による裁決があつたときでなければ、当該土地改良事業計画による工事に着手してはならない。

第一項の土地改良事業計画による事業の施行については、審査請求をすることができない。

（申請によらない土地改良事業）

第八十七条の二 国又は都道府県は、第八十五条第一項、第八十五条の二第一項、第八十五条の三第一項若しくは第六項又は第八十五条の四第一項の規定による申請によつて行う土地改良事業のほか、土地改良事業計画を定めて次に掲げる土地改良事業を行ふことができる。

第一項第二項第四号に掲げる事業

二 第二条第二項第一号又は第五号に掲げる事業（同項第一号に掲げる事業にあつては土地改良施設の新設、管理、廃止又は変更に係るもの、同項第五号に掲げる事業にあつては土地改良施設の災害復旧に係るものに限る。）であつて次に掲げるものの

イ 前号の事業に附帯してその施行に係る地域の近傍の土地について行うもので、その施行によりこれらの土地改良事業の効率が著しく高められるもの

ロ その事業による受益の範囲が広く、その工事に高度の技術を必要とする等その事業の性質又は規模に照らして適當と認められるもの

ハ 他の公共の利益となる事業と併せて行うこと相当とする等国土資源の総合的な開発又は保全の見地から適當と認められるもの

三 第一項の規定により同項第二号の事業に係る土地改良事業の計画を定めるには、農林水産大臣又は都道府県知事は、あらかじめ、農林水産省令の定めるところにより、当該土地改良事業の計画の概要（二以上の土地改良事業を併せて施行する場合には、その各土地改良事業（同項第一号の事業を除く。）に係る計画の概要及び農林水産省令で定めるときがあつては各土地改良事業に係る全体構成）及びこれらの土地改良事業により生ずる土地改良施設（農林水産省令で定めるも

のに限る。)がある場合にはその土地改良施設に係る予定管理方法等その他必要な事項を公表して、その事業の施行に係る地域内にある土地について第三条に規定する資格を有する者の三分の二(二以上の土地改良事業を併せて施行する場合には、その各土地改良事業(同項第一号の事業を除く。)につき、その施行に係る地域内にある土地について同条に規定する資格を有する者の三分の二)以上の同意を得なければならない。

4 農林水産大臣又は都道府県知事は、第一項の規定により、同項第二号の事業のうち施設更新事業(当該施設更新事業に係る土地改良施設又は当該土地改良施設と一体となつて機能を発揮する土地改良施設の管理を内容とする第二条第二項第一号の事業を行う土地改良区が存する場合において、当該施設更新事業に係る土地改良施設の有している本来の機能の維持を図ることの目的として、かかつ、土地改良区管理区域(当該土地改良区が現に行つている土地改良区管理施設の管理を内容とする同号の事業の施行に係る地域としている区域をいう。以下この項において同じ。)内の土地に係る当該土地改良区の組合員の権利又は利益を侵害するおそれがないことが明らかなるものとして政令で定める要件に適合するものに限る。)に係る土地改良事業の計画を定めようとする場合においては、次の各号の区分により、それぞれ各号に掲げる同意をもつて前項の三分の二以上の同意に代えることができる。

一 施設更新事業の施行に係る地域の全部を土地改良区管理区域の全部又は一部とする場合

当該土地改良区の同意

二 前号に掲げる場合以外の場合

当該土地改良区の同意及びその施行に係る地域のうち土地改良区管理区域以外の地域内にある土地につき第三条に規定する資格を有する者の三分の二以上の同意

5 土地改良区は、前項の規定による同意をするには、あらかじめ、総会の議決を経なければならぬ。

6 第一項の規定により土地改良事業計画を定めるには、農林水産大臣又は都道府県知事は、あらかじめ、(同項第二号の事業に係る土地改良事業計画を定める場合には、第三項の規定による公告をする前に)その土地改良事業計画及び当該土地改良事業により生ずる土地改良施設(農林水産省令で定めるものに限る。)がある場合にはその土地改良施設に係る予定管理方法等その他必要な事項(第一項第二号の事業に係る土地改良事業の計画を定める場合には、第三項の規定により公告する事項)について、国営土地改良事業があつては関係都道府県知事と、都道府県営土地改良事業にあつては関係市町村長と協議するとともに、その土地改良事業により生ずる土地改良施設に係る予定管理方法等として、現に存する土地改良区その他農林水産大臣の指定する者をその土地改良施設の管理者とする旨を定めるときには、あらかじめ、その者と協議しなければならない。

7 都道府県知事は、国営土地改良事業につき、農林水産大臣と前項の規定による協議をする場合には、あらかじめ、関係市町村長と協議しなければならない。

8 農林水産大臣又は都道府県知事は、第六項の規定による協議をしようとするときは、あらかじめ、農林水産省令の定めるところにより、その旨を公告し、二十日以上の相当の期間を定めて当該土地改良事業の計画の概要を縦覧に供しなければならない。

9 前項の規定により縦覧に供された土地改良事業の計画の概要に意見がある者は、同項の縦覧期間満了の日までに、農林水産大臣又は都道府県知事に対し意見書を提出することができる。

10 第一項の場合には、第五条第六項及び第七項、第七条第三項、第八条第二項及び第三項並びに前条第三項の規定(第一項第二号の事業については、これらの規定のほか、同条第五項から第十項までの規定)を準用する。

第八十七条の三 都道府県は、第八十五条第一項、第八十五条の二第一項、第八十五条の三第一項若しくは第八十五条の四第一項の規定による申請によつて行う土地改良事業及び前条第一項の規定により行う土地改良事業のほか、土地改良事業計画を定めて次に掲げる要件のいざれにも適合する土地改良事業(第二条第二項第一号から第三号まで又は第七号の事業に限る。)を行うことができる。

一 当該土地改良事業の施行に係る地域内にある農用地(その地域内にその土地改良事業の施行により農用地への地目変換を予定する農用地以外の土地がある場合には、その土地を含む。以下「事業施行地域内農用地」という。)の全てについて農地中間管理機構が農地中間管理権(農地中間管理事業の推進に関する法律第二条第五項に規定する農地中間管理権をいう。以下同じ。)を有すること。

二 事業施行地域内農用地の面積が政令で定める面積以上であることその他その事業施行地域内農用地が政令で定める要件に適合すること。

三 事業施行地域内農用地について農地中間管理機構が第七項において準用する第八十七条第五項の規定による公告があつた日において有する農地中間管理権の全ての存続期間又は残存期間が政令で定める期間以上であること。

四 事業施行地域内農用地の集団化その他その土地改良事業の施行に係る地域内における農業構造の改善に相当程度資すると見込まれること。

五 事業施行地域内農用地の収益性の向上に相当程度資すると見込まれること。

6 前項の規定により土地改良事業計画を定めるには、都道府県知事は、あらかじめ、農林水産省令で定めるところにより、当該土地改良事業の計画の概要(二以上の土地改良事業を併せて施行する場合には、その各土地改良事業に係る計画の概要及び農林水産省令で定めるときには、あらかじめ、その貸付けの相手方の意見を聴かなければならぬ。)がある場合にはその土地改良施設に係る予定管理方法等その他必要な事項(第六項において「事業計画概要等」という。)について、農地中間管理機構の同意を得なければならない。

7 農地中間管理機構は、前項の同意をする場合において、その農地中間管理権を有する事業施行地域内農用地を貸し付けているときは、あらかじめ、その貸付けの相手方の意見を聴かなければならない。

8 農地中間管理機構は、農林水産省令で定めるところにより、都道府県知事に対し、農地中間管理権を有する農用地(第一項の規定により行う土地改良事業の施行により農用地への地目変換を予定する農用地以外の土地がある場合には、その土地を含む。以下この条において同じ。)のみを事業施行地域内農用地とする同項の規定による土地改良事業を行なべきことを要請することができる。この場合において、その農地中間管理権を有する農用地を貸し付けているときは、あらかじめ、その貸付けの相手方の意見を聴かなければならない。

9 前項の規定による要請に基づき、都道府県知事がその要請に係る農用地のみを事業施行地域内農用地とする第一項の規定により行う土地改良事業の計画を定める場合には、第二項及び第三項に規定する手續を省略することができる。

10 第一項の規定により土地改良事業計画を定めるには、都道府県知事は、あらかじめ、事業計画概要等について、関係市町村長(その土地改良事業により生ずる土地改良施設に係る予定管理方法等として、現に存する土地改良区その他農林水産大臣の指定する者をその土地改良施設の管理者とする旨を定めるときには、関係市町村長及び当該土地改良区その他農林水産大臣の指定する者)と協議するとともに、その土地改良事業の施行に係る地域内に土地改良施設がある場合において、その土地改良施設の管理者として土地改良区その他農林水産大臣の指定する者があるとき(当該土地改良区その他農林水産大臣の指定する者がこの項の規定による協議を受けた場合を除く。)にあつては、その者の意見を聴かなければならない。

11 第一項の場合には、第五条第六項及び第七項、第七条第三項及び第四項、第八条第二項及び第三項、第八十七条第三項から第十項まで並びに前条第八項及び第九項の規定を準用する。この場合において、第五条第六項及び第七項中「含めて第一項の一定の地域を定めるには」とあるのは「当該土地改良事業の施行に係る地域に含めるには」と、前条第八項中「第六項の規定による協議」とあるのは「次条第六項の規定による協議又は意見の聴取」と読み替えるものとする。

12 第八十七条の四 第八十五条から前条までに規定するもののほか、強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法(平成二十五年法律第九十五号)第九条第

5号に規定する脆弱性評価の結果、地震又は豪雨に対する安全性の向上を図るため急速に農業用排水施設の変更を内容とする第二条第二項第一号の土地改良事業（当該変更に係る農業用排水施設の有している本来の機能の維持を図ることを目的とし、かつ、当該事業の施行に係る地域内にある土地について第三条に規定する資格を有する者の権利又は利益を侵害するおそれがないことが明らかなるものとして政令で定める要件に適合するものに限る。）を行ふ必要があると認められる場合には、国又は都道府県は、緊急防災工事計画を定めてその事業を行うことができる。
2 前項の規定により緊急防災工事計画を定めるには、農林水産大臣又は都道府県知事は、あらかじめ、その緊急防災工事計画及び当該土地改良事業による変更後の農業用排水施設（農林水産省令で定めるものに限る。）がある場合にはその農業用排水施設に係る予定管理方法等その他必要な事項について、国営土地改良事業にあつては関係都道府県知事と、都道府県営土地改良事業にあつては関係市町村長と協議するとともに、その土地改良事業による変更後の農業用排水施設に係る予定管理方法等として、現に存する土地改良区その他農林水産大臣の指定する者をその農業用排水施設の管理者とする旨を定めるときには、その者と協議しなければならない。
3 都道府県知事は、国営土地改良事業につき、農林水産大臣又は都道府県知事は、あらかじめ、関係市町村長と協議しなければならない。
4 第一項の場合には、第七条第三項、第八条第二項及び第三項並びに第八十七条第三項及び第五項から第十項までの規定を準用する。
5 第八十五条から前条までに規定するもののほか、災害又は突発事故被害のため急速に第二条第二項第五号の土地改良事業を行う必要がある場合には、国又は都道府県は、応急工事計画を定めてその事業を行うことができる。
2 前項の応急工事計画による事業の施行については、審査請求をすることができない。（計画の変更等）
6 第一項の場合は、第七条第三項、第八十七条の二第一項の規定により行う同項第一号の事業及び第八十七条の三第一項又は第八十七条の四第一項の規定により行う土地改良事業を除く。）につき、土地改良事業の施行に係る地域その他土地改良事業計画の農林水産省令で定める重要な部分を変更し、又は土地改良事業を廃止しようとする場合には、あらかじめ、農林水産省令の定めるところにより、土地改良事業計画の変更の場合にあつてはその変更後において二以上の土地改良事業を併せて施行する場合には、その各土地改良事業のうちその変更に係る各土地改良事業（市町村特別申請事業、第八十五条の四第一項の規定による申請に基づいて行う農用地造成事業、第八十七条の二第一項の規定により行う同項第一号の事業及び第八十七条の三第一項又は第八十七条の四第一項の規定により行う土地改良事業を除く。）につき、その変更後の土地改良事業の概要及び農林水産省令で定めるときにあつては変更後の全体構成）及び予定管理方法等を変更する必要があるときは変更後の予定管理方法等その他必要な事項を、土地改良事業の廃止の場合にあつては廃止する旨、廃止の理由その他農林水産省令で定める事項（現に二以上の土地改良事業を併せて施行している場合には、その各土地改良事業のうちその廃止に係る各土地改良事業につき、その名称、廃止の理由その他農林水産省令で定める事項。以下この条において同じ。）を、それぞれ公告して、次の各号の区分により、それぞれ各号に掲げる同意を得なければならない。
7 その変更後の土地改良事業計画に係る土地改良事業の施行に係る地域（その変更後において二以上の土地改良事業を併せて施行する場合には、その各土地改良事業のうちその変更に係る各土地改良事業（市町村特別申請事業、第八十五条の四第一項の規定による申請に基づいて行う農用地造成事業、第八十七条の二第一項の規定により行う同項第一号の事業及び第八十七条の三第一項又は第八十七条の四第一項の規定により行う土地改良事業を除く。）につき、その各土地改良事業のうちその廃止に係る各土地改良事業計画の変更の場合は、市町村特別申請事業につき、土地改良事業計画の農林水産省令で定める重要な部分の変更又は土地改良事業の廃止をしようとする場合には、あらかじめ、農林水産省令の定めるところにより、土地改良事業計画の変更の場合にあつてはその変更後の土地改良事業の計画の概要及び予定管理方法等を変更する必要があるときは変更後の予定管理方法等その他必要な事項を、土地改良事業の廃止の理由その他農林水産省令で定める事項」と読み替えるものとする。

変更後のその施行に係る地域（これらの土地改良事業のうちに、その変更によりその施行に係る地域の一部がその変更後のその施行に係る地域に該当しないこととなるものがあるときは、その土地改良事業については、その該当しないこととなる地域をその変更後のその施行に係る地域に含めた地域内）にある土地について第三条に規定する資格を有する者の三分の二以上の同意

二 土地改良事業の廃止の場合

その廃止に係る土地改良事業の施行に係る地域（現に二以上の土地改良事業を併せて施行している場合には、その各土地改良事業のうちその廃止に係る各土地改良事業（市町村特別申請事業、第八十五条の四第一項の規定による申請に基づいて行う農用地造成事業、第八十七条の二第一項の規定により行う同項第一号の事業及び第八十七条の三第一項又は第八十七条の四第一項の規定により行う土地改良事業を除く。）につき、その施行に係る地域）内の土地について第三条に規定する資格を有する者の三分の二以上の同意

2 国又は都道府県は、第八十五条第一項、第八十五条の二第一項若しくは第八十五条の三第六項の規定による申請に基づいて行う農用地造成事業等に係る土地改良事業計画の変更（その変更により新たな地域がその農用地造成事業等に係る農用地造成地域の全部又は一部となるものに限る。）をし、又はこれららの規定による申請に基づいて行う土地改良事業で農用地造成事業等でないものを農用地造成事業等とするために土地改良事業計画の変更をしようとする場合には、前項の三分の二以上の同意又は第六項において準用する第四十八条第四項の三分の二以上の同意のほか、その計画の変更により新たに農用地造成地域の全部又は一部となる地域内にある土地についての農用地外資格者についてその全員の同意を得なければならない。

前項に規定する土地改良事業計画の変更については、その変更により新たに農用地造成地域の全部又は一部となる地域につき第五条第五項の規定を準用する。

第一項に規定する土地改良事業計画の変更又は土地改良事業の廃止をするには、農林水産大臣又は都道府県知事は、あらかじめ、同項の規定による公告をする前に、その公告をする事項について、国営土地改良事業にあつては関係都道府県知事と、都道府県営土地改良事業にあつては関係市町村長と協議するとともに、その土地改良事業により生ずる土地改良施設に係る予定管理方法等として、現に存する土地改良区その他農林水産大臣の指定する者をその土地改良施設の管理者とする旨を定めるとき（農林水産省令で定める場合を除く。）にあつては、その者と協議しなければならない。

3 都道府県知事は、国営土地改良事業につき、農林水産大臣と前項の規定による協議をする場合

には、あらかじめ、関係市町村長と協議しなければならない。

第一項の場合は、第五条第六項及び第七項、第八条第二項及び第三項、第四十八条第四項及び第六項、第八十七条第五項から第十項まで並びに第八十七条の二第八項及び第九項の規定を準用する。この場合において、第五条第六項及び第七項中「含めて第一項の一定の地域を定めるに」あるのは「新たに変更後の土地改良事業計画に係る土地改良事業の施行に係る地域とするには」と、第四十八条第四項中「前項第一号又は第二号の三分の二以上の同意」とあるのは「第八十八条第一項第一号の三分の二以上の同意」と、同条第六項中「第三項及び第四項」とあるのは「同項及び第八十八条第一項」と、第八十七条の二第八項中「第六項」とあるのは「第八十八条第四項」と、「当該土地改良事業の計画の概要」とあるのは「変更後の当該土地改良事業の計画の概要又は廃止する旨、廃止の理由その他農林水産省令で定める事項」と、同条第九項中「土地改良事業の計画の概要」とあるのは「変更後の土地改良事業の計画の概要又は廃止する旨、廃止の理由その他農林水産省令で定める事項」と読み替えるものとする。

4 土地改良事業計画の変更の場合

二以上の土地改良事業を併せて施行する場合には、その各土地改良事業のうちその変更に係る各土地改良事業（市町村特別申請事業、第八十五条の四第一項の規定による申請に基づいて行う農用地造成事業、第八十七条の二第一項の規定により行う同項第一号の事業及び第八十七条の三第一項又は第八十七条の四第一項の規定により行う土地改良事業を除く。）につき、その各土地改良事業計画に係る土地改良事業の施行に係る地域（その変更後において二以上の土地改良事業を併せて施行する場合には、その各土地改良事業のうちその変更に係る各土地改良事業（市町村特別申請事業、第八十五条の四第一項の規定による申請に基づいて行う農用地造成事業、第八十七条の二第一項の規定により行う同項第一号の事業及び第八十七条の三第一項又は第八十七条の四第一項の規定により行う土地改良事業を除く。）につき、その各土地改良事業のうちその廃止に係る各土地改良事業計画の変更の場合は、市町村特別申請事業につき、土地改良事業計画の農林水産省令で定める重要な部分の変更又は土地改良事業の廃止をしようとする場合には、あらかじめ、農林水産省令の定めるところにより、土地改良事業計画の変更の場合にあつてはその変更後の土地改良事業の計画の概要及び予定管理方法等を変更する必要があるときは変更後の予定管理方法等その他必要な事項を、土地改良事業の廃止の理由その他農林水産省令で定める事項」と読み替えるものとする。

農林水産省令で定める事項を、それぞれ示して、当該変更又は廃止につき、関係土地改良区その他農林水産大臣の指定する者の意見を聴くとともに、その変更後の土地改良事業計画に係る土地改良事業の施行に係る地域（その変更によりその施行に係る地域の一部がその変更後のその施行に係る地域に該当しないこととなるときは、その該当しないこととなる地域をその変更後のその施行に係る地域に含めた地域）又は廃止に係る土地改良事業の施行に係る地域の全部又は一部をその区域の全部又は一部とする市町村の全ての同意を得、かつ、国営土地改良事業にあつては、これらの市町村の全部又は一部をその区域に含む全ての都道府県の同意を得なければならない。

市町村又は都道府県は、前項の規定による同意をするには、あらかじめ、農林水産省令の定めるところにより、当該変更又は廃止につき、当該市町村又は都道府県の議会の議決を経なければならぬ。

都道府県知事は、市町村特別申請事業につき、第七項に規定する土地改良事業計画の変更又は土地改良事業の廃止をしようとする場合には、同項の規定によるほか、あらかじめ、農林水産省令の定めるところにより、当該変更又は廃止につき、当該都道府県の議会の議決を経なければならない。

第七項の場合には、第八条第二項及び第三項、第八十七条第五項から第十項まで並びに第八十一条の第二第八項及び第九項の規定を準用する。この場合において、同条第八項中「第六項」の規定による協議をしよう」とあるのは「第八十八条第七項の規定により同項に規定する事項を示そうと」と、「当該土地改良事業の計画の概要」とあるのは「変更後の当該土地改良事業の計画の

概要又は廃止する旨、廃止の理由その他農林水産省令で定める事項」と同条第九項中「土地改良事業の計画の概要」とあるのは、「変更後の土地改良事業の計画の概要又は廃止する旨、廃止の理由その他の農林水産省令で定める事項」と読み替えるものとする。

る土地改良事業の計画は、つき土地改良事業の施行に係る地域を変更することはより新たた地盤をその農用地造成事業の施行に係る地域の一部とすることはできるのは、その新たに当該農用地造成事業に係る地域の一部となる地域内にある土地が地方公共団体等有資格地である場合に限るものとする。

用地造成事業に係る土地改良事業につき、土地改良事業の実施による効果を評価する。また、農林水産省令で定める重要な部分を変更し、又は土地改良事業を廃止しようとする場合は、あらかじめ、農林水産省令の定めるところにより、土地改良事業計画の変更の場合にあつてはその変更後の土地改良事業の計画の概要及び予定管理办法等を変更する必要があるときは変更

後の予定管理方法等その他必要な事項を、土地改良事業の廃止の場合にあつては廃止する旨、廃止の理由その他農林水産省令で定める事項を、それぞれ示して、その変更後の土地改良事業計画に係る土地改良事業の施行に係る地域内（その変更によりその施行に係る地域の一部がその変更後のその施行に係る地域に該当しないこととなるものがあるときは、その該当しないこととなる

13 地域をその変更後のその施行に係る地域に含めた地域内)又は廃止に係る土地改良事業の施行に係る地域内にある地方公共団体等有資格地について第三条に規定する資格を有する全ての地方公共団体等の同意を得なければならない。

体等である都道府県の知事を除く。」と、「関係市町村長」とあるのは「関係市町村長（その変更又は廃止について同項の規定により同意を得なければならない地方公共団体等である市町村の長を除く。次項において同じ。）」と読み替えるものとする。

第八十七条の二第一項第一号の事業につき、土地改良事業計画の農林水産省令で定める重要な部分を変更し、又は土地改良事業を廃止する場合には、第八条第二項及び第三項並びに第八十七条の二第六項から第九項までの規定を準用する。この場合において、同条第八項中「当該土地改良事業の計画の概要」とあるのは「変更後の当該土地改良事業の計画の概要又は廃止する旨、廃止の理由その他農林水産省令で定める事項」と、同条第九項中「土地改良事業の計画の概要」とあるのは「変更後の土地改良事業の計画の概要又は廃止する旨、廃止の理由その他農林水産省令で定める事項」と読み替えるものとする。

15 都道府県が第八十七条の三第一項の土地改良事業計画につき土地改良事業の施行に係る地域を変更することにより新たな地域をその土地改良事業の施行に係る地域の一部とすることができる
のは、次に掲げる要件のいずれにも適合する場合に限るものとする。

一 当該土地改良事業の施行に係る地域の一部となる地域内にある農用地（その地域内にその土

一、当該土地改良事業計画を変更したことにつき第十八項において準用する第八十七条第五項の規定による地目変換の適用を受けること（但し、前項の規定による地目変換の適用を受けた場合であつて、その土地が農地中間管理機構が農地中間管理権を有すること。

16
規定による公告があつた日ににおける前号の農地中間管理権の全ての存続期間又は残存期間が政令で定める期間以上であること。
都道府県知事は、第八十七条第三第一項の規定により行う土地改良事業につき、土地改良事業の実行に係る地域その他土地改良事業計画の農林水産省令で定める重要な部分を変更し、又は土地改良事業を遅延する場合にあつては、かつては、農林水産省令で定めたところにより、

17 農地中間管理機構は、前項の同意をするには、あらかじめ、当該変更又は廃止につき、次の各地改良事業を廃止しよんとする場合には、あらかじめ農林水産省令で定めるところにより土地改良事業計画の変更の場合にあつてはその変更後の土地改良事業の計画の概要（その変更後にいて二以上の土地改良事業を併せて施行する場合には、その各土地改良事業のうちその変更に係る各土地改良事業につき、その変更後の土地改良事業の計画の概要及び農林水産省令で定めるときにつきでは変更後の全体構成）及び予定管理方法等を変更する必要があるときは変更後の予定管理方法等その他必要な事項を、土地改良事業の廃止の場合にあつては廃止する旨、廃止の理由その他農林水産省令で定める事項を、それぞれ示して、農地中間管理機構の同意を得なければならぬ。

号の区分により、それぞれ各号に掲げる者の意見を聽かなければならない。

二 土地改良事業の廃止の場合
二以上の土地改良事業を併せて施行する場合には、その各土地改良事業のうちその変更に係る各土地改良事業につき、その変更後のその施行に係る地域（これらの土地改良事業のうちに、その変更によりその施行に係る地域の一部がその変更後のその施行に係る地域に該当しないこととなるものがあるときは、その土地改良事業については、その該当しないこととなる地域をその変更後のその施行に係る地域に含めた地域内）にある農用地について現に農地中間管理機構から賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けている者

現に二以上の土地改良事業を併せて施行している場合のうち農業改良事業につき、その施行に係る各土地区画整理事業は、その廢止に係る土地改良事業の施行に係る地域を同一の農地等に亘る区域とする。この区域は、その区域の農地等に亘る区域を同一の農地等に亘る区域とする。

美の語句の相手方の「府県」、「不動産」の現状の相手方の「所有者」、「占有者」。第四項の「同項の規定による公告をする前に、その公告をする事項」とあるのは「第十二項の規定により同項に規定する事項を示す前に、その示す事項」と、「関係都道府県知事」とあるのは「関係都道府県知事（その変更又は廃止について同項の規定により同意を得なければならない地方公共団

の規定を準用する。この場合において、第五条第六項及び第七項中「含めて第一項の一定の地域を定めるには」とあるのは「新たに変更後の土地改良事業計画に係る土地改良事業の施行に係る地域とするには」と、第八十七条の二第八項中「第六項の規定による協議」とあるのは「次条第六項の規定による協議又は意見の聴取」と、「当該土地改良事業の計画の概要」とあるのは「変更後の当該土地改良事業の計画の概要又は廃止する旨、廃止の理由その他農林水産省令で定める事項」と、同条第九項中「土地改良事業の計画の概要」とあるのは「変更後の土地改良事業の計画の概要又は廃止する旨、廃止の理由その他農林水産省令で定める事項」と、第八十七条の三第四項中「対し」とあるのは「対し、第一項の規定により行う土地改良事業につき、土地改良事

〔国営土地改良事業について〕は農林水産大臣、都道府県営土地改良事業について〔は都道府県知事と、同条第七項中「第二十七条 第二十八条第一項」とあるのは「第二十八条第一項」と読み替えるものとする。〕

3 第一項の換地計画において定める内容（これに係る事前措置を含む。）については、第五十二条の五から第五十三条の三の二までの規定を準用する。この場合において、第五十三条の三第二項（第五十三条の三の二第二項において読み替えて準用する場合を含む。）中「土地改良区、市町村」とあるのは「国又は都道府県、土地改良区、市町村」と、「土地改良区が」とあるのは「農林水産大臣又は都道府県知事が」と読み替えるものとする。

4 第一項の換地計画を定めた場合には、第五十二条の四第二項及び第八十七条第五項から第十項までの規定を準用する。この場合において、第五十二条の四第二項中「前項の規定による認可に係る換地計画に基づく」とあるのは「換地計画に基づく」と、第八十七条第八項中「第八条第二項に掲げる技術者の意見を聴いて、第五項」とあるのは「第五項」と、同条第九項中「工事に着手してはならない」とあるのは「処分を行つてはならない」と、同条第十項中「事業の施行」とあるのは「処分」と読み替えるものとする。

5 第一項の換地計画の変更（農林水産省令で定める軽微な変更を除く。）については、第二項及び前項の規定を準用する。この場合において、第二項において準用する第五十二条第五項中「その計画」とあるのは「その計画の変更に係る部分」と、前項において準用する第八十七条第五項中「当該土地改良事業計画書」とあるのは「その換地計画書の変更に係る部分」と読み替えるものとする。

農林水産大臣又は都道府県知事は、換地処分を行う前において、土地改良事業の工事のため必

要がある場合又は土地改良事業に係る換地計画に基づき換地処分を行ふにつき必要がある場合には、その土地改良事業の施行に係る地域内の土地につき從前¹の土地に代わるべき一時利用地を指定し、又は第三項において準用する第五十三条の二の二第一項の規定により換地計画において換地を定めないこととされる從前の土地につき第五条第七項に掲げる権利を有する者に対し、期日を定めて、その期日からその土地の全部若しくは一部について使用し及び収益することを停止さ

7 せることができる。
農林水産大臣又は都道府県知事は、換地処分を行う前において、第三項において準用する第五十三条の二の三第三項の規定により仮清算金が支払われた土地（同条第一項の規定により換地を定めない土地として指定された土地に限る。）につき第五条第七項に掲げる権利を有する者に対し、期日を定めて、その期日からその土地の全部について使用し及び収益することを停止させることができる。

8
第六項の規定による一時利用地の指定については第五十三条の五第二項から第六項までの規定を、第六項の規定による使用及び収益の停止については第五十三条の六第一項後段及び第三項の規定を、第六項の規定による一時利用地の指定並びに使用及び収益の停止については第五十三条の七及び第五十三条の八の規定を、前項の規定による使用及び収益の停止については第五十三条の六第一項後段及び第三項並びに第五十三条の七の規定を準用する。この場合において、第五十三条の六第一項後段及び第三項並びに第五十三条の七の規定によつて「但し」は「但し」を省略して「二」と表す場合は「二」と表す。

9 三條の七及び第五十三条の八中「土地改良区」とあるのは「国又は都道府県」と読み替えるものとする。

換地処分は、農林水産大臣又は都道府県知事が、当該換地計画に係る土地につき第五条第七項に掲げる権利を有する者に対し、その換地計画において定められた関係事項を通知してするものとする。

前項の換地区分につては、第五十四条第二項及び第四項から第七項まで並びに第五十四条の

前項の換地処分について、第五条第二項及び第四項が第七条第一項に於ては第五条第一項の規定を準用する。この場合において、第五十四条第四項中「都道府県知事は、前項の規定による届出があつた場合は、農林水産大臣又は都道府県知事は、換地処分をした場合」と、「当該換地処分があつた旨」とあるのは「その旨」と、同条第五項中「都道府県知事」とあるのは「農林水産大臣又は都道府県知事」と、同条第六項中「第一項の換地処分、第三項の規定による届出」とあるのは「第八十九条の二第九項の換地処分」と、第五十四条

の施行に係る地域内にある土地につき第三条に規定する資格を有する者が、当該国営土地改良事業の工事の完了につき第百十三条の第三項の規定による公告があつた日（その日前に、農林水産大臣が、当該土地を含む一定の地域について当該事業によつて受ける利益の全てが発生したと認めてその旨を公告したときは、その公告した日）以後八年を経過する日までの間に、当該土地を当該国営土地改良事業の計画において予定した用途以外の用途（政令で定める用途を除く。以下この項において「目的外用途」という。）に供するため所有権の移転等をした場合又は当該土地を自ら目的外用途に供した場合（当該土地を自ら目的外用途に供するため所有権の移転等を受け、目的外用途に供した場合を除く。）には、一時的に目的外用途に供するため所有権の移転等をした場合、目的外用途に供するため所有権の移転等をする際に既に当該土地が災害等により当該国営土地改良事業による利益を受けていないものとなつてゐる場合に於て、その他の政令で定める場合を除き、その者から、政令の定めるところにより、（都道府県及び市町村にあつては、条例で）特別徴収金を徴収することができる。

2 前項の場合（市町村が特別徴収金を徴収する場合を除く。）には、前条第四項の規定を準用する。

3 第一項の特別徴収金の額は、国が徴収するものにあつては、国営土地改良事業に要した費用のうちその徴収に係る土地に係る部分の額として政令の定めるところにより算定される額から当該国営土地改良事業につき前条第一項の規定により都道府県が負担する負担金のうち当該土地に係る部分の額として政令の定めるところにより算定される額を差し引いて得た額を限度とし、都道府県が徴収するものにあつては、国営土地改良事業につき同項の規定により都道府県が負担する負担金のうちその徴収に係る土地に係る部分の額として政令の定めるところにより算定される額から当該国営土地改良事業につき同条第二項、第四項、第五項又は第九項の規定により都道府県が徴収する負担金のうち当該土地に係る部分の額として政令の定めるところにより算定される額を差し引いて得た額を限度とし、市町村が徴収するものにあつては、国営土地改良事業につき同項の規定により市町村が負担する負担金のうちその徴収に係る土地に係る部分の額として政令の定めるところにより算定される額を限度とする。

4 第一項の特別徴収金の額は、国、都道府県又は市町村は、第八十七条の二第一項の規定により国が行う同項第一号の事業により造成された土地を第九十四条の八第五項（第九十四条の八第六項において準用する場合を含む。）の規定により取得した者又はその承継人が、これらの規定による土地の取得があつた日以後八年を経過する日までの間に、当該土地を第九十四条の八第四項（第九十四条の八の二第二項において準用する場合を含む。）の規定により公告されたその土地の用途以外の用途（政令で定める用途を除く。以下この項において「目的外用途」という。）に供するため所有権の移転等をした場合又は当該土地を自ら目的外用途に供した場合（当該土地を自ら目的外用途に供するため所有権の移転等をした場合を除く。）には、一時的に目的外用途に供するため所有権の移転等をした場合その他の政令で定める場合を除き、その者から、政令の定めるところにより算定される額を限度とし、（都道府県が特別徴収金を徴収する場合を除く。）には、前条第四項の規定を準用する。

5 前項の場合（市町村が特別徴収金を徴収する場合を除く。）には前条第四項の規定を準用するもの（以下この項において「関連土地改良事業」という。）又は土地改良施設の管理を内容とする土地改良事業で、国営市町村特別申請事業と一体となつてその効果が増大するもの（政令で定める要件に適合する要件に適合するものに限る。以下この項において「関連管理事業」という。）の施行に係る地域内にある土地（当該国営市町村特別申請事業の施行に係る地域内にあるものに限る。）につき第三条に規定する資格を有する者が、当該関連土地改良事業にあつてはその工事の完了につき第百十三条の三第二項又は第三項の規定による公告があつた日、関連管理事業にあつては市町村特別申請事業の工事の完了につき同項の規定による公告があつた日以後八年を経過する

までの間に、当該土地を当該関連土地改良事業若しくは当該関連管理事業の計画において予定した用途以外の用途（政令で定める用途を除く。以下この項において「目的外用途」という。）に供するため所有権の移転等をした場合又は当該土地を自ら目的外用途に供した場合（当該土地を目的外用途に供するため所有権の移転等を受けて、目的外用途に供した場合を除く。）には、一時的に目的外用途に供するため所有権の移転等をした場合、目的外用途に供するため所有権の移転等をする際に既に当該土地が災害等により当該土地改良事業又は当該関連管理事業による利益を受けていないものとなつてゐる場合その他政令で定めるところにより、（都道府県及び市町村にあつては、条例で）特別徴収金を徴収することができる。

6 前項の場合（市町村が特別徴収金を徴収する場合を除く。）には前条第四項の規定を準用する。

7 第一項、第四項、第六項又は第二項、第五項若しくは前項において準用する前条第四項の規定による処分についての審査請求については、同条第十一項から第十三項までの規定を準用する。國が徴収する第一項、第四項又は第六項の特別徴収金（これらの特別徴収金に代えて第二項、第五項又は第七項において準用する前条第四項の規定により徴収する金額を含む。）の徴収については、第八十九条の三の規定を準用する。

8 第一項、第四項、第六項又は第二項、第五項若しくは前項において準用する前条第四項の規定による処分についての審査請求については、同条第十一項から第十三項までの規定を準用する。國が徴収する第一項、第四項又は第六項の特別徴収金（これらの特別徴収金に代えて第二項、第五項又は第七項において準用する前条第四項の規定により徴収する金額を含む。）の徴収については、第八十九条の三の規定を準用する。

9 第九十一条 都道府県は、政令の定めるところにより、都道府県営土地改良事業（市町村特別申請事業を除く。）によって利益を受ける者でその事業の施行に係る地域内にある土地につき第三条に規定する資格を有するものその他の農林水産省令で定めるものから、地方自治法第二百二十四条の分担金を徴収することができる。ただし、第八十七条の三第一項の規定により行う土地改良事業については、その分担金を徴収しないものとする。

（都道府県営土地改良事業の分担金等）

10 都道府県は、前項の規定による分担金の全部又は一部の徴収に代えて、都道府県営土地改良事業（市町村特別申請事業を除く。）の施行に係る地域の全部又は一部をその区域の全部又は一部とする市町村に対し、その事業に要する費用のうち当該市町村の区域内にある土地に係る同項に掲げる者に対する分担金に相当する部分の費用を負担させることができる。この場合においては、都道府県は、あらかじめ、当該市町村の同意を得なければならぬ。

11 前項の市町村は、政令の定めるところにより、条例で、同項に規定する者から、同項に規定する部分の費用を地方自治法第二百二十四条の分担金として徴収することができる。

12 第一項の場合には第九十条第四項及び第七項の規定を、前項の場合には同条第七項の規定を準用する。

13 都道府県は、政令の定めるところにより、土地改良施設の新設若しくは変更を内容とし、若しくは内容の一部に含む土地改良事業で、都道府県が行う市町村特別申請事業（以下「都道府県営市町村特別申請事業」という。）と一体となつてその効果が生じ、若しくは増大するもの（以下この項において「関連土地改良事業」という。）又は土地改良施設の管理を内容とする土地改良事業で、都道府県営市町村特別申請事業と一体となつてその効果が増大するもの（政令で定める要件に適合するものに限る。以下この項において「関連管理事業」という。）を行なう者その他都道府県営市町村特別申請事業によつて利益を受ける農林水産省令で定める者から、その者の受ける利益（関連土地改良事業又は関連管理事業を行なう者にあつては、それぞれその行なう関連土地改良事業又は関連管理事業の施行に係る地域内にある土地につき第三条に規定する資格を有する者が当該都道府県営市町村特別申請事業によつて受ける利益の合計）を限度として、地方自治法第二百四十四条の分担金を徴収することができる。

14 都道府県は、第一項、第二項及び前項の規定によるほか、政令の定めるところにより、都道府県営土地改良事業によつて利益を受ける市町村に対し、その市町村の受ける利益を限度として、

その事業に要する費用の一部を負担させることができる。この場合においては、第九十条第十項の規定を準用する。

（都道府県営土地改良事業に係る特別徴収金）

第九十一条の二 都道府県又は市町村は、政令の定めるところにより、条例で、都道府県営土地改良事業（都道府県営市町村特別申請事業及び第八十七条の三第一項、第八十七条の四第一項又は第八十七条の五第一項の規定により都道府県が行う土地改良事業を除く。以下この項及び第三項において同じ。）の施行に係る地域内にある土地につき第三条に規定する資格を有する者が、当該土地を当該都道府県営土地改良事業の計画において予定する用途以外の用途（以下この項において「目的外用途」という。）に供するため所有権の移転等をした場合又は当該土地を自ら目的外用途に供した場合（当該土地を目的外用途に供するため所有権の移転等を受けて、目的外用途に供した場合を除く。）には、その者から、特別徴収金を徴収することができる。

2 前項の場合（市町村が特別徴収金を徴収する場合を除く。）には、第九十条第四項の規定を準用する。

3 第一項の特別徴収金の額は、都道府県が徴収するものにあつては、都道府県営土地改良事業に要する費用のうちその徴収に係る土地に係る部分の額として条例の定めるところにより算定される額から当該都道府県営土地改良事業につき前条第一項、第二項若しくは第六項又は同条第四項において準用する第九十条第四項の規定により都道府県が徴収する分担金又は負担金のうち当該土地に係る部分の額として条例の定めるところにより算定される額を差し引いて得た額を限度とし、市町村が徴収するものにあつては、都道府県営土地改良事業につき前条第六項の規定により市町村が負担する負担金のうちその徴収に係る土地に係る部分の額として条例の定めるところにより算定される額を限度とする。

4 都道府県又は市町村は、政令の定めるところにより、条例で、土地改良施設の新設若しくは変更を内容とし、若しくは内容の一部に含む土地改良事業で、都道府県営市町村特別申請事業と一緒にとなつてその効果が生じ若しくは増大するもの（以下この項において「関連土地改良事業」といいう。）又は土地改良施設の管理を内容とする土地改良事業で、都道府県営市町村特別申請事業において「関連管理事業」という。）の施行に係る地域内にある土地（当該都道府県営市町村特別申請事業の施行に係る地域内にあるものに限る。）につき第三条に規定する資格を有する者が、当該土地を当該関連土地改良事業計画若しくは関連管理事業計画において予定する用途以外の用途（以下この項において「目的外用途」という。）に供するため所有権の移転等をした場合又は当該土地を自ら目的外用途に供した場合（当該土地を目的外用途に供するため所有権の移転等を受けて、目的外用途に供した場合を除く。）には、その者から、特別徴収金を徴収することができる。

5 前項の場合（市町村が特別徴収金を徴収する場合を除く。）には第九十条第四項の規定を、前項の特別徴収金の額については第三項の規定を準用する。この場合において、同項中「都道府県営土地改良事業」とあるのは「都道府県営市町村特別申請事業」と、「前条第一項、第二項若しくは第六項又は同条第四項において準用する第九十条第四項」とあるのは「前条第五項」と読み替えるものとする。

6 都道府県又は市町村は、政令で定めるところにより、条例で、次の各号のいずれかに掲げる者が、当該各号に定める場合に該当するときは、その者から、特別徴収金を徴収することができる。

イ 当該事業施行地域内農用地を第八十七条の三第一項の規定により行う土地改良事業の計画において予定する用途以外の用途（以下この項において「目的外用途」という。）に供するため所有権の移転等をした場合

ロ 当該事業施行地域内農用地を自ら目的外用途に供した場合

ハ 当該事業施行地域内農用地についての農地中間管理事業の推進に関する法律第十八条第七項の規定による公告があつた農用地利用集積等促進計画の定めるところによつて設定され若しくは移転された農地中間管理機構から賃借権又は使用貸借による権利の設定された場合に該当する場合における農地中間管理権に係る賃借樁若しくは使用貸借の解除をした場合

二 事業施行地域内農用地について農地中間管理機構から賃借樁又は使用貸借による権利の設定を受けている者 次のいずれかに掲げる場合
イ 当該事業施行地域内農用地を自ら目的外用途に供した場合
ロ 当該事業施行地域内農用地を自ら目的外用途に供した場合

8 7 第一項、第四項、第六項又は第二項若しくは第五項において準用する第九十条第四項の規定による処分についての審査請求については、同条十一項から第十三項までの規定を準用する。（権利関係の調整）

第九十二条 国営土地改良事業又は都道府県営土地改良事業を行つた場合には、第五十八条から第六十五条までの規定を準用する。この場合において、第五十八条、第六十条、第六十一条第一項及び第三項並びに第六十二条第一項中「組合員」とあるのは「第九十条第二項の規定により負担金を負担した者（同条第四項の規定によりその負担金に代えて土地改良区が徴収される金銭に充てるため、その土地改良区が第三十六条第一項の規定により賦課徴収する金銭を負担した組合員を含む。）若しくは第九十条第六項若しくは第八項の規定により負担金を負担した者又は第九十条第一項の分担金を負担した者（同条第四項において準用する第九十条第四項の規定によりその分担金に代えて土地改良区が徴収される金銭に充てるため、その土地改良区が第三十六条第一項の規定により賦課徴収する金銭を負担した組合員を含む。）若しくは第九十条第六項若しくは第八項の分担金を負担した者」と、第六十一条第三項中「規約」とあるのは「農林水産省令又は条例」と、第六十四条中「第一百十三条の三第二項」とあるのは「第一百十三条の三第三項」と読み替えるものとする。

（農業振興地域の整備に関する法律の特例）

第九十二条の二 農業振興地域の整備に関する法律第十三条第一項の規定による農業振興地域整備計画の変更のうち、農用地等（同法第三条に規定する農用地等をいう。）以外の用途に供することを目的として農用地区域（同法第八条第一項第一号に規定する農用地区域をいう。以下この条において同じ。）内の土地を農用地区域から除外するために行う農用地区域の変更是、その変更に係る土地が第八十七条の三第一項の規定により行う土地改良事業の施行に係る地域内にあるとき、同法第十三条第二項の規定にかかるわらず、同項各号に掲げる要件の全てを満たすほか、その土地についての農地中間管理権の存続期間が満了している場合に限り、することができる。

第九十三条 国又は都道府県は、土地改良区その他の者が、農林水産省令の定めるところにより、その所有し、又は管理する土地改良施設を国又は都道府県において管理すべきことを申し出た場合において、その申し出を相当と認めるときは、その土地改良施設を管理することができる。（管理規程）

第九十三条の二 国又は都道府県は、第二条第二項第一号の事業のうち農業用排水施設又は農用地の保全上必要な施設（これらの施設のうち農林水産省令で定めるものに限る。）の管理（委託を受けて行う管理を含む。）を行う場合には、農林水産省令で定めるところにより、（都道府県にあつては、条例で）当該事業の実施細目について、当該事業の実施前に管理規程を定めなければならない。

2 農林水産大臣は、前項の規定により管理規程を定めたときは、農林水産省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を公告しなければならない。管理規程を変更し、又は廃止したときも、同様とする。

(予定外廃水の排除等のための措置)

第九十三条の三 国又は都道府県が管理規程を定めて農業用排水路の管理（委託を受けて行なう管理を含む。）を行なう場合には、第五十七条の三の規定を準用する。
(国有土地物件の管理及び処分)

第九十四条 次に掲げるものであつて公用財産又は普通財産であるもの（以下「土地改良財産」という。）は、農林水産大臣が管理し、又は処分する。

- 一 国営土地改良事業によつて生じた工作物その他の物件又は水の使用に関する権利
- 二 第八十七条の二第一項の規定により国が行う同項第一号の事業によつて生じた土地
- 三 国営土地改良事業のために取得した土地、権利又は立木、工作物その他の物件（農地法によつて買収した土地、権利及び物件を除く。）
- 四 国有の土地、権利又は立木、工作物その他の物件で、政令の定めるところにより、国営土地改良事業の用に供すべきものと決定されたもの

第九十四条の二 農林水産大臣は、国営土地改良事業において道路又は水路（これらの附属物を含む。以下この条において同じ。）の付替工事を行つたときは、その付替工事によつて生じた道路又は水路を構成する土地改良財産たる土地又は工作物その他の物件を付替工事によつて用途を廢止された道路又は水路を構成する土地又は工作物その他の物件と交換することができる。

第九十四条の三 農林水産大臣は、政令で定める基幹的な土地改良施設以外の土地改良施設を構成する土地改良財産たる土地又は工作物その他の物件（次条において「一般土地改良施設に係る土地等」という。）を、当該土地改良施設の用途を廢止したときはこれを無償で国に返還することができる。物件を同項の規定により補償を受けるべき者に譲与することができる。

第九十四条の四 農林水産大臣は、次に掲げる場合には、一般土地改良施設に係る土地等を土地改良区等に譲与することができる。

- 1 土地改良区等において管理の費用を負担した一般土地改良施設に係る土地等でその用途を廢止したものとの負担した費用の額の範囲内において当該土地改良区等に譲与するとき。
- 2 農林水産大臣は、第一百二十二条第一項の規定による補償に相当する金額の範囲内で、当該補償に代え国営土地改良事業の一部として行う工事によつて生じた土地改良財産たる工作物その他の物件を同項の規定により補償を受けるべき者に譲与することができる。

第九十五条の四 農林水産大臣は、次に掲げる場合には、一般土地改良施設に係る土地等を土地改良区等に譲与することができる。

- 1 土地改良区等において管理の費用を負担した一般土地改良施設に係る土地等でその用途を廢止したものとの負担した費用の額の範囲内において当該土地改良区等に譲与するとき。
- 2 土地改良区等の寄附に係る土地改良施設に係る土地等でその用途を廢止したものとの使用させ、又は収益させることができる。

第九十五条の四の二 農林水産大臣は、その管理する土地改良施設を構成する土地改良財産たる土地又は工作物その他の物件をその本来の用途又は目的を妨げない限度において、他の用途又は目的に使用させ、又は収益させることができる。

農林水産大臣は、第九十五条の三第一項の政令で定める基幹的な土地改良施設で国営土地改良事業によつて生じたものを発電事業、水道事業その他の公共の利益となる事業の用に兼ねて供するため特別の必要がある場合には、その本来の用途又は目的を妨げない限度において、これらの事業を行なう者に対し、その土地改良施設を構成する土地改良財産たる土地又は工作物その他の物件の共有持分を与えることができる。この場合には、農林水産大臣は、あらかじめ、これらの事業を行なう者と協議して、その者に与えるべき共有持分、その対価の額及び支払方法、その土地改良施設の管理の方法、その管理に要する費用の分担その他必要な事項を定めなければならない。

3 前項の規定により共有持分を与えた土地又は工作物その他の物件が、第九十条第一項の規定により都道府県に費用の一部を負担させた国営土地改良事業によつて生じた土地改良施設を構成する土地改良財産である場合には、国は、政令の定めるところにより、当該都道府県に對し、当該土地又は工作物その他の物件につき前項後段の協議により定められた共有持分の対価の一部を交付することができる。

4 第二項の規定により共有持分を与えた土地又は工作物その他の物件については、その用途が废止されるまでの間は、分割を請求することができない。

第九十四条の五 農林水産大臣は、土地改良財産につき、国営土地改良事業の施行に係る地域ごとに、左に掲げる事項を記載した土地改良財産台帳を備えておかなければならない。

- 一 国営土地改良事業の種類及び地名
- 二 土地改良財産の所在、種類、構造及び規模
- 三 購入又は収用に係る土地改良財産については、その種類ごとの購入価格又は補償金額
- 四 得喪変更（管理の委託を含む。）の年月日及び事由
- 五 その他必要な事項

第九十四条の六 農林水産大臣は、土地改良財産（第九十四条第二号に掲げる土地を除く。）を都道府県又は土地改良区等に管理させることができる。

第九十四条の七 第九十四条から前条までに規定するものほか、土地改良財産の管理（前条第一項の規定による管理の委託を含む。）又は処分について必要な事項は、政令で定める。

第九十四条の八 農林水産大臣は、第八十七条の二第一項の規定により国が行う同項第一号の事業により造成されるべき埋立地又は干拓地（以下「埋立予定地」という。）について、政令の定めどころにより、その事業の完了前、地区ごとに土地配分計画をたて、これに基づき、埋立予定期の所在、予定配分口数及び予定配分面積を公告しなければならない。ただし、次条第三項の規定により農地中間管理機構に配分される埋立予定地については、この限りでない。

1 前項の規定による公告に係る埋立予定地につき第五項の規定により所有権を取得しようとする者は、その公告の日から起算して三十日以内に、農林水産省令で定める手続により、配分申込書を農林水産大臣に提出しなければならない。

2 農林水産大臣は、政令の定めるところにより、前項の規定により配分申込書の提出をした者のうちからその者に配分することが農用地保有の合理化及び農業經營の近代化を図るために適当と認められる者を選定し、その者に次に掲げる事項を記載した配分通知書を交付する。ただし、その地区内で農業を営む者の生活上若しくは農業經營上必要で欠くことができない業務に從事する者又は農業協同組合、農事組合法人、土地改良区若しくは市町村その他の地方公共団体から前項の規定により配分申込書の提出があつた場合において、農林水産大臣がその者に配分することを相当と認めたときは、これらの者に對しても配分通知書を交付することができる。

3 農林水産大臣は、配分を受ける者の氏名又は名称及び住所を農林水産大臣に提出しなければならない。

4 農林水産大臣は、前項の規定により配分申込書の提出をした者に次に掲げる事項を記載した配分通知書を交付したときは、遅滞なく、農林水産省令の規定により配分通知書を交付した場合は、当該埋立予定地につき造成される埋立地又は干拓地の所有権が存するときは、当該完了の期日において、その国の所有権は、消滅する。

5 第三項の規定による配分通知書の交付を受けた者は、当該配分通知書に記載された場所の埋立地を含む地域に係る当該土地改良事業の完了の期日において、当該埋立予定地につき造成される埋立地又は干拓地の所有権を取得する。この場合において、当該埋立地又は干拓地につきの所有権が存するときは、当該完了の期日において、その国の所有権は、消滅する。

6 農林水産大臣は、前項の規定により配分通知書を交付したときは、遅滞なく、農林水産省令の規定により配分通知書を交付した場合は、当該埋立予定地につき造成される埋立地又は干拓地の所有権が存するときは、当該完了の期日において、その国の所有権は、消滅する。

- 6 前項の完了の期日は、公有水面埋立法によつて造成される埋立地又は干拓地については、同法第四十二条第二項の規定により竣工の通知をする日とし、その他の埋立地又は干拓地については、その埋立地又は干拓地とあわせて同法によつて造成される埋立地又は干拓地がある場合には、その同法によつて造成される埋立地又は干拓地について同項の規定により竣工の通知をする日、その他の場合には竣工の期日として農林水産大臣の定める日とする。
- 7 農林水産大臣は、第三項の規定による配分通知書の交付を受けた者に対し、当該配分通知書に記載された場所の埋立予定地を農林水産大臣の定める条件で使用させることができる。
- 8 前項の規定による埋立予定地の使用は、無償とする。
- 第九十四条の八の一 農林水産大臣は、埋立予定地の全部又は一部及びその周辺の地域をその事業実施地域に含む農地中間管理機構がある場合には、農林水産省令の定めるところにより、その埋立予定地に係る前条第一項の規定による公告前に、当該農地中間管理機構に対し、その埋立予定地の所在、予定配分面積及び当該公告の予定日を通知しなければならない。**
- 2 前項の規定による通知に係る埋立予定地につき第六項において準用する前条第五項の規定により所有権を取得しようとする農地中間管理機構は、農林水産省令の定めるところにより、当該埋立予定地及びこれにつき造成される埋立地又は干拓地（以下「埋立予定地等」という。）の使用及び処分に関する計画を定め、その通知に係る前条第一項の規定による公告の予定日前に、その計画を記載した書面を添付して、配分申込書を農林水産大臣に提出しなければならない。
- 3 農林水産大臣は、前項の規定により農地中間管理機構から配分申込書の提出があつた場合において、その配分申込書に添付された同項の書面を審査して、その提出をした農地中間管理機構に埋立予定地を配分することがその埋立予定地の周辺の地域における農業経営の規模の拡大、農用地の集団化その他農用地の保有の合理化を促進するために適当であると認めるときは、当該農地中間管理機構に前条第三項各号に掲げる事項を記載した配分通知書を交付する。
- 4 前項の規定により配分通知書の交付を受けた農地中間管理機構は、その交付に係る埋立予定地の配分申込書に添付した第二項の書面の記載事項を変更しようとするときは、あらかじめ、農林水産省令の定めるところにより、農林水産大臣の承認を受けなければならない。
- 5 第三項の規定により配分通知書の交付を受けた農地中間管理機構は、その交付に係る埋立予定地の配分申込書に添付した第二項の書面の記載事項（前項の承認を受けてこれを変更した場合にあつては、その変更後の記載事項）に従い、埋立予定地等を使用し、又は処分しなければならない。
- 6 第三項の規定による配分通知書の交付があつた場合には、前条第四項から第八項までの規定を準用する。
- 第九十四条の九 第九十四条から前条までの規定による農林水産大臣の権限に属する事務の一部は、政令の定めるところにより、都道府県知事が行うこととすることができる。**
- （都道府県営土地改良事業によつて生じた土地改良施設の管理の委託）
- 第九十四条の十 都道府県は、都道府県営土地改良事業によつて生じた土地改良施設を土地改良区等に管理させることができる。**
- 2 前項の場合には、第九十四条の六第二項の規定を準用する。
- 第三節 農業協同組合等又は第三条に規定する資格を有する者の行う土地改良事業**
- （土地改良事業の開始）**
- 第九十五条 農業協同組合、農業協同組合連合会若しくは農地中間管理機構又は第三条に規定する資格を有する者が土地改良事業を行う場合には、農林水産省令の定めるところにより、都道府県知事の認可を受けなければならない。**
- 2 農業協同組合、農業協同組合連合会若しくは農地中間管理機構又は第三条に規定する資格を有する者が土地改良事業を行おうとする場合には、あらかじめ、農林水産省令の定めるところにより、（農業協同組合、農業協同組合連合会又は農地中間管理機構にあつては総会を置かない農地中間管理機構があつては農林水産省令で定めるその機関の議決又は決定とする。以下この節において同じ。）を経て、規約（同条に規定する資格を有する者が一人で土地改良事業を行う場合にあつては、規準とする。以下この節、第百三十

- 二条第一項及び第一百三十四条第一項において同じ。）及び土地改良事業の計画の概要（二以上の土地改良事業を併せて施行する場合には、その各土地改良事業に係る計画の概要及び農林水産省令で定めるときであつては全体構成）を公告して、その土地改良事業に係る地域（二以上の土地改良事業を併せて施行する場合には、その各土地改良事業に係る地域）内にある土地につき第五条第七項に掲げる権利を有する全ての者の同意を得なければならない。
- 3 第一条の場合は、第五条第三項、第七条から第九条まで並びに第十条第一項及び第五项の規定を準用する。
- 4 都道府県知事は、前項において準用する第十条第一項の認可をしたときは、遅滞なくその旨を公告しなければならない。
- 5 規約又は土地改良事業計画の決定は、前項の規定による公告があるまでは、これをもつて第三者者（当該農業協同組合の組合員、当該農業協同組合連合会を直接又は間接に構成する者、社団たる当該農地中間管理機構の社員及び第二項の同意をした者を除く。）に对抗することができない。
- 6 第九十五条の一 前条第一項の規定により土地改良事業を行う者は、当該土地改良事業の計画を変更し、又は当該土地改良事業を廃止しようとする場合には、農林水産省令で定めるところにより、（農業協同組合、農業協同組合連合会又は農地中間管理機構にあつては総会の議決を経て）必要な事項を定め、都道府県知事の認可を受けなければならない。
- 2 前項の者は、土地改良事業計画につき土地改良事業の施行に係る地域その他農林水産省令で定める重要な部分を変更し、又は土地改良事業を廃止しようとする場合には、農林水産省令で定めるところにより、土地改良事業計画の変更の場合にあつては、その変更後において二以上の土地改良事業を併せて施行する場合には、その各土地改良事業のうちその変更に係る各土地改良事業につき、その変更後の土地改良事業の計画の概要及び農林水産省令で定めるときには変更後の全体構成）及び規約を変更する必要があるときは変更後の規約その他の必要な事項を、土地改良事業の廃止の場合にあつては、廃止する旨及び廃止の理由（現に二以上の土地改良事業を併せて施行している場合には、その各土地改良事業のうちその廃止に係る各土地改良事業につき、その名称及び廃止の理由）並びに規約を変更する必要があるときは変更後の規約を公告して、土地改良事業計画の変更の場合にあつては、その変更後の土地改良事業計画に係る土地改良事業の施行に係る地域（その変更後において二以上の土地改良事業を併せて施行する場合には、その各土地改良事業に係る地域）内（二の施行に係る地域に該当しないこととなる地域をその変更後のその施行に係る地域に含めた地域内）、土地改良事業の廃止の場合にあつては、その廃止に係る土地改良事業の施行に係る地域（現に二以上の土地改良事業を併せて施行している場合には、その各土地改良事業のうちその廃止に係る各土地改良事業につき、その施行に係る地域）内にある土地につき第五条第七項に掲げる権利を有する全ての者の同意を得、かつ、農業協同組合、農業協同組合連合会又は農地中間管理機構にあつては、総会の議決を経なければならない。
- 3 第一条の場合には、第七条第五項及び第六項、第八条、第九条、第十条第一項及び第五项並びに第四十八条第四項、第六項及び第十项から第十二項までの規定（前項に規定する場合にあつては、これららの規定のほか、第五条第三項の規定）を準用する。（この場合において、第八条第一項、第四項第二号及び第六項中「定款」とあるのは「規約」と、第四十八条第四項中「第三条に規定する資格を有する者の三分の二以上の同意」とあり、及び「組合員の三分の二以上の同意」とあるのは「第五条第七項に掲げる権利を有する全ての者の同意」と、「前項第一号又は第一号の三分の二以上の同意」とあるのは「第五十五条の二第二項の同意」と、同条第六項中「第三項及び第四項」とあるのは「同項及び第九十五条の二第二項」と、同条第十二項中「組合員等」とあるのは「当該農業協同組合の組合員、当該農業協同組合連合会を直接又は間接に構成する者、

社団たる当該農地中間管理機構の社員及び第九十五条の二第二項の同意、同条第三項において準用する第四十八条第四項の同意又は第九十五条の二第三項において準用する第四十八条第六項の申出をした者」と読み替えるものとする。

(土地改良区に関する規定の準用)

第九十六条 第九十五条第一項の規定により行う土地改良事業には、第四十七条、第五十条、第五十二条第一項から第五项まで、第八項及び第九項、第五十二条の二から第五十五条まで、第五十六条第二項、第五十七条から第五十七条の三まで並びに第六十三条の規定を準用する。この場合において、第五十二条第五項中「第五条第七項に掲げる権利を有する全ての者で組織する会議の議決を経なければ」とあるのは「第五条第七項に掲げる権利を有する全ての者の同意を得なければ」と、第五十三条の四第二項中「第五十二条第四項から第九項まで及び」とあるのは「第五十二条第四項、第五項、第八項及び第九項並びに」と、第六十三条第三項ただし書中「第六十条の規定による請求に基く地役権の対価の減額があつた場合には」とあるのは「その土地改良事業の工事の完了につき百十三条の三第二項の規定による公告があつた日」から起算して一年を経過した場合については、第五十四条第四項の規定による公告があつた日)から起算して一年を経過した場合に読み替えるものとする。

第四節 市町村の行う土地改良事業

(土地改良事業の開始)

第九十六条の二 市町村は、土地改良事業計画を定めて土地改良事業を行うことができる。

前項の規定により土地改良事業計画を定めるには、市町村は、あらかじめ、当該市町村の議会の議決を経て、土地改良事業の計画の概要(二以上の土地改良事業を併せて施行する場合には、その各土地改良事業に係る計画の概要及び農林水産省令で定めるときにおける全体構成)を定め、その計画の概要(全体構成を含む)その他の必要な事項を公告して、その事業の施行に係る地域内にある土地につき第三条に規定する資格を有する者の三分の二(二以上の土地改良事業を併せて施行する場合には、その各土地改良事業につき、その施行に係る地域の一部がその変更後のその施行に係る地域に該当しないこととなるものがあるときは、その土地改良事業については、その該当しないこととなる地域をその変更後のその施行に係る地域内)、土地改良事業の廃止の場合にあつては、その廃止に係る土地改良事業の施行に係る地域(現に二以上の土地改良事業を併せて施行している場合には、その各土地改良事業のうちその廃止に係る各土地改良事業につき、その施行に係る地域)内における第三条に規定する資格を有する者の三分の二以上の同意を得、かつ、土地改良事業の変更の場合にあつては、その変更後の土地改良事業計画に係る土地改良事業の施行に係る地域の全部又は一部をその地区の全部又は一部とする土地改良区があるときは、その土地改良区の同意を得なければならない。

3 農用地造成事業等の施行を内容とし、又は内容の一部に含む第一項の土地改良事業計画を定めるには、市町村は、前項の規定による同意のほか、その農用地造成事業等に係る農用地造成地域内にある土地についての農用地外資格者についてその全員の同意を得なければならない。

4 第一項の場合において、その土地改良事業計画が農用地造成事業等の施行を内容とし、又は内容の一部に含むものであるときは、その農用地造成事業等については、第五条第五項及び第六条の規定を準用する。

5 市町村は、第一項の規定により土地改良事業計画を定める場合において、当該土地改良事業の施行に係る地域の全部又は一部をその地区の全部又は一部とする農業協同組合であつて土地改良事業をその事業とするものがあるときは、あらかじめ、その意見を聴かなければならない。

6 市町村は、第一項の規定により土地改良事業計画を定めたときは、遅滞なく、これを都道府県知事に報告しなければならない。

(土地改良事業の変更等)

第九十六条の三 前条第一項の規定により土地改良事業を行う市町村は、当該土地改良事業の計画を変更し、又は当該土地改良事業を廃止しようとする場合には、当該市町村の議会の議決を経なければならない。

2 前項の市町村は、土地改良事業計画につき土地改良事業の施行に係る地域その他農林水産省令で定める重要な部分を変更し、又は土地改良事業を廃止しようとする場合には、あらかじめ、農林水産省令で定めるところにより、土地改良事業計画の変更の場合にあつては、その変更後の土地改良事業の計画の概要(その変更後において二以上の土地改良事業の計画の概要及び農林水産省令で定めるときにおける全体構成)その他の必要な事項を、土地改良事業の廃止の場合にあつては、廃止する旨及び廃止の理由(現に二以上の土地改良事業を併せて施行している場合には、その各土地改良事業のうちその廃止に係る各土地改良事業につき、その名称及び廃止の理由)を公告して、土地改良事業計画の変更の場合にあつては、その変更後の土地改良事業計画に係る土地改良事業の施行に係る地域(その変更後において二以上の土地改良事業を併せて施行する場合には、その各土地改良事業のうちその変更に係る各土地改良事業につき、その変更後のその施行に係る地域)内(これらの土地改良事業のうち、その変更によりその施行に係る地域の一部がその変更後のその施行に係る地域に該当しないこととなるものがあるときは、その土地改良事業については、その該当しないこととなる地域をその変更後のその施行に係る地域内)、土地改良事業の廃止の場合にあつては、その廃止に係る土地改良事業の施行に係る地域(現に二以上の土地改良事業を併せて施行している場合には、その各土地改良事業のうちその廃止に係る各土地改良事業につき、その施行に係る地域)内における第三条に規定する資格を有する者の三分の二以上の同意を得、かつ、土地改良事業の変更の場合にあつては、その変更後の土地改良事業計画に係る土地改良事業の施行に係る地域の全部又は一部をその地区の全部又は一部とする土地改良区があるときは、その土地改良区の同意を得なければならない。

3 第一項の市町村は、農用地造成事業等に係る土地改良事業計画の変更(その変更により新たな地域がその農用地造成事業等に係る農用地造成地域の全部又は一部となるものに限る)をし、又は農用地造成事業等でない事業を農用地造成事業等とするために土地改良事業計画の変更をしようとする場合には、前項の三分の二以上の同意及び土地改良区の同意のほか、その計画の変更により新たに農用地造成地域の全部又は一部となる地域内にある土地についての農用地外資格者についてその全員の同意を得なければならない。

4 前項に規定する土地改良事業計画の変更については、その変更により新たに農用地造成地域の全部又は一部となる地域につき第五条第五項及び第六条の規定を準用する。

5 第一項の場合には、第五条第六項及び第七項、第七条第五項及び第六項、第八条第二項及び第三項、第四十八条第四項及び第六項、第八、十七条第三項から第十項まで並びに前条第五項及び第六項の規定を準用する。この場合において、第五条第六項及び第七項中「含めて第一項の一定の地域を定めるには」とあるのは「新たに変更後の土地改良事業計画に係る土地改良事業の施行に係る地域とするには」と、第七条第五項中「第一項の規定により申請をする者」とあるのは「市町村」と、第四十八条第四項中「前項第一号又は第二号の三分の二以上の同意」とあるのは「第九十六条の三第二項の三分の二以上の同意」と、同条第六項中「含めて第一項の一定の同項及び第九十六条の三第二項」と、前条第五項中「第一項の規定により土地改良事業計画を定める」とあるのは「第九十六条の三第二項」と、前条第五項中「第一項及び第四項」とあるのは「当該土地改良事業の施行」とあるのは「その変更後の土地改良事業計画を定める」と規定する手続を省略することができる。

6 第一項の規定による土地改良事業計画の変更又は土地改良事業の廃止が当該土地改良事業の利害関係人の権利又は利益を侵害するおそれがないことが明らかである場合には、市町村は、前項において準用する第八十七条第五項から第八項までに規定する手続(前項において読み替えて準用する第四十八条第六項の場合にあつては、これらの手続のほか、前項において準用する第八条

2 第一項に規定する手続)を省略することができる。

第九十六条の四 第九十六条の二第一項の規定により行う土地改良事業には、第三十六条第一項及び第五項から第八項まで、第三十六条の三第一項、第四十七条、第五十条、第五十二条第一項か

ら第三項まで、第五項前段及び第六項から第九項まで、第五十二条の二から第五十五条まで、第五十七条本文、第五十七条の二第一項から第三項まで、第五十七条の三、第五十八条から第六十五条まで、第八十七条の四第一項、第二項及び第四项、第八十七条の五、第八十八条第十九項及び第二十項、第九十条第四項及び第七項並びに第九十三条の規定を準用する。この場合において、第三十六条第一項及び第三十六条の三第一項中「定款」とあり、並びに第六十一条第三項中「規約」とあるのは「条例」と、第三十六条第一項中「その地区内にある土地につき、その組合員に対して」とあるのは「その事業によつて利益を受ける者でその事業の施行に係る地域内にある土地につき第三条に規定する資格を有するものその他農林水産省令で定めるものに対し、その者の受ける利益を限度として」と、「できる」とあるのは「できる」。この場合において、第七条の五第一項の規定により行う土地改良事業に係る賦課徴収については、市町村は、その賦課徴収を受けるべき者の三分の二以上の同意を得なければならない」と、同条第五項中「組合員又は准組合員」とあるのは「第一項に規定する者」と、「第一項若しくは第二項」とあるのは「同項」と、第三十六条の三第一項中「組合員が、土地改良事業に係る地域内にある土地での者の第三条に規定する資格に係るもの」をとあるのは「土地改良事業（第八十七条の五第一項の規定により行う土地改良事業を除く。）の施行に係る地域内にある土地につき第三条に規定する資格を有する者が、その資格に係る土地を」と、「当該組合員」とあるのは「その者」と、第五十二条第六項中「当該土地改良区の理事」とあるのは「当該市町村の長」と、同条第七項中「第二十七条、第二十八条第一項」とあるのは「第二十八条第一項」と、第五十二条の三第二項中「前条第二項に掲げる技術者」とあるのは「第五十二条第四項に掲げる者」と、「同条第六項」とあるのは「前条第六項」とあるのは「前条第二項に掲げる技術者の意見をきいて、同条第六項」とあるのは「前条第六項」と、「第五十三条の四第二項中「第五十二条第四項から第九項まで及び」とあるのは「第五十二条第五項前段及び第六項から第九項まで並びに」と、第五十九条中「前条第二項に掲げる技術者」とあるのは「第五十二条第四項に掲げる者」と、「同条第六項」とあるのは「申請し」とあるのは「申請し、又は嘱託し」と、第五十七条の二第一項及び第三項中「都道府県知事の認可を受けなければ」とあるのは「都道府県知事に協議しなければ」と、同条第六項」とあるのは「前条第六項」と、「第五十八条、第六十条、第六十一条第一項及び第三項並びに第六十二条第一項」とあるのは「第五十八条、第六十四条中「前条第二項に規定する者でその土地改良事業に要する費用を負担したもの」と、第六十四条中「百三十三条の三第二項」とあるのは「百三十三条の三第三項」と、第八十七条の四第一項中「第八十五条から前条まで」とあるのは「第九十六条の二及び第九十六条の三」と、同条第二項中「あらかじめ」とあるのは「あらかじめ、市町村の議会の議決を経て」と、「必要な事項について、国営土地改良事業にあつては関係都道府県知事と、都道府県営土地改良事業にあつては関係市町村長と協議するとともに」とあるのは「必要な事項について」と、同条第四項中「第七条第三項」とあるのは「第七条第三項、第五項及び第六項」と、第八十七条の五第一項中「八十五条から前条まで」とあるのは「第九十六条の二から第九十六条の四まで」と、第八十八条第一項中「第八条第二項」とあるのは「第七条第五項及び第六項、第八条第二項」と、「第八十七条の四第二項及び第三項」とあるのは「第八十七条の四第二項」と、「同条第二項中「その緊急防災工事計画及び当該土地改良事業による変更後の農業用排水施設（農林水産省令で定めるものに限る。）がある場合にはその農業用排水施設に係る予定管理方法等その他必要な事項」とあるのは「同項中「その緊急防災工事計画」と、「必要な事項について、国営土地改良事業にあつては関係市町村長と協議するとともに」とあるのは「必要な事項について」と、同条第二項中「第一項、第七項、第十二項、第十六項又は前項」とあるのは「前項」と、「第六項、第十項、第十三項又は前項」とあるのは「同項」と、「手続（第六項において準用する第四十八条第六項の場合にあつては、これらの手続のほか、第六項において準用する第八条第二項に規定する手続）」とあるのは「手続」と、第九十条第四項中「前一項

第三章 交換分合

に掲げる者」とあるのは「第三十六条第一項に規定する者」と、「対する負担金」とあるのは「対して賦課徴収する金銭、夫役又は現品」と、「土地改良区から」とあるのは「土地改良区から、その同意を得て」と、同条第七項中「第二項、第四項又は前項」とあるのは「第四項」と、「第八十七条の四第一項又は第八十七条の五第一項」とあるのは「第八十七条の五第一項」と、第九十三条中「土地改良区その他の者」とあるのは「土地改良区その他の者（国及び都道府県を除く。）」と読み替えるものとする。

前項において読み替えて準用する第八十七条の四第一項の緊急防災工事計画及び前項において読み替えて準用する第八十七条の五第一項の応急工事計画については、第九十六条の二第六項の規定を準用する。

(農業委員会の交換分合計画の決定手続)
第九十七条 権原に基き耕作又は養畜の業務を営む者二人以上が、農林水産省令の定めるところにより、これらの者が耕作又は養畜の目的に供している農用地を含む一定の農用地を定め、その農用地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者の二分の一以上の同意を得てその一定の農用地に関して第二条第二項第六号に掲げる事業（以下「交換分合」という。）を行うべきことを請求した場合において、その農用地が一の市町村の区域（農業委員会等に関する法律第三条第二項の規定により二以上の農業委員会が置かれている市町村については、当該農業委員会の区域。本項及び次項において同じ。）内にある場合にあつては当該農業委員会が、その農用地が二以上の市町村の区域にわたる場合にあつては当該関係農業委員会がその協議により、その請求を相当と認めるときは、その農用地に関し交換分合を行うため交換分合計画を定める。

前項の規定による請求がない場合においても、特に必要があると認めるとときは、交換分合計画を定める。市町村の区域内にある場合にあつては、当該農業委員会が、その農用地が二以上の市町村の区域にわたる場合にあつては、当該関係農業委員会がその協議により、農林水産省令の定めるところにより、交換分合を行うべき農用地及び交換分合計画の概要を公告し、その農用地について同項に掲げる権利を有する者の二分の一以上の同意を得て、その農用地につき交換分合計画を定めることができる。

3 前二項の規定により農業委員会又は関係農業委員会が交換分合計画を定めるには、その交換分合計画により交換分合すべき農用地についての第一項に掲げる権利を有する者の三分の二以上の同意がなければならない。

4 前項の場合において、当該農用地の全部又は一部が土地改良区の地区内にあるときは、その土地改良区の意見をきかなければならぬ。
5 農業委員会又は関係農業委員会が、第一項の規定による申請を受けた日から六箇月以内に、その請求のあつた交換分合を行うため交換分合計画を定めない場合には、その請求をした者は、そ

6 の其間経過後六十日以内に都道府県知事は文として、その農業委員会又は関係農業委員会にその
交換分合計画を定めるよう指示すべき旨を請求することができる。

都道府県知事は、前項の規定による請求を受けた場合には、農業委員会等に関する法律第四十
三条第一項に規定する都道府県機構（以下「都道府県機構」という。）の意見を聴き、その請求
のあつた農用地の全部又は一部に関し交換分合計画を定めることを不相当と認めるときを除い
て、その請求を受けた日から三十日以内に前項の規定による指示をしなければならない。ただ
し、同法第四十二条第一項の規定による都道府県知事の指定がされていない場合には、都道府県
機構に意見を聴くことを要しない。

第九十八条 農業委員会又は関係農業委員会は、前条の規定により交換分合計画を定めたときは、遅滞なくその旨を公告し、且つ、三十日間交換分合計画書を縦覽に供しなければならない。

有する者（その農用地のある市町村の区域内に住所を有する者を除く。）に対して、その旨を通知しなければならない。

前項に掲げる権利を有する者は、当該交換分合計画に対し異議があるときは、第一項に規定する総覧期間満了日の翌日から起算して十五日以内に農業委員会又は関係農業委員会にこれを申し出ることができる。

農業委員会又は関係農業委員会は、前項の規定による申出を受けたときは、第一項に規定する総覧期間満了後六十日以内にこれを決定しなければならない。

前項の規定による決定に対して不服がある申出人は、その決定があつた日の翌日から起算して三十日以内に都道府県知事に對し審査を申し立てることができる。

都道府県知事は、前項の審査の申立てがされたときは、審査の申立てがされた日（次項において準用する行政不服審査法第二十三条の規定により不備を補正すべきことを命じた場合にあっては、当該不備が補正された日）から六十日以内にこれを裁決しなければならない。

第三項の異議の申出又は第五項の審査の申立てには、それぞれ、行政不服審査法中再調査の請求又は審査請求に関する規定（同法第十八条第一項本文、第四十三条及び第五十四条第一項本文）を除く。）を準用する。

第三項の異議の申出がないとき、異議の申出があつた場合においてそのすべてについて第四項の規定による決定があり、且つ、第五項の審査の申立てがなかつたとき、又は審査の申立てがあつた場合においてそのすべてについて第六項の規定による裁決があつたときは、農業委員会又は関係農業委員会は、遅滞なく当該交換分合計画について都道府県知事の認可を受けなければならぬ。

都道府県知事は、第六項の裁決又は前項の認可をするには、都道府県機構の意見を聴かなければならない。ただし、農業委員会等に関する法律第四十二条第一項の規定による都道府県知事の指定がされていない場合には、この限りでない。

都道府県知事は、第八項の認可をしたときは、遅滞なくその旨を公告しなければならない。

第一項、第二項又は第四項の場合において、関係農業委員会が公告、総覧又は通知をするには、そのすべてがこれを行わなければならず、異議の申出についての決定をするには、そのすべてが協議してこれをしなければならない。

第四項若しくは第六項の規定による決定若しくは裁決又はこれららの不作為及び第八項の規定による認可については、審査請求をすることができない。

（土地改良区の交換分合計画の決定手続）

第九十条 土地改良区は、交換分合を行おうとする場合には、交換分合計画を定め、都道府県知事の認可を受けなければならない。

前項の規定により交換分合計画を定める場合には、第五十二条第五項前段、第六項及び第七項の規定を準用する。

前項の認可を受けるには、その申請書に関係農業委員会の同意書を添附しなければならない。

前項但書の場合において、第一項の認可をしようとするときは、都道府県知事は、関係農業委員会の意見をきかなければならない。

都道府県知事は、第一項の認可の申請を相当と認める場合には、その事由を記載した書面を添附すればよい。

前項但書の場合は、第一項の認可をしようとするときは、都道府県知事は、関係農業委員会の意見をきかなければならない。

都道府県知事は、前項の規定による公告をしたときは、当該交換分合計画により交換分合すべき農用地についての前条第二項に掲げる権利を有する者（その農用地のある市町村の区域内に住所を有する者を除く。）に対して、その旨を通知しなければならない。

前項の権利を有する者は、当該交換分合計画に対し異議があるときは、第五項に規定する総覧期間満了日の翌日から起算して十五日以内に都道府県知事にこれを申し出ることができる。

都道府県知事は、前項の規定による申出を受けたときは、第五項の総覧期間満了後六十日以内にこれを決定しなければならない。

第七項の異議の申出には、行政不服審査法中審査請求に関する規定（同法第十八条第一項本文及び第四十三条を除く。）を準用する。

都道府県知事は、第八項の規定による決定をするには、都道府県機構の意見を聴かなければならぬ。ただし、農業委員会等に関する法律第四十二条第一項の規定による都道府県知事の指定がされていない場合には、この限りでない。

都道府県知事は、第七項の異議の申出があつた場合には、この限りでない。

都道府県知事は、第一項の認可をしたときは、遅滞なくその旨を公告しなければならない。

第一項の規定による認可及び第八項の規定による決定又はその不作為について、審査請求をすることができない。

（農業協同組合等の交換分合計画の決定手続）

第一百条 農業協同組合又は農地中間管理機構は、交換分合を行おうとする場合には、総会の議決（総会を開かない農地中間管理機構にあつては、農林水産省令で定めるその機関の議決又は決定）を経て交換分合計画を定め、その交換分合計画により交換分合すべき農用地について第九十七条第一項に掲げる権利を有する全ての者の同意を得て、都道府県知事の認可を受けなければならない。

（市町村の交換分合計画の決定手続）

第一百零一条 第九十六条の二第一項の規定により市町村が土地改良事業を行う場合において、その土地改良事業の施行に係る地域内の農用地を含む一定の農用地に關し交換分合を行うことが、その土地改良事業の効率的な施行及びその地域内の土地につき耕作又は養畜の業務を営む者の農用地の集団化その他農業構造の改善に資することが明らかであると認められるときは、その市町村は、都道府県知事の認可を受けて、その一定の農用地につき交換分合計画を定めることができること。

前項の場合には、第九十九条第二項から第十三項までの規定を準用する。この場合において、同条第二項において準用する第五十二条第六項中「当該土地改良区の理事」とあるのは、「当該市町村の長」と、第九十九条第二項において準用する第五十二条第七項中「第二十七条、第二十八条第一項」とあるのは、「第二十八条第一項」と読み替えるものとする。

（交換分合計画の定め方）

第一百零二条 交換分合計画は、耕作又は養畜の業務を営む者の農用地の集団化その他農業構造の改善に資するよう定めなければならない。

处分の制限がある農用地であつて農林水産省令で定めるもの及び地上權、永小作權、賃借權又はその他の使用及び収益を目的とする権利が設定された農用地であつて當該権利が差押、仮差押又は仮処分の目的となつてゐるものに関しては、交換分合計画を定めることができない。

農用地の所有権についての交換分合については、交換分合計画において、交換分合によつて、途、地積、土性、水利、傾斜、温度その他の自然条件及び利用条件を、農林水産省令の定めるところにより、総合的に勘査して、おおむね同等でなければならない。但し、その者の同意を得た場合には、この限りでない。

前項の場合において、所有者の取得すべきすべての農用地と失うべきすべての農用地とは、用途、地積、土性、水利、傾斜、温度その他の自然条件及び利用条件を、農林水産省令の定めるところにより、総合的に勘査して、おおむね同等でなければならない。但し、その者の同意を得た場合には、この限りでない。

第一項の場合には、所有者が取得すべきすべての農用地は、その地積及び価格において、その者が失うべきすべての農用地に比べて二割以上の増減があつてはならない。但し、その者の同意を得た場合には、この限りでない。

第二項の場合において、所有者が取得すべき農用地及び失うべき農用地の用途、地積、土性、水利、傾斜、温度その他の自然条件及び利用条件を同項の農林水産省令の定めるところにより総

合的に勘案して相殺することができない部分がある場合には、金銭による清算をするものとし、その額並びに支払の方法及び時期を定めなければならない。

第二百三条 前条第一項の場合において、所有者が失うべき農用地につき先取特権、質権又は抵当権を設定すべき農用地並びにこれあるときは、これらの権利に代るべき先取特権、質権又は抵当権を設定すべき農用地並びにこれらの権利の設定の時期及び存続期間その他の条件を定めなければならない。

2 前項の場合には、当該権利を設定すべき農用地は、所有者が所有し、又は取得すべき農用地であつて、その価格がその設定すべき権利に照応する現在の権利の目的となつてゐる農用地の価格と同等以上のものでなければならぬ。

3 第一項の場合において、当該所有者が前条第四項の規定による清算金を取得すべきときは、前項の規定にかかわらず、当該権利を設定すべき農用地は、その清算金の限度内において、その設定すべき権利に照応する現在の権利の目的となつてゐる農用地の価格より低い価格の農用地である。この場合には、これらの価格の差額に相当する現在の権利の及ぶべき清算金の額を定めなければならぬ。

4 第一項の場合には、設定すべき権利の存続期間は、その権利に照応する現在の権利の残存期間とし、その他の条件は、現在の権利の条件によらなければならない。

第二百四条 第百二条第一項の場合において、所有者が失うべき農用地につき地上権、永小作権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用若しくは収益を目的とする権利（地役権を除く。）があるときは、これらの権利に代るべき地上権、永小作権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用若しくは収益を目的とする権利（地役権を除く。）を設定すべき農用地並びにこれらの権利の設定の時期及び存続期間、対価その他の条件を定めなければならない。

2 前項の場合には、第百二条第二項から第百四項まで前条の規定を準用する。

第二百五条 第百二条第一項の場合において、当該交換分合により地役権を設定する必要があると認められるときは、その地役権を設定すべき土地、地役権並びにその地役権の設定の時期及び地役権の目的その他の条件を定め、現に地役権を有する者がその権利を行使する利益を受ける必要がなくなると認められるときは、その権利及び消滅の時期を定めなければならない。

（交換分合の効果）
（所有権以外の権利についての交換分合）

第二百六条 第九十八条第十項又は第九十九条第十二項（第一百条第二項及び第一百条の二第二項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による公告があつたときは、その公告があつたの交換分合計画の定めるところにより、所有権が移転し、先取特権、質権、抵当権、地上権、永小作権、賃借権、使用貸借による権利若しくはその他の使用若しくは収益を目的とする権利（地役権を除く。）が設定され、又は地役権が設定され、若しくは消滅する。

2 前項の規定により先取特権、質権、抵当権、地上権、永小作権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用若しくは収益を目的とする権利（地役権を除く。）が設定された場合には、これに照応する従前の権利は、これらの権利の設定された時において消滅する。但し、第百三条第三項（第一百条第二項において準用する場合を含む。）の規定により先取特権、質権又は抵当権の及ぶべき額を定めた場合には、これらの権利は、この額の清算金については、なお存続するものとする。

（所有権以外の権利についての交換分合）
第二百七条 農用地の地上権、永小作権、賃借権又は使用貸借による権利についての交換分合には、前項の規定を準用する。

（清算金）
第二百八条 第九十八条第十項又は第九十九条第十二項の規定による公告があつたときは、農業委員会、土地改良区、農業協同組合、農地中間管理機構又は市町村は、その公告があつた交換分合計画の定めるところに従い清算金を支払わなければならない。

2 前項の場合には、同項の者は、当該交換分合計画の定めるところに従い清算金を徴収することができる。

3 農業委員会は、農業協同組合に対し、政令の定めるところにより、前二項の規定による清算金の支払及び徴収を委任することができる。

（農用地の形質変更等の禁止）
第二百九条 第九十八条第十項又は第九十九条第十二項の規定による公告があつた後は、その公告があつた交換分合計画において定める農用地につき所有権その他の権利を有する者は、交換分合に支障を及ぼすおそれのない場合を除いて、都道府県知事の許可を受けなければ、その農用地の形質を変更してはならない。

第二百十条 削除

第二百十一条 第九十七条から第百九条までの規定は、農用地の集団化に伴つて行う農用地の利用上有する者を除く。以下この章において同じ。の協同組織により、土地改良事業の適切かつ効率的な運営を確保し、及びその共同の利益を増進することを目的とする。

第四章 土地改良事業団体連合会

（目的）

第二百十一条の二 土地改良事業団体連合会（以下「連合会」という。）は、土地改良事業を行ふ者（国、都道府県及び第九十五条第一項の規定により土地改良事業を行う第三条に規定する資格を有する者を除く。以下この章において同じ。）の協同組織により、土地改良事業の適切かつ効率的な運営を確保し、及びその共同の利益を増進することを目的とする。

（法人格）

第二百十一条の三 連合会は、法人とする。

（原則）

第二百十一条の四 連合会は、次に掲げる要件を備えなければならない。

- 一 営利を目的としないこと。
- 二 会員が任意に加入し、又は脱退することができること。
- 三 会員の議決権が平等であること。

（種類）

第二百十一条の五 連合会は、都道府県土地改良事業団体連合会（以下「地方連合会」という。）及び全国土地改良事業団体連合会（以下「全国連合会」という。）とする。

（名称）

第二百十二条の六 連合会は、その名称中に土地改良事業団体連合会という文字を用いなければならない。

第二百十二条の七 地方連合会の地区は、都道府県の区域により、全国連合会の地区は、全国とする。

（地区）
（登記）
（事業）

第二百十二条の八 連合会は、政令で定めるところにより、登記をしなければならない。

2 前項の規定により登記を必要とする事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に對抗することができない。

第二百十二条の九 連合会は、次に掲げる事業を行ふことができる。

一 会員の行う土地改良事業（土地改良事業に附帯する事業を含む。次号から第五号までにおいて同じ。）に関する技術的な指導その他の援助

二 会員から委託を受けて行う土地改良事業の工事

三 土地改良事業に関する教育及び情報の提供

四 土地改良事業に関する調査及び研究

五 国又は都道府県の行う土地改良事業に対する協力

六 全国連合会にあつては、次に掲げる事業

イ 会員たる地方連合会の事業の指導

口 会員（会員たる地方連合会の会員を含む。）が土地改良施設の管理を適正に行うために必要な事業 要な資金の交付	2 連合会の定款には、前項各号に掲げる事項のほか、連合会の解散の事由を定めたときはその事由を記載しなければならない。
七 前各号に掲げる事業のほか、第百十一条の二の目的を達成するため必要な事業 (会員の資格)	3 定款の変更は、農林水産大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。
第二百十一条の十 地方連合会の会員たる資格を有する者は、地方連合会の地区内において土地改良事業を行う者であつて定款で定めるものとする。	4 前項の認可の申請があつた場合には、第二百十一条の十三第二項の規定を準用する。 (加入)
2 全国連合会の会員たる資格を有する者は、次に掲げる者であつて定款で定めるものとする。	3 会員たる資格を有する者が連合会に加入しようとするときは、連合会は、正當な理由がないのにその加入を拒んではならない。
一 その施行に係る地域が二以上の都府県の区域にわたる土地改良事業その他その施行に係る地 域内の土地の面積が農林水産省令で定める面積をこえる土地改良事業を行う者	4 前項の認可の申請があつた場合には、第二百十一条の十三第二項の規定を準用する。 (脱退)
二 地方連合会 (設立)	2 会員は、六十日前までに予告して脱退することができる。
第三百十一条の十一 連合会を設立するには、その会員になろうとする五人以上の者が発起人となる ことを要する。	2 会員は、次に掲げる事由によつて脱退することができる。
2 発起人は、定款を作成しなければならない。	1 会員たる資格の喪失
3 定款には、発起人が署名するものとする。	2 会員は、次に掲げる事由によつて脱退する。
第二百十一条の十二 発起人は、定款を作成したときは、会日の二週間前までに、これを会議の日時 及び場所とともに公告して、創立総会を開かなければならない。	3 会員は、次に掲げる事由によつて脱退する。
2 発起人が作成した定款の承認、事業計画の設定その他設立に必要な事項の決定は、創立総会の 議決によらなければならぬ。	4 会員は、六十日前までに予告して脱退する。
3 創立総会では、定款を修正することができる。	
4 創立総会の議事は、会員たる資格を有する者でその開会までに発起人に對し設立の同意を申し 出たものの半数以上が出席し、その議決権の三分の二以上で決する。	
5 創立総会については、第三十一条の規定を準用する。	
第二百十一条の十三 発起人は、創立総会の終了後遅滞なく、定款及び事業計画書を農林水産大臣に 提出して設立の認可を申請しなければならない。	
2 農林水産大臣は、前項の認可の申請があつた場合において、次の各号の一に該当せず、かつ、 その事業が健全に行われるると認められるときは、設立の認可をしなければならない。	
一 設立の手続又は定款若しくは事業計画の内容が法令に違反するとき。	
二 定款又は事業計画に虚偽の記載があり、又はその記載が欠けているとき。	
第二百十一条の十四 設立の認可があつたときは、発起人は、遅滞なく、その事務を理事となるべき 者に引き渡さなければならない。	
第二百十一条の十五 連合会は、主たる事務所の所在地において設立の登記をすることによつて成立 (定款)	
第二百十一条の十六 連合会の定款には、次に掲げる事項を記載しなければならない。	
一 名称	第一項 2 会員は、前項の経費の支払について、相殺をもつて連合会に対抗することができない。
二 地区	2 会員は、前項の経費の支払について、相殺をもつて連合会に対抗することができない。 (長期借入金及び全国土地改良事業団体連合会債券)
三 事業	3 第百十一条の二十二 全国連合会は、第二百十一条の九第六号ロに掲げる事業に必要な費用に充てる ため、農林水産大臣の認可を受けて、長期借入金をし、又は全国土地改良事業団体連合会債券 (以下この条から第二百十一条の二十四までにおいて「債券」という。)を発行することができる。
四 事務所の所在地	4 前項の規定による債券の債権者は、全国連合会の財産について他の債権者に先立つて自己の債 権の弁済を受ける権利を有する。
五 会員たる資格に関する事項	3 前項の先取特権の順位は、民法の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。
六 会員の加入及び脱退に関する事項	4 全国連合会は、農林水産大臣の認可を受けて、債券の発行に関する事務の全部又は一部を銀行 又は信託会社に委託することができる。
七 会員の権利義務に関する事項	
八 事業の執行に関する事項	
九 役員に関する事項	
十 会議に関する事項	
十一 会計に関する事項	
十二 公告の方法	
第二百十一条の二十一 連合会は、定款の定めるところにより、会員に経費を賦課することができ る。	
2 会員は、前項の経費の支払について、相殺をもつて連合会に対抗することができない。	
第二百十一条の二十二 全国連合会は、第二百十一条の九第六号ロに掲げる事業に必要な費用に充てる ため、農林水産大臣の認可を受けて、長期借入金をし、又は全国土地改良事業団体連合会債券 (以下この条から第二百十一条の二十四までにおいて「債券」という。)を発行することができる。	
2 前項の規定による債券の債権者は、全国連合会の財産について他の債権者に先立つて自己の債 権の弁済を受ける権利を有する。	
3 前項の先取特権の順位は、民法の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。	
4 全国連合会は、農林水産大臣の認可を受けて、債券の発行に関する事務の全部又は一部を銀行 又は信託会社に委託することができる。	

5 会社法第七百五条第一項及び第二項並びに第七百九条の規定は、前項の規定により委託を受けた銀行又は信託会社について準用する。

6 前各項に定めるものほか、債券に関し必要な事項は、政令で定める。

(債務保証)

第百十一条の二十三 政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律（昭和二十一年法律第二十四号）第三条の規定にかかるわらず、国会の議決を経た金額の範囲内において、全国連合会の長期借入金又は債券に係る債務（国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律（昭和二十八年法律第五十一号）第二条の規定に基づき政府が保証契約をすることができる債務を除く。）について保証することができる。

(償還計画)

第百十一条の二十四 全国連合会は、毎事業年度、長期借入金及び債券の償還計画を立てて、農林水産大臣の認可を受けなければならない。

(余裕金の運用)

第百十一条の二十五 全国連合会は、次に掲げる方法による場合を除くほか、第百十一条の九第六号口に掲げる事業に係る業務上の余裕金を運用してはならない。

一 国債、地方債、政府保証債（その元本の償還及び利息の支払について政府が保証する債券をいう。）その他農林水産大臣の指定する有価証券の取得

二 銀行その他農林水産大臣の指定する金融機関への預金

三 信託業務を営む金融機関（金融機関の信託業務の兼営等に關する法律（昭和十八年法律第四十三号）第一条第一項の認可を受けた金融機関をいう。）への金銭信託

(解散)

第百十一条の二十六 連合会は、次に掲げる事由によつて解散する。

一 総会の議決

二 破産手続開始の決定

三 定款で定める解散事由の発生

四 第百三十一条第二項の規定による解散命令

解消の議決については、第百十一条の二十第二項の規定を準用する。

3 2 連合会は、解散の議決をしたときは又は定款で定める解散事由が発生したときは、遅滞なく、そ

の旨及び解散の年月日を農林水産大臣に届け出なければならない。

（清算中の連合会についての破産手続の開始）

第百十一条の二十七 清算中に連合会の財産がその債務を完済するのに足りないことが明らかになつたときは、清算人は、直ちに破産手続開始の申立てをし、その旨を公告しなければならない。

2 清算人は、清算中の連合会が破産手続開始の決定を受けた場合において、破産管財人にその事務を引き継いだときは、その任務を終了したものとする。

3 前項に規定する場合において、清算中の連合会が既に債権者に支払い、又は権利の帰属すべき者に引き渡したものがあるときは、破産管財人は、これを取り戻すことができる。

4 第一項の規定による公告は、官報に掲載してする。

（準用規定）

第百十一条の二十八 連合会には、第十八条第十三項から第十六項まで、第十九条から第二十二条まで、第二十五条から第二十七条まで、第二十八条第一項、第二十九条第一項本文及び第四項、

第二十九条の二、第三十一条、第三十二条の二、第三十三条第一項から第三項まで、第三十四条、第三十五条、第三十七条、第四十五条並びに第六十七条の二から第七十二条の六までの規定を準用する。この場合において、第十九条の四第三号及び第二十九条の二第四項の規定、第六十

八条第四項において準用する第十八条第十七項の規定並びに第七十二条の二の規定中「都道府県知事」とあるのは「農林水産大臣」と、第六十八条第四項中「第十八条第十七項から第十九項ま

で」とあるのは「第十八条第十七項」と読み替えるものとする。

第五章 補則

（書類の送付に代る公告）

第百十二条 住所又は居所が知れない場合その他書類の送付をすることができない場合において、行政庁又は土地改良区がその送付に代えて公告をしたときは、その公告があつた日に書類を発送

したものとみなし、その公告があつた日から十日を経過したときに相手方に到達したものとみなす。（処分等の行為の承継人に対する効力）

第百十三条 この法律又はこの法律に基く命令の規定による処分、手続その他の行為は、土地改良事業に關係がある土地、物件又は権利につき所有権その他の権利を有する者の承継人に対しても、その効力を有する。

（土地の共有者等の取扱い）

第百十三条の一 同一の土地について、共有者があり、又は権原に基づき使用及び収益をする者が二人以上ある場合には、これらの者で第三条に規定する資格を有するものは、第五条第二項及び第四項、第十一条、第四十八条第三項から第七項まで（同条第四項及び第六項にあつては、第八十九条第六項及び第九十六条の三第五項において準用する場合を含む。）、第八十五条第二項及び第三項、第八十五条の二第二項及び第三項、第八十九条の二第二項、第三項、第七項及び第八項、第八十七条の二第三項及び第四項、第八十八条第一項及び第二項、第九十六条の二第二項及び第三項並びに第九十六条の三第二項及び第三項の規定の適用については、合わせて一の第三条に規定する資格を有する者とみなす。ただし、これらの者により土地改良区を設立しようとして、又はこれらの者のみが土地改良区の組合員となつている場合には、この限りでない。

2 同一の土地について、所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利が二人以上の者の共有に属する場合には、その共有に属する権利を有する者は、第五十二条第五項前段及び第六項（これらの規定を第五十三条の四第二項（第九十六条の四第一項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）、第八十九条の二第二項（同条第五項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）、第九十六条の四第一項及び第九十九条第二項（第百十一条において準用する場合を含む。）において準用する）及び第百十一条において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）において準用する場合を含む。）、第五十二条第七項（第五十三条の四第二項、第八十九条の二第二項、第九十六条の四第一項及び第九十九条第二項において準用する場合を含む。）において準用する第三十二条、第九十七条第一項から第三項まで（第百十一条において準用する場合を含む。）並びに第三十六条第二項において準用する同条第一項の規定の適用については、当該共有に属する権利ごとに、合わせて一の当該共有に属する権利を有する者とみなす。

3 前二項の場合におけるこの法律の規定の適用についての必要な読替えは、政令で定める。

4 3 第一項又は第二項の規定により一の第三条に規定する資格を有する者とみなされる者又は一の同項に規定する共に属する権利を有する者とみなされる者（第七項において「みなしこうせき者等」という。）は、農林水産省令で定めるところにより、それぞれのうちから代表者一人を選任し、その者の氏名又は名称及び住所を第五条第一項、第八十五条第一項、第八十五条の二第一項若しくは第八十五条の三第三項若しくは第六項の規定により申請をする者（以下この条において「申請者」という。）又は土地改良事業を行う者に通知しなければならない。

5 前項の代表者の権限に加えた制限は、これをもつて、申請者及び土地改良事業を行う者に對抗することができない。

6 第四項の規定により代表者を選任しなければならない場合において、同項の規定による通知がないときは、申請者又は土地改良事業を行う者がこの法律又はこの法律に基く命令、定款若しくは規約の規定によりみなしこうせき者等に対してもする行為は、みなしこうせき者等のうちいずれか一人に對してすることをもつて足りる。

7 第四項の規定により代表者を選任しなければならない場合において、同項の規定による通知がないときは、申請者又は土地改良事業を行う者がこの法律又はこの法律に基く命令、定款若しくは規約の規定によりみなしこうせき者等に対してもする行為は、みなしこうせき者等のうちいずれか一人に對してすることをもつて足りる。

（工事の完了等の場合の公告等）

第百十三条の三 国、都道府県及び市町村以外の土地改良事業（第二条第二項第六号に掲げるものを除く。）を行う者は、土地改良事業の工事（農用地の保全又は利用上必要な施設の管理の事業

については、管理)に着手し、又は工事を伴う土地改良事業につきその工事を完了した場合に、は、遅滞なくその旨を都道府県知事に届け出なければならない。

2 都道府県知事は、前項の規定により土地改良事業の工事の完了に係る届出があつた場合には、遅滞なくその旨を公告しなければならない。

3 農林水産大臣、都道府県知事又は市町村長は、工事を伴う土地改良事業につきその工事を完了する前に、管轄登記所に農林水産省令で定める土地改良事業を行う者は、その土地改良事業の工事に着手

する前に、管轄登記所に農林水産省令で定める事項を届け出なければならない。

2 前項の土地改良事業を行う者は、その土地改良事業の工事に着手し、又はその工事を完了した場合には、遅滞なくその旨を管轄登記所に届け出なければならない。ただし、次の各号に掲げる

場合に、遅滞なくその旨を管轄登記所に届け出なければならない。ただし、次の各号に掲げる

規定の規定により当該土地改良事業の計画に別段の定めをした場合には、当該土地改良事業の工

事を完了した旨の届出に代えて、それぞれ当該各号に掲げる公告をしたときに、遅滞なくその旨

を届け出なければならない。

1 第五十四条第二項ただし書(同条第七項において準用する場合を含む。) 第五十二条の二第二

四項において読み替えて準用する第八条第六項の規定による公告

2 第八十九条の二第十項、第九十六条及び第九十六条の四第一項において準用する第五十四条

第二項ただし書及び同条第七項第八十九条の二第四項において準用する第八十七条第五項の規

定による公告又は第九十六条及び第九十六条の四第一項において準用する第五十二条の二第

四項において読み替えて準用する第八条第六項の規定による公告

(登記の特例) 土地改良事業を行なう者は、その事業を行なうため必要がある場合には、所有者に代

わつて土地の分割又は合併の手続をすることができる。

2 前条第一項の土地改良事業を行なう者は、その土地改良事業の施行に係る地域内に一筆の土地

の一部が編入されている場合には、同項の規定による届出とともに、分割の手続をしなければなら

ない。

第一百五十五条 土地改良事業の施行に係る地域内にある不動産の登記については、政令で特例を定め

ることができる。

(他の登記の停止)

第一百六十六条 第五十四条第四項(第八十九条の二第十項、第九十六条及び第九十六条の四第一項に

おいて準用する場合を含む。以下この条及び第一百三十三条において同じ。)の規定による公告が

あつた後は、土地改良事業の施行に係る地域内にある土地に関しては、その土地改良事業による

登記をした後でなければ他の登記をすることができない。ただし、登記の申請人が確定日付のある

書類により同項の規定による公告前に登記原因の生じたことを証明した場合には、この限りで

ない。

(施行に係る地域を数区に分けた場合)

第一百七十七条 土地改良事業の施行に係る地域を数区に分けた場合には、その各々の区及びその区に

係る土地改良事業は、第五十二条第一項(第九十六条及び第九十六条の四第一項において準用す

る場合を含む。)第五十三条の五第一項(第九十六条及び第九十六条の四第一項において準用す

る場合を含む。)第六十四条(第九十二条及び第九十六条の四第一項において準用する場合を含

む。)第八十九条の二第一項及び第六項、第九十四条の八第一項及び第五項(第九十四条の八の

二第六項において準用する場合を含む。)、第一百十三条の三、第一百十三条の四並びに第一百十四条第

二項の規定並びに第九十六条において準用する第六十三条第三項ただし書の規定の適用については、それぞれ、土地改良事業の施行に係る地域及びその地域に係る土地改良事業とみなす。

(測量、検査又は簿書の閲覧等の手続)

第一百八十八条 次に掲げる者は、土地改良事業に関し土地等の調査をするため必要がある場合には、

あらかじめ土地の占有者に通知して、その必要の限度内において、他人の土地に立ち入つて測量し、又は検査することができる。

一 国、都道府県又は市町村の職員

二 土地改良区又は連合会の役職員

三 農業委員会の委員又は農業委員会の事務に従事する者

四 第九十五条第一項の規定により土地改良事業を行う第三条に規定する資格を有する者又は同項若しくは第一百条第一項の規定により土地改良事業を行う農業協同組合、農業協同組合連合会若しくは農地中間管理機構の役職員

五 第五条第一項、第九十五条第一項若しくは第一百条第一項の認可の申請又は第八十五条第一項前項第四号又は第五号の者が同項の行為をするには、あらかじめ当該土地の所在地の市町村長の許可を受けなければならない。

2 第一项の規定による通知をすることができないか、又は困難である場合には、農林水産省令の第一項の規定により当該土地改良事業の計画に別段の定めをした場合には、当該土地改良事業の工事を完了した旨の届出に代えて、それぞれ当該各号に掲げる公告をしたときに、遅滞なくその旨を届け出なければならない。

1 第五十四条第二項ただし書(同条第七項において準用する場合を含む。) 第五十二条の二第二

四項において読み替えて準用する第八条第六項の規定による公告

2 第八十九条の二第十項、第九十六条及び第九十六条の四第一項において準用する第五十四条

第二項ただし書及び同条第七項第八十九条の二第四項において準用する第八十七条第五項の規

定による公告又は第九十六条及び第九十六条の四第一項において準用する第五十二条の二第

四項において読み替えて準用する第八条第六項の規定による公告

(登記の特例) 土地改良事業を行なう者は、その事業を行なうため必要がある場合には、所有者に代

わつて土地の分割又は合併の手続をすることができる。

2 第一项の場合には、同項第一号から第三号までの者はその身分を示す証票を、同項第四号又は第五号の者は第二項の許可を受けたことを証する書面を携帯し、当該土地の占有者の請求があつたときは、これを呈示しなければならない。

1 第一项の場合には、同項第一号の国、都道府県若しくは市町村、同項第二号の土地改良区若し

くは連合会、同項第三号の農業委員会、同項第四号の土地改良事業を行う第三条に規定する資格を有する者、農業協同組合、農業協同組合連合会若しくは農地中間管理機構又は同項第五号の者

は、同項に掲げる行為によつて通常生ずべき損失を補償しなければならない。

2 第一项各号に掲げる者は、当該事業に關係のある土地を管轄する登記所、漁業免許に関する登

録の所管庁又は市町村の事務所につき、無償でその事業に關し必要な簿書の閲覧若しくは謄写又

はその謄本若しくは登記事項証明書の交付を求めることができる。

(障害物の移転等)

第一百九十九条 国、都道府県、市町村又は土地改良区は、土地改良事業の施行のため必要がある場合

には、その必要の限度内において、その施行に係る地域内にある物件でその事業の障害となるもの

のを移転し、除去し、又は取りこわすことができる。但し、時価によりその損失の全額を補償しなければならぬ。

(急迫の際の使用等)

第一百二十一条 第百十八条第五項、第一百十九条ただし書又は前条ただし書の規定による損失の補償

については、これらの規定により損失を補償すべき者と当該損失を受けた者とが協議しなければならない。

2 前項の規定による協議が成立しない場合には、同項に規定する者の双方又は一方は、政令の定

めるところにより、収用委員会に土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第九十四条第二項の規定による裁決を申請することができる。

(土地改良事業に係る損失補償)

第一百二十二条 土地改良事業を行なう者は、その事業の利害関係人がその事業によつて通常受けるべき

損失を補償しなければならない。

(土地改良事業に係る損失補償)

2 第十条第三項、第四十八条第十一項(第九十五条の一第三項において準用する場合を含む。)、

第八十七条第五項(第八十七条の二第十項、第八十七条の三第七項、第八十七条の四第四項(第九十六条の四第一項において準用する場合を含む。)、第八十八条第六項、第十項、第十三項、第十八項及び第十九項(第九十六条の四第一項において準用する場合を含む。)、第九十六条の二第一

七項並びに第九十六条の三第五項において準用する場合を含む。)、第九十五条第四項、第九十八条第十項又は第九十九条第十二項(第一百条の二第一項(第一百十一条において準用する場合を含む。)及び第一百十二条において準用する場合を含む。)の規定による公告があつた後ににおいて土地の形質を変更し、工作物の新築、改築若しくは修繕をし、又は物件を付加し若しくは増置した場合には、これについての損失は、補償しなくてもよい。ただし、都道府県知事の許可を受けてこれらの方行為をした場合には、この限りでない。

第一百二十三条 土地改良事業を行う者は、換地計画若しくは交換分合計画に定める清算金又は第一百十九条ただし書若しくは前条の規定による補償金を支払う場合において、当該土地、物件又は権利につき先取特権、質権又は抵当権があるときは、その補償金又は清算金(当該権利の及ぶべき額として定められたものに限る。)を供託しなければならない。但し、先取特権、質権又は抵当権を有する者から供託をしなくともよい旨の申出があつた場合には、この限りでない。

2 前項の先取特権、質権又は抵当権を有する者は、同項の規定により供託された補償金又は清算金に対して、その権利を行うことができる。

(一時利用地の指定等の場合の工事の施行)

第一百二十三条の二 第五十三条の五第一項(第九十六条及び第九十六条の四第一項において準用する場合を含む。)若しくは第八十九条の二第六項の規定により一時利用地の指定があつた場合又は第五十三条の六第一項若しくは第二項(これらの規定を第九十六条及び第九十六条の四第一項において準用する場合を含む。)若しくは第八十九条の二第六項若しくは第七項の規定により從前の土地の全部若しくは一部について使用及び収益の停止の処分があつた場合には、これらの処分により使用し及び収益することができる者のなくなつた従前の土地又はその部分については、土地改良事業を行う者(その委任を受けた者を含む。)は、その土地の所有者及び占有者の同意を得ることなく、当該土地改良事業の工事を行うことができる。

第一百二十四条 土地改良事業の施行に係る地域又は土地改良区の地区が二以上の都府県にわたる場合は、この法律に規定する都道府県の事務は、第八十五条から第八十七条までに規定するものを除いて、農林水産大臣が処理する。

(特別区等に対する規定の適用)

第一百二十五条 この法律中市町村又は市町村長に関する規定は、特別区のある地にあつては特別区又は特別区の区長に、地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。)にあつては区(総合区を含む。)に適用する。

2 前項の規定を農業委員会等に関する法律第四十一条第二項の規定により区ごとに農業委員会を置かないとされた指定都市に適用する場合には、前項中「この法律」とあるのは、「この法律(第三条第一項及び第九十七条第一項及び第二項を除く。)」とする。

(都市計画区域の特例)

第一百十五条の二 都道府県知事は、都市計画区域内の土地に係る第二条第二項第二号の土地改良事業(当該事業と他の事業とを一体とした同項第一号の土地改良事業を含む。)に關し、土地改良事業計画又はその変更について審査する場合において、当該土地改良事業が道路その他の公共の用に供する施設を廃止し、変更し、その他都市計画又は現に施行され、若しくは将来施行されるべき土地区画整理事業若しくは住宅街区整備事業に影響を及ぼすおそれがあるときは、当該土地改良事業計画又はその変更について、当該都道府県に設置された都道府県都市計画審議会及び当該土地を施行地区に含む土地区画整理組合又は住宅街区整備組合の意見を聞かなければならぬ。ただし、政令で定める軽微な事項については、この限りでない。

(国の補助)

第一百六十六条 国は、その予算の範囲内において、都道府県に対し、政令で定めるところにより、土地改良事業につき、都道府県が自ら行う場合にあつてはその要する費用の一部を、市町村その

他政令で定める者が行う場合にあつてはその者に対し都道府県が補助する費用の一部を補助する。

第一百二十七条から第一百三十条まで 削除 (権利変動の通知)

第一百三十一条 第五十四条第四項の規定による公告前において土地改良事業の施行に係る地域内にある土地につき権利の設定、移転、変更若しくは消滅又は処分の制限があつたときは、その当事者は、遅滞なくその旨をその土地改良事業を行う者に通知しなければならない。

第六章 監督

(報告の徴収及び検査)

第一百三十二条 農林水産大臣又は都道府県知事は、土地改良区又は第九十五条第一項の規定により土地改良事業を行う第三条に規定する資格を有する者に法令、法令に基づいてする行政庁の処分又は定款、規約、管理規程、利水調整規程、土地改良事業計画、換地計画若しくは交換分合計画を遵守させるために必要があると認めるときは、これらの者からその事業に關し報告を徴し、又はこれらの者の業務若しくは会計の状況を検査することができる。

農林水産大臣は、連合会に法令、法令に基づいてする行政庁の処分又は定款を遵守させると必要があると認めるときは、連合会からその事業に關し報告を徴し、又は連合会の業務若しくは会計の状況を検査することができる。

2 前二項の規定による検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第一項及び第二項の規定による検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

4 第一項及び第二項の規定による検査の権限は、会計の状況を検査することができる。

第一百三十三条 土地改良区の組合員等が、その総数の十分の一以上の同意を得て、その土地改良区の事業又は会計が法令、法令に基づいてする行政庁の処分又は定款、規約、管理規程、利水調整規程、土地改良事業計画、換地計画若しくは交換分合計画に違反する疑いがあることを理由として検査を請求した場合には、都道府県知事は、その土地改良区の事業又は会計の状況を検査しなければならない。

2 前条第三項及び第四項の規定は、前項の規定による検査について準用する。

(違反行為に対する措置)

第一百三十四条 農林水産大臣又は都道府県知事は、第一百三十二条第一項又は前条第一項の規定により報告を徴し、又は検査を行つた場合において、当該土地改良区又は土地改良事業を行う第三条に規定する資格を有する者の業務又は会計が法令、法令に基づいてする行政庁の処分又は定款、規約、管理規程、利水調整規程、土地改良事業計画、換地計画若しくは交換分合計画に違反すると認めるときは、これらの者に對し必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。

2 土地改良区が前項の命令に違反したときは、農林水産大臣又は都道府県知事は、当該土地改良区に対し、期間を指定して、その役員の全部又は一部の改選を命ずることができる。

3 土地改良区が前項の命令に違反したときは、農林水産大臣又は都道府県知事は、同項の命令に係る役員を解任することができる。

第一百三十四条の二 農林水産大臣は、第一百三十二条第二項の規定により報告を徴し、又は検査を行つた場合において、当該連合会の業務又は会計が法令、法令に基づいてする行政庁の処分又は定款に違反すると認めるときは、当該連合会に對し必要な措置を探るべき旨を命ずることができる。

(解散命令)

第一百三十五条 左に掲げる場合には、農林水産大臣又は都道府県知事は、当該土地改良区の解散を命ずることができる。

1 土地改良区が、第十五条に規定する事業以外の事業を行つたとき。

2 土地改良区が、正当な理由がないのに、設立の認可の公告があつた日から一年を経過してもなお総会を招集せず、又は農林水産省令で定める期間以上その事業を停止したとき。

三 土地改良区が、法令に違反した場合において、行政庁が第百三十四条第一項の規定による命令をしたにもかかわらず、これに従わないとき。

2 左に掲げる場合には、農林水産大臣は、当該連合会の解散を命ずることができる。

一 連合会が、第百十一条の九に規定する事業以外の事業を行つたとき。

二 連合会が、法令に違反した場合において、農林水産大臣が前条の規定による命令をしたにもかかわらず、これに従わないとき。
(決議、選挙等の取消し等)

第百三十六条 土地改良区の組合員等が、その总数の十分の一以上の同意を得て、総会、総代会の招集手続若しくは議決の方法又は役員、総代若しくは議員の選挙の方法が法令、法令に基づいてする行政庁の处分又は定款若しくは規約に違反することを理由として、その議決又は選挙若しくは當選決定の日から一月以内に、その議決又は選挙若しくは當選の取消しを請求した場合において、都道府県知事は、その違反の事実があると認めるときは、その決議又は選挙若しくは當選を取り消すことができる。

2 前項の規定は、第五十二条第五項(第五十三条の四第二項(第九十六条の四第一項において準用する場合を含む。)、第八十九条の二第二項(同条第五項において準用する場合を含む。)、第九十六条の四第一項及び第九十九条第二項(第一百条の二第二項(第一百十一条において準用する場合を含む。)及び第一百十一条において準用する場合を含む。)において準用する場合を含む。)の会議に準用する。

(財務大臣との協議)

第百三十六条の二 農林水産大臣は、次に掲げる場合には、あらかじめ、財務大臣に協議しなければならない。

一 第百一条の二十二第一項若しくは第四項又は第一百一条の二十四の規定による認可をしようとするとき。

二 第百十一条の二十五第一号又は第二号の規定による指定をしようとするとき。

(都道府県が処理する連合会に係る事務)

第百三十六条の三 第百十一条の二十八において読み替えて準用する第二十九条の二第四項の規定並びに第百三十二条第二項及び第百三十四条の二の規定による農林水産大臣の権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、都道府県知事が行うこととすることができる。

(権限の委任)

第百三十六条の四 この法律に規定する農林水産大臣の権限は、農林水産省令の定めるところにより、その一部を地方農政局長に委任することができる。

(事務の区分)

第百三十六条の五 第八十五条第八項、第八十五条の二第十項、第八十五条の三第五項及び第十一項並びに第八十五条の四第四項の規定により都道府県が処理することとされている事務(国営土地改良事業に係るものに限る。)並びに第八十九条の規定により都道府県が処理することとされる事務は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

第七章 罰則

第百三十七条 第百九条(第百十一条において準用する場合を含む。)の規定に違反した者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

第百三十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の拘禁刑又は二十万円以下の罰金に処する。

一 第百十八条第一項の規定により國又は都道府県の職員が行う移転、除去又は取壊しを拒み、妨げ、又は忌避した者

二 第百十九条の規定により國又は都道府県の職員が行う測量又は検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

三 第百三十二条第一項又は第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

四 第百三十二条第一項若しくは第二項又は第百三十三条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

第百三十九条 土地改良事業の施行に関する設けた標識を移転し、汚損し、き損し、又は除去した者は、二十万円以下の罰金に処する。

第一百四十条 土地改良区の役員若しくは総代(法人を除き、総代たる法人の業務を執行する役員を含む。以下この条において同じ。)又は土地改良区連合の役員若しくは議員(法人を除き、議員たる法人の業務を執行する役員を含む。以下この条において同じ。)が、その職務に関して賄賂を收受し、又は要求し、若しくは約束したときは、三年以下の拘禁刑に処する。よつて不正の行為をして、又は相当の行為をしないときは、七年以下の拘禁刑に処する。

2 前項に掲げる役員、総代又は議員であつた者がその在職中に請託を受けて職務上不正な行為をして、又は相当の行為をしなかつたことに関し賄賂を收受し、要求し、又は約束したときは、三年以下の拘禁刑に処する。

3 第一項に掲げる役員、総代又は議員がその職務に関して請託を受けて第三者に賄賂を供与させ、又はその供与を約束したときは、三年以下の拘禁刑に処する。

2 前項の罪を犯した者は、三年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

第一百四十二条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関する法律第七十五条第二項の規定若しくは地方自治法第二百六十条の九の規定により選任された理事の職務を行うべき者若しくは仮代表者を含む。)は、百万円以下の過料に處する。

1 第七十六条の二第一項、同条第二項若しくは第三項(これらの規定を第七十六条の十六において準用する場合を含む。)、第七十六条の二第四項又は第七十六条の十二の規定に違反して第七十六条の二第一項又は第七十六条の十二第一項に規定する組織変更の手続をしたとき。

2 第七十六条の三第二項(第七十六条の十六において準用する場合を含む。)の規定による公告若しくは催告をすることを怠り、又は不正の公告若しくは催告をしたとき。

3 第七十六条の七第一項の規定による登記をすることを怠つたとき。

4 第七十六条の八第一項(第七十六条の十六において準用する場合を含む。)の規定に違反して、書面若しくは電磁的記録を備えて置かず、その書面若しくは電磁的記録に記載し、若しくは記録すべき事項を記載せず、若しくは記録せず、又は虚偽の記載若しくは記録をしたとき。

5 第七十六条の八第二項(第七十六条の十六において準用する場合を含む。以下この号において同じ。)の規定に違反して、正当な理由がないのに、同項各号に掲げる請求を拒んだとき。

二 第七十六条の三第二項(第七十六条の十六において準用する場合を含む。)の規定による公告若しくは監事又は清算人は、二十万円以下の過料に処する。

1 第十五条又は第百十一条の九に規定する事業以外の事業を営んだとき。

2 第十八条第六項又は第八十二条第四項の規定に違反してこれららの規定に該当する者に該当する者を監事に選任しなかつたとき。

3 第二十条(第百十一条の二十八において準用する場合を含む。)の規定に違反したとき。

4 第二十四条第一項の規定に違反して通知することを怠り、又は不正の通知をしたとき。

5 第二十四条第六項又は第八十二条第四項の規定に違反してこれららの規定に違反したとき。

二 第二十四条第二項若しくは第四項又は第二十五条第一項、第二十六条第一項若しくは第二十七条(これらの規定を第百十一条の二十八において準用する場合を含む。)の規定に違反したとき。

六 第二十九条第一項（第一百一一条の二十八において準用する場合を含む。）の規定に違反して書簿を備えず、若しくは保存せず、又は第二十九条第三項の規定による農林水産省令に違反してその書簿に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をしたとき。
七 第二十九条第四項（第一百一一条の二十八において準用する場合を含む。）の規定に違反して書簿の閲覧を拒んだとき。

八 八
第四十条第一項の規定に違反したとき。
第六十九条又は第七十一条（これらの規定を第一百十一条の二十八において準用する場合を含

む。)の書類又は電磁的記録に記載し、若しくは記録すべき事項を記載せず、若しくは記録せず、又は虚偽の記載若しくは記録をしたとき。

十 第六十九条の二第一項（第一百十一条の二十八において準用する場合を含む。）の期間内に債権者に弁済をしたとき。

十一 第七十一条（第一百十一条の二十八において準用する場合を含む。）の規定に違反して土地改良区の残余財産を分配したとき。

十二 第百十一条の二十二第一項若しくは第四項又は第百十二条の二十四の規定により農林水産大臣の認可を受けなければならない場合において、その認可を受けなかつたとき。

第百十一条の二十五の規定に違反して業務上の余裕金を運用したとき。
第百三十四条又は第百三十四条の二の規定による命令に違反したとき。

十五 この法律の規定による公告（第七十六条の三第二項、第七十六条の十六において準用する場合を含む。）の規定による公告を除く。）をせず、又は不正の公告をしたとき。

十六　この法律の規定による登記（第七十六条の七第一項の規定による登記を除く。）をする」とを怠つたとき。

第一百四十五条 第九十四条の八の一第四項又は第五項の規定に違反した農地中間管理機構の役員は、二十万円以下の過料に処する。

第一百四十六条 第十四条第二項、第七十八条第一項又は第一百十一条の六第二項の規定に違反した者は、十万円以下の過料に処する。

附 則
この法律施行の期日は、公布の日から起算して六十日をこえない期間内において政令で定め

國は、当分の間、都道府県に対し、第一百二十六条の規定により國がその費用について補助する。

土地改良事業で日本電信電話株式会社の株式の売却収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第八十六号）。以下「社会資本整備特別措置法」という。）第

二条第一項第二号に該当するものにつき、都道府県が自ら行う場合にあつてはその要する費用に充てる資金について、市町村その他政令で定める者が行う場合にあつてはその者に対し都道府県

が補助する費用に充てる資金について、予算の範囲内において、第百二十六条の規定（この規定による国の補助の割合について、この規定と異なる定めをした法令の規定がある場合には、当該

異なる定めをした法令の規定を含む。以下同じ。)により国が補助する金額に相当する金額を無利子で貸し付けることができる。

国は、当分の間、都道府県に対し、農業集落排水施設整備事業その他土地改良施設の機能を補完し又はその適正な管理を確保するために必要な施設等を整備する事業のうち土地改良事業と併

せて行うもので社会資本整備特別措置法第二条第一項第一号に該当するものにつき、都道府県が自ら行う場合にあつてはその要する費用に充てる資金の一部を、市町村その他政令で定める者が

行う場合にあつてはその者に対し都道府県が補助する費用に充てる資金の全部又は一部を、予算の範用内において、無利子で貸し付けることができる。

前二項の国の貸付金の償還期間は、五年（二年以内の据置期間を含む。）以内で政令で定める期間とする。

前項に定めるもののほか、附則第二項及び第三項の規定による貸付金の償還方法、償還期限の繰上げその他償還に関し必要な事項は、政令で定める。

業会議が成立した場合には、当該都道府県の知事がした指示、裁決、認可その他の処分とみなす。

改正前の土地改良法の規定に基いて都道府県農業委員会に対してした指示の請求、訴願又は認可の申請であつてその都道府県農業委員会の置かれていた都道府県の区域を地区とする都道府県農業会議が成立した際現に手続中のものは、当該都道府県の知事に対してした指示の請求、訴願又は認可の申請とみなす。

附 則（昭和三一年六月一二日法律第一四八号）

1 この法律は、地方自治法の一部を改正する法律（昭和三十一年法律第百四十七号）の施行の日から施行する。

2 この法律の施行の際海区漁業調整委員会の委員又は農業委員会の委員の職にある者の兼業禁止及びこの法律の施行に伴う都道府県又は都道府県知事若しくは都道府県の委員会その他の機関が処理し、又は管理し、及び執行している事務の地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）又は指定都市の市長若しくは委員会その他の機関への引継に關し必要な経過措置は、それぞれ地方自治法の一部を改正する法律（昭和三十一年法律第百四十七号）附則第四項及び第九項から第十五項までに定めるところによる。

附 則（昭和三一年四月二〇日法律第六九号）抄

1 この法律の施行期日は、公布の日から起算して九十日をこえない範囲内において政令で定める。ただし、土地改良法第八十八条の二及び第九十四条第一項の改正規定並びに附則第十二項から第十五項までの規定（以下「土地改良財産関係規定」という。）は、公布の日から施行する。

2 土地改良法第八十七条の二第一項の規定により国が行う同項第二号の事業によつて土地改良財産関係規定の施行後生ずべき土地で、土地改良財産関係規定の施行前に当該土地を含む地区につき農地法第六十二条第三項の規定による公示があつたもの

3 土地改良財産関係規定の施行の際現に農地法第七十八条第一項の規定により農林大臣が管理する土地及び権利で国が土地改良法第八十七条の二第一項の規定により行う同項第二号の事業のために取得したもの（土地改良財産関係規定の施行前に、当該土地を含む地区につき農地法第六十二条第三項の規定による公示があつた土地を除く。）については、これらを土地改良法第九十四条第一項第三号（この法律の施行後においては、第九十四条第三号）の土地及び権利とみなし、同条の規定により農林水産大臣が管理し、及び処分するものとする。

4 土地改良法第九十四条の八第一項の土地区画整理事業をたてないことを相当と認めるものは、政令で定める場合を除き、買取前の所有者又はその一般承継人に売り払わなければならない。この場合において、その売払いの対価は、国有農地等の売払いに関する特別措置法（昭和四十六年法律第五十号）第二条の規定の例によるものとする。

附 則（昭和三一年四月二〇日法律第七二号）抄

1 この法律は、昭和三十二年七月二十日から施行する。ただし、第三条の改正規定並びに次項、第三項、第五項、第六項、第九項及び第十一項の規定は、公布の日から施行する。

附 則（昭和三四年四月二〇日法律第一四八号）抄

（施行期日）

1 この法律は、国税徵収法（昭和三十四年法律第百四十七号）の施行の日から施行する。

（公課の先取特權の順位の改正に関する経過措置）

7 第二章の規定による改正後の各法令（徵収金の先取特權の順位に係る部分に限る。）の規定は、この法律の施行後に国税徵収法第二条第十二号に規定する強制換価手続による配当手続が開始さ

れる場合について適用し、この法律の施行前に当該配当手続が開始されている場合における当該法令の規定に規定する徵収金の先取特權の順位については、なお従前の例による。

附 則（昭和三五年三月三一日法律第一四六号）抄

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して九十日をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（昭和三七年五月一日法律第一二七号）抄

1 この法律は、公布の日から起算して九十日をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（昭和三七年五月一日法律第一二六号）抄

1 この法律は、公布の日から起算して九十日をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（昭和三七年五月一日法律第一四〇号）抄

1 この法律は、昭和三十七年十月一日から施行する。

附 則（昭和三七年五月一日法律第一四〇号）抄

1 この法律は、公布の日から起算して九十日をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（昭和三七年五月一日法律第一一六一号）抄

1 この法律は、昭和三十七年十月一日から施行する。

附 則（昭和三七年九月一五日法律第一一六一号）抄

1 この法律は、昭和三十七年十月一日から施行する。

附 則（昭和三七年九月一五日法律第一一六一号）抄

1 この法律による改正後の規定は、この附則に特別の定めがある場合を除き、この法律の施行前にされた行政手続の処分、この法律の施行前にされた申請に係る行政手続の不作為その他この法律の施行前に生じた事項についても適用する。ただし、この法律による改正前の規定によつて生じた

効力を妨げない。

附 則（昭和三七年九月一五日法律第一一六一号）抄

1 この法律の施行前に提起された訴願、審査の請求、異議の申立てその他の不服申立て（以下「訴願等」という。）については、この法律の施行後も、なお従前の例による。この法律の施行前にされた訴願等の裁決、決定その他の処分（以下「裁決等」という。）又はこの法律の施行前に提起された訴願等につきこの法律の施行後にされる裁決等にさらに不服がある場合の訴願等につ

いても、同様とする。

第三項の規定によりこの法律の施行後にされる審査の請求、異議の申立てその他の不服申立ての裁決等については、行政不服審査法による不服申立てをすることができない。

この法律の施行前にされた行政手続で、この法律による改正前の規定により訴願等をすることができるものとされ、かつ、その提起期間が定められていなかつたものについて、行政不服審査法による不服申立てをすることができる期間は、この法律の施行の日から起算する。

この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

前八項に定めるもののほか、この法律の施行に関する必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（昭和三八年六月八日法律第九九号）抄

（施行期日及び適用区分）

第一条 この法律中目次の改正規定（第三編第四章の次に一章を加える部分に限る。）、第一条の二の改正規定、第二条第三項第八号の改正規定、第一百六十三條の二の次に一条を加える改正規定、第三編第四章の次に一章を加える改正規定、附則第二十条の二の次に一条を加える改正規定及び別表の改正規定並びに附則第十五条から附則第十八条まで、附則第二十四条（地方開発事業團に係る会計の区分、予算の調製及び議決、継続費、繰越明許費、債務負担行為、予算の内容、歳入歳出予算の区分、予備費、補正予算及び暫定予算、地方債並びに一時借入金に関する改正規定並びに附則第四条、附則第五条第一項、第二項及び第四項、附則第六条第一項並びに附則第八条の規定（以下「財務以外の改正規定等」という。）は公布の日から、普通地方公共団体並びに附則第二条、附則第三条、附則第五条第三項、附則第六条第二項及び第三項、附則第七条（地方開発事業團に係る部分を除く。）、附則第二十五条（地方開発事業團に関する部分を除く。）並びに附則第二十六条から附則第三十四条までの規定は同年四月一日から施行する。

附 則（昭和三九年六月二日法律第九四号）抄

1 この法律は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

2 この法律の施行前にした改正前の土地改良法（以下「旧法」という。）の規定による設立の認可の申請に係る土地改良区の設立については、なお従前の例による。

3 この法律の施行前にした旧法第八十五条第一項の規定による申請に係る土地改良事業の開始の手続については、なお従前の例による。

4 この法律の施行前に旧法第八十七条の二第一項の規定によりその土地改良事業計画を定めた土地改良事業の開始の手続及びその土地改良事業計画の変更の手続については、なお従前の例によること。

5 この法律の施行前にした旧法第八十七条の二第三項の規定による公告に係る土地改良事業の開始の手續については、なお従前の例による。

6 この法律の施行前に旧法第九十五条第一項又は第九十六条の二第一項の認可の申請に係る土地改良事業計画の変更の手續については、なお従前の例による。

7 土地改良事業計画の変更若しくは土地改良事業の廃止の認可の申請又は土地改良区に係る新たな土地改良事業の施行の認可の申請で、この法律の施行前に旧法の規定によつしたものに係る当該土地改良事業計画の変更若しくは土地改良事業の廃止又はその新たな土地改良事業の開始の手続については、なお従前の例による。

8 次の各号に掲げる土地改良事業についての当該各号に掲げる地域内にある土地に係る土地改良事業に参加する資格については、なお従前の例による。

9 一 旧法第二条第二項第三号の事業のうち、農地（同条第一項の農地をいう。）以外の農用地（改正後の土地改良法（以下「新法」という。）第二条第一項の農用地をいう。）の開田開畠の工事

を内容とし、又は内容の一部に含むもの（以下「農用地開田開畠事業」という。）であつて、この法律の施行の際現に施行中のもの（現に着手されていなくても、その時までに旧法によるその開始に係る手続（土地改良区にあつては、設立の手続を含む。）が完了して、適法に当該事業に着手できる状態にあるものを含む。）

この法律の施行の際におけるその農用地開田開畠事業の施行に係る地域（この法律の施行の際現に旧法の規定により当該事業の施行に係る地域の拡張に係る土地改良事業計画の変更の認可の申請がされている場合（国営土地改良事業及び都道府県営土地改良事業にあつては、この法律の施行前に当該拡張に係る土地改良事業計画の変更につき旧法第八十七条の三第一項の規定による公告があつた場合）において、その申請に係る認可をした旨の旧法の規定による公告があつたとき（国営土地改良事業及び都道府県営土地改良事業にあつては、農林大臣又は都道府県知事がその旧法第八十七条の三第一項の規定による公告に係る土地改良事業計画の変更の手続が完了する日として一定の日を指定したとき）は、その認可に係る公告の時（国営土地改良事業及び都道府県営土地改良事業にあつては、その指定する一定の日）における当該拡張後のその事業の施行に係る地域）

二 この法律の施行の際現に農用地開田開畠事業の施行を目的とし、又は目的の一部に含む土地改良区の設立につき旧法の規定による認可の申請がされている場合において、その認可に係る土地改良区がその成立後に行なう当該申請に係る農用地開田開畠事業

三 その土地改良区の成立の時における当該農用地開田開畠事業の施行に係る地域

四 この法律の施行の際現に農用地開田開畠事業を内容とし、又は内容の一部に含む土地改良事業の開始につき旧法第八十五条第一項、第九十五条第一項又は第九十六条の二第一項の認可の申請がされている場合において、その申請をした者がその認可後に行なう当該申請に係る農用地開田開畠事業

五 その認可をした旨の旧法の規定による公告のある時における当該農用地開田開畠事業の施行に係る地域

四 この法律の施行の際現に農用地開田開畠事業を内容とし、又は内容の一部に含む土地改良事業の開始につき旧法第八十五条第一項の規定による申請がされている場合において、国又は都道府県がその申請に基づいて行なう当該農用地開田開畠事業

その農用地開田開畠事業の開始の手続が完了する日として農林大臣又は都道府県知事が指定する日における当該農用地開田開畠事業の施行に係る地域

五 附則第七項の規定によりその手続について従前の例によるものとされる土地改良事業計画の変更（土地改良区の行なう土地改良事業に係るものに限る。）又は新たな土地改良事業の施行であつて、その変更又は新たな施行により当該土地改良区の地区として新たに土地を編入すべきこととなるものに係る当該土地改良区の定款の変更の手續については、なお従前の例による。

この法律の施行前にした旧法第五十一条第一項（旧法第九十六条三条及び第九十六条の三において準用する場合を含む。）の規定による一時利用地の指定、その指定の効果、その指定による損失の補償及びその指定による受益者からの金銭の徴収並びにその一時利用地の指定のあつた土地改良事業に係る換地計画の作成及び決定、その換地計画に係る換地処分の効果及び清算金並びにその換地計画に係る土地及び建物についての登記については、なお従前の例による。

この法律の施行前にした旧法第五十二条第一項（旧法第九十六条及び第九十六条の三において準用する場合を含む。）の認可の申請に係る換地計画（前項の換地計画を除く。）の作成及び決定、その換地計画に係る換地処分の効果及び清算金並びにその換地計画に係る土地及び建物についての登記については、なお従前の例による。

この法律の施行前に旧法第五十二条第八項（旧法第九十六条の三において準用する場合を含む。）の規定による公告のあつた換地計画に係る土地改良事業についての旧法第六十条、第六十一条第一項、第六十二条第一項又は第六十三条第三項（これらの規定を旧法第九十六条の三において準用する場合を含む。）の規定による賃貸借の解除、地上権若しくは永小作権の放棄、地役

権の放棄若しくは設定又は賃貸借料、地代、小作料若しくは地役の対価の減額、払戻し若しくは増額の請求の期限については、なお従前の例による。

旧法第七条第一項又は第三十条第二項の規定による新設合併に係る設立の認可の申請又は吸收

合併に係る定款の変更の認可の申請で、この法律の施行前にしたものに係る土地改良区の合併につい

ては、なお従前の例による。

この法律の施行前にした旧法第八十七条の二第三項の規定による公告に係る土地改良事業で、

新法第八十七条の二第一項第三号の事業に該当しないものは、附則に特別の定めのある場合を除

き、同項の規定により行なう同号の事業とみなす。

この法律の施行前に、国が、その事業に要する費用の一部につき、その全部又は一部を旧法第

十九条第一項の規定により負担させた国営土地改良事業に係る当該負担金の負担及び徵収につい

ては、なお従前の例による。

新法第九十条の二の規定は、新法第九十四条の八第三項の配分通知書でこの法律の施行後同項の規定により交付されるものに記載する埋立予定地につき造成される埋立地又は干拓地について

適用する。

この法律の施行前に、都道府県が、その事業に要する費用につき、その全部又は一部を旧法第

九十五条の規定により地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百二十四条の分担金とし

て徵収する处分をした都道府県営土地改良事業に係る当該分担金の徵収については、なお従前の

規定により交付されるものに記載する埋立予定地につき造成される埋立地又は干拓地について

適用する。

この法律の施行前に、市町村が、その事業に要する経費に充てるためその全部又は一部につき

旧法第九十六条の三において準用する旧法第三十六条第一項の規定により賦課徵収の処分をした

市町村の行なう土地改良事業に係る旧法第九十六条の三において準用する旧法第三十六条第一項

の規定による金銭、夫役又は現品の賦課徵収については、なお従前の例による。

この法律の施行前にした旧法第八十五条第一項の規定による申請に係る土地改良事業、この法

律の施行前に旧法第八十七条の二第一項の規定によりその土地改良事業計画を定めた土地改良事

業又はこの法律の施行前にした同条第三項の規定による公告に係る土地改良事業によつて生じた

土地改良施設（新法第五十七条の土地改良施設をいう。）についての管理の委託については、新

法第九十四条の六第二項（新法第九十四条の十において準用する場合を含む。）の規定は、適用

しない。

この法律の施行前にした旧法第九十八条第一項（旧法第一百十一条において準用する場合を含

む。）の規定による公告又は旧法第九十九条第一項若しくは第一百条第一項（これらの規定を旧法

第一百十一条において準用する場合を含む。）の認可の申請に係る交換分合計画の決定手続及び定

め方、その交換分合計画に係る交換分合の効果及び清算金、その交換分合計画において定める農

地その他の土地又は農業用施設の形質の変更並びにその交換分合計画に係る土地等で旧自作農創

設特別措置法（昭和二十一年法律第四十三号）等により売り渡されたものについての特例については、なお従前の例による。

この法律は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行す

る。

附 則（昭和四三年六月一五日法律第一〇一号）抄

この法律（第一条を除く。）は、新法の施行の日から施行する。

附 則（昭和四五年三月二八日法律第八号）抄

（施行期日）

この法律は、昭和四十五年五月一日から施行する。

附 則（昭和四五年四月一一日法律第一三号）抄

（施行期日）

この法律は、公布の日から起算して六月をかねない範囲内において政令で定める日から施行す

る。

（農地法等の一部改正に伴う経過措置）

第三条 第五条、第八条、第二十一条及び第二十二条の規定による改正後の次に掲げる法律の規定は、施行日以後に発せられる督促状によりその計算の基礎となる滞納額の納付期限が指定される

これらの規定に規定する延滞金の額の計算について適用し、施行日前に発せられた当該督促状に係る延滞金の額の計算については、なお従前の例による。

一及び二 略

三 土地改良法第九十条の二第五項

附 則（昭和四五年五月一五日法律第六号）抄

（施行期日）

この法律は、公布の日から起算して一年をこえない範囲内において政令で定める日から施行す

る。

附 則（昭和四七年五月二十四日法律第三七号）抄

（施行期日）

この法律は、公布の日から起算して六年をこえない範囲内において政令で定める日から施行す

る。

（土地改良区の設立等に関する経過措置）

この法律の施行前にした改正前の土地改良法（以下「旧法」という。）第五条第二項の規定に

よる公告に係る土地改良区の設立については、なお従前の例による。

この法律の施行前にした旧法第八十五条第二項、第八十七条の二第三項、第九十五条第二項又

は第九十六条の二第二項の規定による公告に係る土地改良事業の開始の手続については、なお従

前の例による。

この法律の施行前にした旧法第四十八条第三項、第八十七条の三第一項、第九十五条の二第二

項又は第九十六条の三第二項の規定による公告に係る土地改良事業計画の変更、土地改良事業の

廃止又は土地改良区に係る新たな土地改良事業の開始の手続については、なお従前の例による。

（特別徵収金に関する経過措置）

この法律の施行前に旧法により開始の手続が完了した土地改良事業若しくはこの法律の施行前

に旧法により設立の手続を完了した土地改良区がその設立に際し施行することを目的とする土地

改良事業又は附則第二項の規定により従前の例によつて設立される土地改良区がその設立に際し

施行することを目的とする土地改良事業若しくは前三項の規定によりその開始の手続について従

前の例によるものとされる土地改良事業（これらの土地改良事業のうち国が行なう埋立又は干

拓（公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）により行なうもののその他國の所有に属する土地

について行なうものに限る。）を除く。）に於ては、改正後の土地改良法（以下「新法」とい

う。）第三十六条の二第一項（新法第九十六条の四において準用する場合を含む。）及び第二項、

第九十条の二並びに第九十一条の二の規定は、適用しない。

この法律の施行前に旧法第九十四条の八第三項の規定により交付された配分通知書に記載され

た埋立予定地につき造成される埋立地又は干拓地に係る特別徵収金については、新法第九十条の

二の規定にかかるらず、なお従前の例による。

（換地に関する経過措置）

この法律の施行前にした旧法第五十二条第一項の認可の申請に係る換地計画で、この法律の施

行の際にこれに対する認可又は不認可の処分がされていないものの処理については、なお従前

の例による。

旧法第五十三条の三第一項（旧法第八十九条の二第三項、第九十六条及び第九十七条の四にお

いて準用する場合を含む。）の規定により前項に規定する換地計画において定められた換地の取

得については、なお従前の例による。

この法律の施行の日から起算して二年を経過する日までの間に換地計画を定め、又は変更する

場合には、新法第五十二条第四項（新法第五十三条の四第二項（新法第九十六条において準用す

る場合を含む。）及び第九十六条において準用する場合を含む。）の規定にかかるらず、新法第五

十二条第四項に規定する者の意見をきかなくてもよい。

第三条 平成四年三月三十一日以前に、国が、その事業に要する費用の一部につき、その全部又は一部を旧土地改良法第九十条第一項の規定により負担させた國營土地改良事業に係る当該負担金の負担及び徴収については、なお従前の例による。

第四条 平成四年三月三十一日以前に、都道府県が、その事業に要する費用につき、その全部若しくは一部を旧土地改良法第九十一条第一項若しくは同条第四項において準用する旧土地改良法第九十条第四項の規定により地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百二十四条の分担金として徴収する処分をし、又は旧土地改良法第九十一条第二項の規定により負担された都道府県營土地改良事業に係る当該分担金の徴収又は当該負担金の負担及び徴収については、なお従前の例による。

2 前項の規定によりその負担及び徴収につきなお従前の例によるものとされた負担金に係る土地についての特別徴収金の徴収については、なお従前の例による。

第五条 平成四年三月三十一日以後に、都道府県が、その事業に要する費用につき、その全部若しくは一部を旧土地改良法第九十一条第一項若しくは同条第四項において準用する旧土地改良法第九十条第四項の規定により地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百二十四条の分担金として徴収する処分をし、又は旧土地改良法第九十一条第二項の規定により負担された都道府県營土地改良事業に係る当該分担金の徴収又は当該負担金の負担及び徴収については、なお従前の例による。

2 前項の規定によりその負担及び徴収につきなお従前の例によるものとされた分担金又は負担金に係る土地についての特別徴収金の徴収については、なお従前の例による。

第六条 前項の規定によりその負担及び徴収につきなお従前の例によるものとされた分担金又は負担金に係る土地についての特別徴収金の徴収については、なお従前の例による。

第七条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第八条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定め

(施行期日) **附 則** **(平成五年六月一六日法律第七〇号)** 抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(土地改良法の一部改正に伴う経過措置)

第四条 この法律の施行の際現に旧農地保有合理化法人が参加している土地改良事業について当該旧農地保有合理化法人が参加している土地改良事業の実施及びこの法律の施行の際現に旧農地保有合理化法人が参加している土地改良事業に係る事項については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第五条 この法律の施行前にした行為及びこの法律の施行後にした行為であつて附則第三条第二項又は前条の規定により従前の例によることとされるものに対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第十二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 **(平成五年一一月一二日法律第八九号)** 抄

(施行期日) **第一条** この法律は、行政手続法（平成五年法律第八十八号）の施行の日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

第一条 この法律は、行政手続法（平成五年法律第八十八号）の施行の日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

第二条 この法律の施行前に法令に基づき審議会その他の合議制の機関に対し行政手続法第十三条に規定する聽聞又は弁明の機会の付与の手続その他の意見陳述のための手続に相当する手続を執るべきことの諮問その他の求めがされた場合においては、当該諮問その他の求めに係る不利益処分の手続に関しては、この法律による改正後の関係法律の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第十三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第十四条 この法律の施行前に法律の規定により行われた聽聞、聽問若しくは聴聞会（不利益処分に係るもの）又はこれらのための手続は、この法律による改正後の関係法律の相当規定により行われたものとみなす。

(政令への委任)

第十五条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に關して必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 **(平成六年一一月一一日法律第九七号)** 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(土地改良法の一部改正に伴う経過措置)

第十一条 第十二条の規定の施行の際現に同条の規定による改正前の土地改良法第二十九条第一項た
だし書の規定による承認を得ている者は、当該承認に係る事項につき、第十二条の規定による改
正後の土地改良法第二十九条第二項の規定による公告を行つたものとみなす。

(罰則に関する経過措置)

第二十条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定）の施行前にした行為
並びに附則第二条、第四条、第七条第二項、第八条、第十一条、第十二条第二項、第十三条及び
第十五条第四項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における第一条、第四条、第
八条、第九条、第十三条、第二十七条、第二十八条及び第三十条の規定の施行後にした行為に對
する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第二十一条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に關して必要となる経
過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則 **(平成一一年七月一六日法律第八七号)** 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該
各号に定める日から施行する。

第一条 第二条中地方自治法第二百五十条の次に五条、節名並びに二款及び款名を加える改正規定
（同法第二百五十条の九第一項に係る部分（両議院の同意を得ることに係る部分に限る。）に限
る。）、第四十条中自然公園法附則第九項及び第十項の改正規定（同法附則第十項に係る部分に
限る。）、第二百四十四条の規定（農業改良助長法第十四条の三の改正規定に係る部分を除く。）
並びに第四百七十二条の規定（市町村の合併の特例に關する法律第六条、第八条及び第十七条
の改正規定に係る部分を除く。）並びに附則第七条、第十条、第十二条、第五十九条ただし書、
第六十条第四項及び第五項、第七十三条、第七十七条、第一百五十七条第四項から第六項まで、
第一百六十条、第一百六十三条、第一百六十四条並びに第一百二条の規定 公布の日

(土地改良法の一部改正に伴う経過措置)

第七十九条 施行日前に第二百四十七条の規定による改正前の土地改良法（以下この条において
「旧土地改良法」という。）第九十六条の二第一項若しくは第九十六条の三第一項の規定によりさ
れた認可又はこの法律の施行の際現にこれららの規定によりされている認可の申請は、それぞれ第
二百四十七条の規定による改正後の土地改良法（以下この条において「新土地改良法」という。）
第九十六条の二第一項又は第九十六条の三第一項の規定によりされた同意又は協議の申出とみな
す。

2 施行日前に旧土地改良法第九十六条の四において読み替えて準用する旧土地改良法第四十九条
第一項の規定によりされた認可又はこの法律の施行の際現に同項の規定によりされている認可の
申請は、それぞれ新土地改良法第九十六条の四において読み替えて準用する新土地改良法第四十
九条第一項の規定によりされた同意又は協議の申出とみなす。

3 施行日前に旧土地改良法第九十六条の四において読み替えて準用する旧土地改良法第五十七条
の二第一項又は第三項の規定による認可を受けた管理規程は、新土地改良法第九十六条の四にお
いて読み替えて準用する新土地改良法第五十七条の二第一項又は第三項の規定による協議を行つ
た管理規程とみなす。

4 この法律の施行の際現に旧土地改良法第九十六条の四において読み替えて準用する旧土地改良法第五
十七条の二第一項又は第三項の規定によりされている認可の申請は、新土地改良法第九十
九条第一項の規定によりされた同意又は協議の申出とみなす。

六条の四において読み替えて準用する新土地改良法第五十七条の二第一項又は第三項の規定によりされた協議の申出とみなす。

(国等の事務) この法律による改正前のそれぞれの法律に規定するもののほか、この法律の施行前に地方公共団体の機関が法律又はこれに基づく政令により管理し又は執行する國、他の地方公共団体その他公共団体の事務（附則第六十一条において「国等の事務」という。）は、この法律の施行後は、地方公共団体が法律又はこれに基づく政令により当該地方公共団体の事務として処理するものとする。

(处分、申請等に関する経過措置)

第一百六十条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条及び附則第六十三条において同じ。）の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の処分その他の行為（以下この条において「処分等の行為」という。）又はこの法律の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定によりされている許可等の申請その他の行為（以下この条において「申請等の行為」という。）で、この法律の施行の日ににおいてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、附則第二条から前条までの規定又は改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の経過措置に関する規定に定めるものを除き、この法律の施行の日以後における改正後のそれぞれの法律の適用については、改正後のそれぞれの法律の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定により国又は地方公共団体の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、これを、改正後のそれぞれの法律の相当規定により国又は地方公共団体の相当の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項についてその手續がされていないものとみなして、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。

2 告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、これを、改正後のそれぞれの法律の相当規定により国又は地方公共団体の相当の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項についてその手續がされていないものとみなして、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。

第一百六十二条 施行日前にされた国等の事務に係る処分であつて、当該処分をした行政庁（以下この条において「処分庁」という。）に施行日前に行不服審査法に規定する上級行政庁（以下この条において「上級行政庁」という。）があつたものについての同法による不服申立てについては、施行日以後においても、当該処分庁に引き続き上級行政庁があるものとみなして、行政不服審査法の規定を適用する。この場合において、当該処分庁の上級行政庁とみなされる行政庁とする。

施行日前に当該処分庁の上級行政庁であった行政庁とする。

前項の場合において、上級行政庁とみなされる行政庁が地方公共団体の機関であるときは、当該機関が行政不服審査法の規定により処理することとされる事務は、新地方自治法第二条第九項（手数料に関する経過措置）

第一百六十三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第一百六十四条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

第二百五十条 新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務については、できる限り新たに設けることのないようになるとともに、新地方自治法別表第一に掲げるもの及び新（検討）

地方自治法に基づく政令に示すものについては、地方分権を推進する観点から検討を加え、適宜、適切な見直しを行うものとする。

第二百五十五条 政府は、地方公共団体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できるよう、国と地方公共団体との役割分担に応じた地方税財源の充実確保の方途について、経済情勢の推移等を勘案しつつ検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 则（平成一一年七月一六日法律第一〇六号）抄

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附 则（平成一一年一二月二二日法律第一六〇号）抄

第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。

附 则（平成一一年一二月二二日法律第一六〇号）抄

第一条 民法の一部を改正する法律（平成十一年法律第四十九号）附則第三条第三項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者及びその保佐人に関するこの法律による改正規定の適用については、次に掲げる改正規定を除き、なお従前の例による。

一から二十五まで 略

第四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 则（平成一一年一二月六日法律第一四三号）抄

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第九百九十五条（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。）、第千三百五条、第千三百六条、第千三百二十四条第二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定 公布の日

附 则（平成一一年一二月六日法律第一四三号）抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 则（平成一三年六月二九日法律第八二号）抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 则（平成一三年六月二九日法律第八二号）抄

(市町村長との協議に関する経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の土地改良法（以下「旧法」という。）第五条第三項（旧法第四十八条第九項、第八十五条第五項、第八十五条の三第四項（同条第十項において準用する場合を含む。）、第九十五条第三項及び第九十五条の二第三項において準用する場合を含む。）又は第八十五条の四第二項の規定による意見の聴取は、それぞれ、この法律による改正後の土地改良法（以下「新法」という。）第五条第三項（新法第四十八条第九項、第八十五条第五項、第八十五条の三第四項及び第十項、第九十五条第三項並びに第九十五条の二第三項において準用する場合を含む。）又は第八十五条の四第一項の規定によりされた協議とみなす。

(意見書の提出に係る公告等に関する経過措置)

第三条 前条の規定により、新法の規定によりされた協議とみなされる旧法第八十五条第五項若しくは第八十五条の三第四項（同条第十項において準用する場合を含む。）において準用する旧法第五条第三項の規定又は旧法第八十五条の四第二項の規定による意見の聴取に係る土地改良事業の開始の手続については、新法第八十五条第六項（新法第八十五条の三第四項及び第十項並びに第八十五条の四第三項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定は、適用しない。

第一条 (施行期日) この

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定め
る日から施行する。

法別表第一公営住宅法（昭和二十六年法律第二百九十三号）の項及び道路法（昭和二十七年法律第二百八十九号）の項の改正規定に限る。）第十六条（地方公共団体の財政の健全化に関する法律

第二条及び第十三条の改正規定を除く。）、第五十九条、第六十五条（農地法第五十七条の改正規定に限る。）、第七十六条、第七十九条（特定農山村地域における農林業等の活性化のための

基盤整備の促進に関する法律第十四条の改正規定に限る。)、第九十八条(公営住宅法第六条、第七条及び附則第二項の改正規定を除く。)、第九十九条(道略法第十七条、第十八条、第二十

第七条及び附則第二項の改正規定を除く。第四十九条（道路沿線第十九条）第十二条の改正規定に限
り、第二十七条の改正規定を除く。第四十八条の四から第六十一条まで（道路沿線第十九条）第十二条の改正規定に限
り、第二十七条の改正規定を除く。第四十八条の七から第三十条、第四十一条、第八条、第十一条、第十二条、第十四条

る) 第百一条(道路整備特別措置法第三条、第四条、第八条、第十条、第十二条、第十四条及び第十七条の改正規定に限る)、第一百四条、第一百十条(共同溝の整備等に関する特別措置法及び第十七条の改正規定に限る)、

第二十六条の改正規定に限る)、第一百四条、第一百二十一条(都市再開発法第百三十三条の改正規定に限る)、第一百二十五条(公有地の拡大の推進に関する法律第九条の改正規定に限る)、

、第百三十一条（大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第百条の改正規定に限る。）、第百三十三条、第百四十二条、第百四十七条（電線共同溝の整備等に関する

の改正規定に附記第一百三十九条(電線の整備に関する特別措置法第二十七条の改正規定に限る)、第一百四十九条(密着街地における防災街区の整備に足りる法律第十三条、第二百七十七条、第二百一十七条、第二百一十三条から

の整備の促進に関する法律第十三章第二百七十七条第一百九十二条から二百九十五条まで及び第二百九十八条の改正規定に限る。) 第百五十三条、百五十五条

（都市再生特別措置法第四十六条、第四十六条の二及び第五十一条第一項の改正規定に限る。）、第一百五十六条（マンションの建替えの円滑化等に関する法律第二百二条の改正規定に限る。）、第

百五十九条、第一百六十条（地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法第六条第二項及び第三項の改正規定）同条第五項の改正規定（「第二項第二号イ」）

特例措置第二項第一項第一号イに改める部分に限る。並びに同条第六項及び第七項の改正規定に限る。」、第二百六十二条(高齢者、障害者等の多助率の算定に当りては、前項の規定を適用する場合においては、前項の規定による算定結果と、本項の規定による算定結果とのうち、低い方の算定結果を適用する。)

（二）第六十二条（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する規定）（同条第七項中「ときめき」を「高齢者等」として、次条第一項による協議会が組織されていないと規定する場合に付記する。）

きは」に改め、「次条第一項の協議会が組織されている場合には協議会における協議を、同項の協議会が組織されていない場合には」を削る部分を除く。）並びに同法第三十二条、第三十

九条及び第五十四条の改正規定に限る)、第一百六十三条、第一百六十六条、第一百六十七条、第一百七十二条(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第五十五条の五第二項第五号の改正規定に限る)、

第一百七十五条及び第一百八十六条规定(ボリ塩化ビフエニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法第七条第二項第三号の改正規定に限る。)の規定並びに付則第三十三条、第五十条、第一百七十五条及び第一百八十六条规定(ボリ塩化ビフエニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法第七条第二項第三号の改正規定に限る。)の規定並びに付則第三十三条、第五十条、

措置法第七条第二項第三号の改正規定に限る。)の規定並ては附則第三十二条第五十条(第百二十二条第一項第一号第一款)、第百二十二条第一項第一号第一款(地方税法(昭和二十五年法律第百二十五条)、且第百二十二条第一項第一号第一款(同法第百二十二条第一項第一号第一款)。

五百八十七条の二及び附則第十一條の改正規定に限る)、第九十条(租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)第三十三条、第三十四条の三第二項第五号及び第六十四条の改正規定

定期に限る)、第九十二条(高速自動車国道法(昭和三十二年法律第七十九号))第二十五条の改
正規定を除く)、第九十三条、第九十五条、第一百十一条、第一百十三条、第一百十五条及び第一百十

八条の規定
（土地改良法の一部改正に伴う経過措置）
公布の日から起算して三月を経過した日

(土地改良法の一部改正に伴う経過措置)
三十三条は、第十九条の規定の施行前に同条の規定による改正前の土地改良法第九十六条の二第一項によつて第十九条の規定の施行前に同条の規定による改正前の土地改良法第九十六条の二第一項によつて規定する地代の支拂いを免へる場合に、(略)

一項又は第九十六条の三第一項の規定により協議の申出があつた土地改良事業の開始、変更又は廃止については、なお従前の例による。

同じ)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第二十八条、第二十九条第一項及び第三項、第三十条から第四十条まで、第四十七条

(都道府県農業会議及び全国農業会議所の役員に係る部分に限る)、第五十条、第一百九条並びに第百十五条の規定

(土地改良法の一部改正に伴う経過措置)

第五十五条 施行日前に前条の規定による改正前の土地改良法第九十七条第六項、第九十八条第九

項又は第九十九条第十項の規定により都道府県農業会議が述べた意見は、前条の規定による改正

後の土地改良法第九十七条第六項、第九十八条第九項又は第九十九条第十項の規定により都道府

県機構が述べた意見とみなす。

(罰則に関する経過措置)

第一百四条 この法律の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることと

される場合及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律

の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第一百五十五条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む)は、政令で定める。

附 則 (平成二九年五月二六日法律第三九号) 抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第一条並びに次条及び附則第六条から第八条までの規定は、公布の日から施行する。

(土地改良法の一部改正に伴う経過措置)

第二条 第一条の規定による改正後の土地改良法第二条第二項(第五号に係る部分に限る)の規定は、前条ただし書に規定する規定の施行の日以後に発生した塩害について適用する。

第三条 この法律の施行の日(以下「施行日」という)前に第二条の規定による改正前の土地改良法(以下「旧土地改良法」という)第四十四条第一項の規定により同項の代表者がした土地改良区の組合員としての行為及び同条第四項の規定により同条第一項に規定する者のうちの一人に対してした行為については、なお従前の例による。

第四条 第二条の規定による改正後の土地改良法(以下「新土地改良法」という)第八十七条の三第一項の規定は、施行日以後に取得される農地中間管理事業の推進に関する法律第二条第五項に規定する農地中間管理権に係る農用地(土地改良法第二条第一項に規定する農用地をいう。以下この条において同じ)。(新土地改良法第八十七条の三第一項の規定により行う土地改良事業の施行により農用地への地目変換を予定する農用地以外の土地がある場合にあっては、その土地を含む。)について適用する。

第五条 次に掲げる手続については、新土地改良法第一百十三条の二の規定は、適用しない。

一 施行日前に土地改良法第五条第二項(旧土地改良法第九十六条の四第一項において読み替えて準用する手続)

二 施行日前に旧土地改良法第四十八条第三項の規定によりされた公告に係る土地改良事業計画の変更、土地改良事業の廃止又は新たな土地改良事業の開始に関する手続

三 施行日前に旧土地改良法第五十二条第五項(土地改良法第五十三条の四第二項(旧土地改良法第九十六条の四第一項において読み替えて準用する場合を含む。)において読み替えて準用する場合及び旧土地改良法第九十六条の四第一項において準用する場合を含む。)の規定によ

りされた議決に係る換地計画の決定又は変更に関する手続

四 施行日前に旧土地改良法第八十五条第二項若しくは第八十五条の三第二項又は土地改良法第八十五条の二第二項、第八十五条の三第七項、第八十七条の二第三項若しくは第九十六条の二

第二項の規定によりされた公告に係る土地改良事業の開始に関する手続

五 施行日前に旧土地改良法第八十七条の二第一項又は土地改良法第九十六条の三第二項の規定によりされた公告に係る土地改良事業計画の変更又は土地改良事業の廃止に関する手続

(罰則に関する経過措置)

第六条 この法律(附則第一条ただし書に規定する規定については、当該規定)の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む)は、政令で定める。

(検討)

この附則に規定するもののほか、この法律の施行に際し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む)は、政令で定める。

附 則 (平成二九年六月一日法律第四五号)

第九条 政府は、土地改良事業が効率的かつ効果的に実施されるよう、土地改良制度の在り方について不斷の見直しを行うとともに、平成三十五年度までの間に、農用地の集団化その他農業構造の改善の状況その他の事情を勘案し、新土地改良法の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則 (平成二九年六月一日法律第四五号)

第十条 政府は、民法改正法の施行の日から施行する。ただし、第二百三条の二、第二百三条の三、第二百六十七条の二、第二百六十七條の三及び第三百六十二条の規定は、公布の日から施行する。

附 則 (平成三十一年六月八日法律第二三号) 抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成三十一年六月八日法律第二三号) 抄

第一条 この法律は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、附則第九条の規定は、公布的日から施行する。

附 則 (平成三十一年六月八日法律第二三号) 抄

第一条 この法律は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、附則第九条の規定は、公布的日から施行する。

附 則 (平成三十一年六月八日法律第二三号) 抄

第一条 この法律の施行の際現に存する土地改良区及び土地改良区連合については、この法律によ

る改正後の土地改良法(以下「新法」という)第十八条第五項及び第六項並びに第八十二条第三項及び第四項の規定は、施行日から起算して四年を経過した日以後最初に招集される通常総会の終了の時までは、適用しない。

(役員に関する経過措置)

第二条 この法律の施行の際現に在任している総代並びにその手続が開始されている土地改良区の

総代の選挙及び当該選挙により選任される総代については、新法第二十三条第三項及び第四項の規定は適用せず、旧法第二十三条第三項から第八項まで及び第二十四条の規定は、なおその効力を有する。

附 則 (平成二十四年六月八日法律第二三号) 抄

第一条 この法律の施行の際現に在任している総代並びにその手續が開始されている土地改良区の

総代の選挙及び当該選挙により選任される総代については、新法第二十三条第三項及び第四項の規定は、施行日以後にその通知を發して招集する総会及び総代会について適用する。

(会議招集の公告に関する経過措置)

第二条 新法第二十三条第五項(新法第二十三条第五項及び第八十四条において準用する場合を含む。)の規定は、施行日以後にその通知を發して招集する総会及び総代会について適用する。

(決算関係書類に関する経過措置)

第六条 この法律の施行の際現に存する土地改良区及び土地改良区連合については、新法第二十九

条、第二十九条の二及び第三十条第一項第七号(これらの規定を新法第八十四条において準用す

る場合を含む。)の規定(貸借対照表に係る部分に限る。)は、施行日から起算して三年を経過した日以後に開始する事業年度から適用する。

(利水調整規程に関する経過措置)

第七条 この法律の施行の際現に存する土地改良区及び土地改良区連合については、新法第五十七条の二(新法第八十四条において準用する場合を含む。)の規定は、施行日以後最初に招集される通常総会の終了の時までは、適用しない。

(清算人の財産調査義務に関する経過措置)

第八条 新法第六十九条(新法第八十四条において準用する場合を含む。)の規定(貸借対照表に係る部分に限る。)は、施行日以後に生じた事由により土地改良区及び土地改良区連合が解散した場合について適用する。

(政令への委任)

第九条 附則第二条から前条までに規定するものほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第十条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後の規定の実施状況を勘案し、必要があると認めるときは、当該規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (令和元年五月二十四日法律第一二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

二 第一条中農地中間管理事業の推進に関する法律第二条第二項に一号を加える改正規定及び同一条第三項の改正規定(同項第二号に係る部分を除く。)、第二条中農業經營基盤強化促進法の目次改正規定、同法第四条から第七条までの改正規定、同法第二章第三節を削る改正規定、同法第十二条第一項及び第十三条第二項の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、同法第十四条の六第一項第二号、第十五条第二項及び第十六条の改正規定、同法第十八条の改正規定(同条第一項中第七号を削り、第八号を第七号とする部分を除く。)並びに同法第二十三条第十

二二条第一項及び第三十三条の改正規定、第三条中農地法第二条第三項第二号の改正規定、同法第三条の改正規定(同法第一項第七号の二に係る部分及び同条中第六項を削り、第七項を第六項とする部分を除く。)同法第四条第一項第三号及び第五条第一項第二号の改正規定、同法第十七条ただし書の改正規定(「第四条第四項第一号」を「第四条第三項第一号」に改める部分に限る。)、

同法第三十五条(見出しを含む。)の改正規定並びに同法第三十六条第一項第二号、第四十六条第一項及び第六十三条第一項第十四号の改正規定、第四条中農業振興地域の整備に関する法

律第十五条の二第一項第五号の改正規定並びに附則第三条から第五条までの規定、附則第十一

条中地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)別表第一農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)の項第十四号の改正規定並びに附則第十二条、第十三条及び第十五条から第十八条までの規定(公布の日から起算して一年三月を超えない範囲内において政令で定める日

(施行期日)

第一条 この法律は、令和三年九月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

二 第二十七条(住民基本台帳法別表第一から別表第五までの改正規定に限る。)、第四十五条、第四十七条及び第五十五条(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一及び別表第二の改正規定(同表の二十七の項の改正規定を除く。)に限る。)並びに附則第八条第一項、第五十九条から第六十三条まで、第六十七条及び第七十一条から第七十三条までの規定(公布の日

抄 (令和三年五月一九日法律第三七号)

(罰則に関する経過措置)

第七十一条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第七十二条 この附則に定めるものほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

(検討)

第七十三条 政府は、行政機関等に係る申請、届出、処分の通知その他の手続において、個人の氏名を平仮名又は片仮名で表記したものを利用して当該個人を識別できるようにするため、個人の氏名を平仮名又は片仮名で表記したもの戸籍の記載事項とすることを含め、この法律の公布後一年以内を目途としてその具体的な方策について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (令和四年三月三一日法律第九号)

(施行期日)

第一条 この法律は、令和四年四月一日から施行する。ただし、目次の改正規定(「第二百二十三条」を「第二百二十九条の二十八」に、「第二百三十六条の四」を「第二百三十六条の五」に改める部分を除く。)、第二十九条の二第三項の改正規定、第八十三条(見出しを含む。)の改正規定、(施行期日)

第二条 この法律による改正後の土地改良法(以下この条において「新土地改良法」という。)第二百四十五条を第二百四十六条とし、第二百四十四条を第二百四十五条とする改正規定並びに第二百四十三条を第二百四十四条とし、第二百四十二条の次に一条を加える改正規定は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(第八十七条の三第一項の規定により行う土地改良事業に関する経過措置)

第二条 この法律による改正後の土地改良法(以下この条において「新土地改良法」という。)第二百四十七条の三第一項(土地改良法第二条第二項第一号又は第七号の事業に係る部分に限る。以下同じ。)の規定は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)以後に取得される農地中間管

理事業の推進に関する法律(平成二十五年法律第二百一号。次項において「機構法」という。)第二

二条第五項に規定する農地中間管理権に係る農用地(土地改良法第二条第一項に規定する農用地をいう。以下同じ。)(新土地改良法第八十七条の三第一項の規定により行う土地改良事業の施行により農用地への地目変換を予定する農用地以外の土地がある場合にあつては、その土地を含む。次項において同じ。)について適用する。

(附則第二条ただし書に規定する規定の施行日の前までの間の読み替え)

第三条 施行日から附則第一条ただし書に規定する規定の施行日の前までの間ににおけるこの法律(同条ただし書に規定する改正規定を除く。)による改正後の土地改良法第二百二十二条第五項並びに第二百四十三条第十五号及び第六号の規定の適用については、同項中「会社法」とあるのは「会社法(平成十七年法律第八十六号)」とし、同条第十五号中「公告(第七十六条の三第二項(第七十六条の十六において準用する場合を含む。)の規定による公告を除く。)」とあるのは「公告」とし、同条第十六号中「登記(第七十六条の七第一項の規定による登記を除く。)」とあるのは「登記」とする。

(罰則に関する経過措置)

第四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (令和四年五月一〇日法律第四四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三条及び第七条から第九条までの規定並びに次条及び附則第六条の規定 公布の日
(土地改良法の一部改正に伴う経過措置)

第二条 前条第一号に掲げる規定の施行の日前に第八条の規定による改正前の土地改良法(以下この条において「旧土地改良法」という。)第九十六条の四第一項において読み替えて準用する旧土地改良法第八十七条の五第一項の規定により市町村の議会の議決を経てその応急工事計画を定めた土地改良法第二条第二項第五号の土地改良事業に関する旧土地改良法第九十六条の四第一項において読み替えて準用する旧土地改良法第三十六条第一項の規定による賦課徴収、旧土地改良法第九十六条の四第一項において読み替えて準用する旧土地改良法第三十六条の三第一項の規定による徴収及び旧土地改良法第九十六条の四第一項において読み替えて準用する旧土地改良法第九十条第四項の規定による徴収については、なお従前の例による。
(罰則に関する経過措置)

第五条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
(政令への委任)

第六条 附則第一条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (令和四年五月二七日法律第五六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第二十八条の規定は、公布の日から施行する。

(都道府県営土地改良事業に係る特別徴収金に関する経過措置)

第十八条 土地改良法第九十一条の二第六項第一号に掲げる者が、この法律の施行前に旧基盤強化法第十九条の規定による公告があつた農用地利用集積計画の定めるところによつてこの法律の施行前又は施行後に設定され、又は移転された農地中間管理権に係る賃貸借又は使用貸借の解除をした場合における特別徴収金の徴収については、なお従前の例による。
(政令への委任)

第二十八条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (令和四年六月一七日法律第六八号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一 第五百九条の規定 公布の日